

全国こども政策関係部局長会議

令和7年1月
こども家庭庁成育局

《 目 次 》

1. 制度改正を予定している事項の方向性等について	001
2. 保育政策の新たな方向性について	038
3. 保育士等の処遇改善について	044
4. 職員配置基準の改善について	047
5. 保育提供体制の確保について	049
6. こども誰でも通園制度について	054
7. 保育DXについて	057
8. 令和7年度予算案における事業等の拡充・見直しについて	068
9. 公定価格の改善について	080
10. 制度見直し(経過措置への対応)について	105
11. 「はじめの100か月の育ちビジョン」について	108
12. 保育教諭等の特例措置の延長について	112
13. 保育の質の向上について	116
14. 国家資格等情報連携・活用システムの導入について	118
15. 放課後児童対策パッケージ2025について	122

16. 妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業について	124
17. こどもホスピスの全国普及に向けた取組について	132
18. こどもの居場所づくりの推進について	133
19. 産後ケア事業の体制強化について	137
20. 乳幼児健診の推進について	147
21. プレコンセプションケア：性と健康に関する正しい知識の普及推進について	156
22. 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給について	162
23. その他母子保健行政に係る最近の動きについて	166
24. 児童福祉施設等の施設整備費国庫補助協議に係るスケジュール等について	178
25. 次世代育成支援対策施設整備交付金について	180
26. 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策について	181
27. 子ども・子育て支援施設整備交付金について	182
28. 児童福祉施設等に係る災害復旧費補助金について	183
29. 児童福祉施設等の災害時情報共有システムの運用・改修について	184
30. 子ども・子育て支援交付金について	185
31. 子ども・子育て支援特別会計の創設について	186

制度改正を予定している事項の方向性等について（案）

令和6年12月19日 子ども家庭庁成育局

I 経緯

- 昨年6月に閣議決定した「こども未来戦略方針」において、「出産・子育て応援交付金」の制度化の検討や「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設等を規定した「こども・子育て支援加速化プラン（以下「加速化プラン」という。）」の具体化に向けて、制度改正に必要な法案を2024年通常国会に提出すること等とされたことを踏まえ、昨年の分科会において、制度改正事項の論点整理が行われた。
- 具体的には、以下（1）～（6）については分科会で、①～⑤については他の検討会等で、制度改正の方向性について検討を行い、その内容を、昨年12月に分科会において「こども家庭審議会子ども・子育て支援等分科会における議論の整理について」（以下「議論の整理」という。）として、とりまとめていただいた。【資料1別添を参照】

<分科会で検討を行った事項>

- （1）出産・子育て応援給付金及び妊産婦等に対する伴走型相談支援の制度化
- （2）こども誰でも通園制度（仮称）の創設
- （3）保育所等における継続的な経営情報の見える化
- （4）小規模保育事業における3歳以上児の受入れ
- （5）保育士の復職支援の強化
- （6）保育所等の職員による虐待等に関する通報義務等

<他の検討会等で検討を行った事項>

- ①児童手当の拡充に向けた実務的な対応（こども政策に係る実務者検討会）
- ②基準を満たさない認可外保育施設の無償化に関する経過措置（こども政策に係る実務者検討会）
- ③地域限定保育士制度の全国展開（保育士資格等に関する専門委員会）
- ④保育教諭の特例措置の期限到来を受けた対応（保育士資格等に関する専門委員会）
- ⑤母子保健関係（成育医療等分科会）

- 上記のうち、「加速化プラン」に盛り込まれた（１）・（２）・（３）及び①・②については、これらを制度化するための「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が今年６月に成立した。また、④・⑤については、いわゆる「地方分権一括法案」として、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が同年６月に成立した。
- 一方で、昨年の分科会等において整理がなされたものの、加速化プランに盛り込まれていない事項（４）・（５）・（６）及び③については、制度詳細の更なる検討や調査研究を行うべく、引き続き検討を行ってきたところ。

Ⅱ 今後制度改正を予定している事項の方向性等について

- Iの経緯等を踏まえ、今後制度改正を予定している事項について、以下のとおり改めて整理を行った。昨年の「議論の整理」で整理いただいた「留意点や検討事項」にも留意しながら、具体的な制度改正に向けて取り組んでいく予定としている。

（１）小規模保育事業における３歳以上児の受入れ

○背景・経緯

- ① 小規模保育は、19人以下の利用定員で保育を行うもので、原則０～２歳児が対象。
- ② 「保育の体制整備の状況その他の地域の事情を勘案して、３歳以上児の保育が必要な場合」には３～５歳児の受入れを可能としている。

（参考）児童福祉法（昭和22年法律第164号）（抄）

第六条の三

- ⑩ この法律で、小規模保育事業とは、次に掲げる事業をいう。
 - 一 保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする施設（利用定員が六人以上十九人以下であるものに限る。）において、保育を行う事業
 - 二 満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、前号に規定する施設において、保育を行う事業
- ③ 平成29年より、国家戦略特区の認定区域計画に定められた事業実施区域（成田市、堺市、西宮市）においては、事業者の判断により小規模保育事業の対象年齢を０～５歳の間で柔軟に定めることが可能。

- ④ 国家戦略特区 WG の議論を踏まえ、
- ・ 令和 5 年 4 月、こどもの保育の選択肢を広げる観点から、0～2 歳児を対象とする小規模保育事業において 3～5 歳児を受け入れることについて、市町村がニーズに応じて柔軟に判断できることとする旨の通知を发出。
 - ・ 更に、規制改革実施計画（令和 5 年 6 月閣議決定）において、3～5 歳児のみの小規模保育事業を可能とする児童福祉法の改正について、次の法改正のタイミングであり方を検討することとされた。
- ⑤ ④を踏まえ、検討の上、改めて令和 5 年 11 月及び令和 6 年 11 月に国家戦略特区 WG で議論。

○制度改正の方向性

- ① こどもの保育の選択肢を広げる観点で意義があることから、地域の実情を勘案して必要であるときは、3～5 歳児のみの小規模保育事業の実施を可能とすることとする（児童福祉法等）。
- (※) 3～5 歳児のみを受け入れる特区活用施設において、支障は生じていないとの報告を受けている。
- ② 3～5 歳児のみの小規模保育事業者については以下のとおりとする。
- ・ 現行の小規模保育事業と同様に、地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として市町村が確認する仕組みを設けることとする（子ども・子育て支援法）。
 - ・ 現行の小規模保育事業では、保育内容の支援、代替保育の提供等を適切に行う観点から、連携施設を確保しなければならないこととされており、3～5 歳児のみを受け入れる小規模保育事業についても、連携施設の確保を求めることとする。
- (※) 現行の小規模保育事業と異なり、連携施設に卒園後の受け皿の設定に関する機能は求めない。
- ・ 小学校への接続に配慮し、集団での遊びの種類や機会の確保に留意・工夫を求めることとする。
 - ・ 3～5 歳児を適切な環境で受け入れる観点から、保育所の設備・面積基準と同様の保育室、屋外遊戯場等の設置を基準とし、配置基準は現行の小規模保育事業（A 型）と同様とする。

(2) 保育士の復職支援の強化

○背景・経緯

- ① 保育人材の確保は恒常的な課題であり、また、今後の保育士の職員配置基準の改善やこども誰でも通園制度の創設も見据え、保育人材確保策の強化を図る必要がある。
- ② 保育人材確保については、
 - ・ 養成校に通う学生への修学資金の貸付など資格の取得促進
 - ・ 保育所等の ICT 化の推進や保育士の保育業務の補助を行う保育補助者の配置などの業務負担軽減
 - ・ 潜在保育士（保育士資格を有する者であって、社会福祉施設等で従事していない者）の再就職の促進に総合的に取り組んでいる。
- ③ こうした取組の一環として、再就職に関する相談・就職あっせん、求人情報の提供等を行う「保育士・保育所支援センター」の設置及び運営に要する費用の一部を補助することにより、保育人材確保に係る地域の支援体制の整備を行っている。

(参考) 保育士・保育所支援センターの実施主体は都道府県、指定都市及び中核市としており、令和6年10月1日時点で46都道府県、75か所で実施。

○制度改正の方向性

- ① 都道府県が、以下の業務を行う拠点（「保育士・保育所支援センター」）としての機能を担う体制を整備するものとする。※指定都市・中核市は努力義務
 - ・ 保育に関する業務への関心を高めるための広報
 - ・ 保育に関する業務に従事することを希望する保育士に対し、職業紹介、保育に関する最新の知識及び技能に関する研修の実施その他の保育に関する業務に円滑に従事することができるようにするための支援
 - ・ 保育所の設置者に対する、保育士が就業を継続することができるような就労環境を整備するために必要な助言その他の援助
 - ・ 上記のほか、保育に関する業務に従事することを希望する保育士の就業及び保育所における保育士の就業の継続を促進するために必要な業務
- ② また、保育士・保育所支援センターが、保育士の確保のために上記の業務を行うに当たって、都道府県等との連携が不可欠であるため、保育士・保育所支援センター、国、地方公共団体、公共職業安定所等の連携・協力に関する努力義務規定を設ける。

(参考) その他、潜在保育士に再就職を働きかける取組を強化するため、以下の内容

の省令改正を措置済み（令和6年11月）。

- ・申請者が同意した場合に、様式に記載された情報（現住所、メールアドレス等）について「都道府県、指定都市又は中核市が保育士に対する情報提供や保育人材の確保のための検討」に活用することが可能となるよう様式改正。
- ・マイナンバー等による住所情報の連携・更新に向けた様式改正。

（3）保育所等の職員による虐待等に関する通報義務等

○背景・経緯

- ① 保育所等における虐待等の不適切事案が相次いだことを踏まえ実態調査（※）した結果、市町村が不適切保育の事実を確認したのは914件、虐待と確認したのは90件であった。

（※）調査対象期間：令和4年4月～12月

- ② こうしたことを踏まえ、こども家庭庁・文部科学省連名で「昨年来の保育所等における不適切事案を踏まえた今後の対策について」（令和5年5月12日）を取りまとめ、
 - ・こどもや保護者が不安を抱えることなく安心して保育所等に通う・こどもを預けられるようにすること
 - ・保育所等、保育士等が日々の保育実践において安心して保育を担っていただくこと

を基本的な考えとして進めていくこととした。

- ③ 具体的には、下記3点の対応を行うとした。
 - a) 虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドラインの策定
 - b) 児童福祉法の改正による制度的対応の検討
 - c) 虐待等の未然防止に向けた保育現場の負担軽減と巡回支援の強化
- ④ a)については、保育所等の職員による虐待について、保育所等や自治体において適切な対応が図られるよう、令和5年5月に「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」（※）を策定し、通知を発出している。

※「不適切な保育」の考え方の明確化、相談窓口の設置等の自治体における対応、保育の振り返りの実践等の保育所等における対応などを整理。

※現在、保育所等における不適切な保育に関する調査研究を行っており、自治体における虐待事案への対応等に係る現状を把握するとともに、「不適切な保育」の考え方に関する内容の拡充や、制度改正に伴う自治体における対応等の具体化等の観点からガイドラインの改正を予定。

- ⑤ b)については、児童養護施設や障害児者施設、高齢者施設と同様に、保育所等の職員による虐待等の発見時の通報義務の創設を含め、保育所等にお

ける虐待等への対応として児童福祉法の改正による制度的対応を検討する
とした。

また、「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」（令和
5年7月26日性被害・性暴力対策強化のための関係府省会議、こどもの
性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議）においても、児童養護
施設等における虐待行為に限定されている発見者の通報義務等に関し、保
育所等における虐待行為についても同様の仕組みを設けることについて
児童福祉法の改正による制度的対応を検討するとした。

○制度改正の方向性

- ① 保育所等の職員による虐待について、児童福祉法等を改正し、児童養護
施設等、障害児者施設、高齢者施設の職員による虐待と同様、下記の規定
を設ける。
 - ・ 虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通報義務
 - ・ 都道府県等による事実確認や児童の安全な生活環境を確保するために必
要な措置
 - ・ 都道府県等が行った措置に対する児童福祉審議会等による意見
 - ・ 都道府県による虐待の状況等の公表
 - ・ 国による調査研究 等
- ② もっぱら保護者と離れた環境下において、児童に保育や居場所の提供等
の支援を行う以下の施設・事業を通報義務等の対象として追加する。
【対象施設・事業】：保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、特別支援
学校幼稚部、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、
事業所内保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、
乳児等通園支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、
子育て短期支援事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、児
童育成支援拠点事業、母子生活支援施設、児童館

（４）地域限定保育士制度の全国展開

○背景・経緯

- ① 地域における保育人材確保のため、平成27年度に、国家戦略特別区域法
に基づく特例措置として、地域限定で保育士と同様に業務を行うことを可
能とする、いわゆる「地域限定保育士制度」が創設された（令和6年現在、
神奈川県、大阪府、沖縄県で本制度を活用）。
- ② この制度が創設された当時は、通常の保育士試験の実施回数は年間1回
だったが、その後年間2回実施の取組みが広がり、平成29年度以降は全て

の都道府県において年間2回試験を実施されている。

- ③ 保育人材の確保は、全国的な課題であるが、その状況には地方公共団体に差がある。特に不足するおそれ大きい地域について、集中的に保育士確保に取組を強化することが必要である。
- ④ また、昨年の「保育士資格等についての専門委員会」では、地域限定保育士試験の更なる質確保のために取りうる具体的な手法について、試験の妥当性、等質性、問題の識別力、試験運営の在り方等の観点や、現行の保育士試験の分析・検証も踏まえた上で、国において施行に向け、更に中長期的な課題について検討するとされた。

○制度改正の方向性

- ① 国家戦略特別区域法に基づく特例措置である「地域限定保育士制度」を一般制度化し、特定の都道府県又は指定都市においてのみ保育士と同様に業務を行うことができる資格制度を児童福祉法上に創設する。
- ② 都道府県又は指定都市（※1）は、保育士の確保のための措置を講じてもなおその区域内において保育士が不足するおそれが特に大きい場合に地域限定保育士試験の実施を国に申請し、国は地域限定保育士としての必要な知識及び技能を判定する試験として適当であることを確認の上、認定。
（※1）指定都市が認定を受けるためには、あらかじめ都道府県知事の同意を要することとする。
- ③ 一般社団法人や一般財団法人に限らず、法人一般を指定試験機関として指定できるものとする。
- ④ 地域限定保育士の登録後3年を経過した者のうち、地域限定保育士として一定の勤務経験（※2）がある者は、申請によって、全国で働くことのできる通常の保育士の登録が受けられるようにする。
（※2）1年間の勤務経験とすることを想定。

（その他）

- 児童虐待を受けた児童等への対応の強化として、今後、児童福祉施設等以外の者が一時保護委託を受ける場合の登録制度の創設や虐待が行われた疑いがある場合における面会等制限の規定の整備等を予定（こども家庭審議会児童虐待防止対策部会において検討中）。

(令和5年12月21日こども家庭審議会
子ども・子育て支援等分科会公表資料)

※今後制度改正を検討中の事項を赤枠囲みとしている。

こども家庭審議会子ども・子育て支援等分科会における 議論の整理について

令和5年12月21日

こども家庭審議会子ども・子育て支援等分科会

目次

I はじめに

II 制度改正の方向性等について

- (1) 出産・子育て応援給付金及び妊産婦等に対する伴走型相談支援の制度化
- (2) こども誰でも通園制度（仮称）の創設
- (3) 保育所等における継続的な経営情報の見える化
- (4) 小規模保育事業における3歳以上児の受入れ
- (5) 保育士の復職支援の強化
- (6) 保育所等の職員による虐待等に関する通報義務等

III おわりに

(参考)

- (1) 児童手当の拡充に向けた実務的な対応
- (2) 基準を満たさない認可外保育施設の無償化に関する経過措置
- (3) 地域限定保育士制度の全国展開
- (4) 保育教諭の特例措置の期限到来を受けた対応
- (5) 母子保健関係に関する事項

I はじめに

- こども家庭審議会子ども・子育て支援等分科会（以下「分科会」という。）は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行に関する重要事項を調査審議すること等を所掌事務としている（こども家庭審議会令（令和5年政令第127号）第5条第1項）。
- 先般の「こども未来戦略方針」（令和5年6月13日閣議決定）において、「出産子育て応援交付金」の制度化の検討や「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設等の「こども・子育て支援加速化プラン（以下「加速化プラン」という。）」の内容の具体化を進め、必要な制度改革のための所要の法案を2024年通常国会に提出すること等とされている。その他、「規制改革実施計画」（令和5年6月16日閣議決定）等において、子ども・子育て支援法等の制度改革の検討が必要とされている事項がある。
- こうしたことから、分科会の下に、加速化プラン等に基づく制度改革事項の論点等を整理することを目的とした子ども・子育て支援等に関する企画委員会を設置し、本委員会を2回開催して論点整理を行った上で、分科会において、
 - (1) 出産・子育て応援給付金及び妊産婦等に対する伴走型相談支援の制度化
 - (2) こども誰でも通園制度（仮称）の創設
 - (3) 保育所等における継続的な経営情報の見える化
 - (4) 小規模保育事業における3歳以上児の受入れ
 - (5) 保育士の復職支援の強化
 - (6) 保育所等の職員による虐待等に関する通報義務等について、各々の背景、経緯、制度改革の方向性について検討を行い、議論の整理を行った。次頁以降にまとめた「事務局提示案（第3回分科会（令和5年11月21日）提出資料より）」と「今後の留意点や検討事項」がそれである。
(※) 事務局提示案は、提出時から時点更新等の修正を一部行っている。
- また、以下の制度改革事項については、それぞれ他の分科会や専門委員会等で検討を行い、一定の整理を行い、本分科会においても報告することとしたものである。このため、これらの制度改革の方向性に係る議論の整理については、参考として本資料に添付する。
 - (1) 児童手当の拡充に向けた実務的な対応（こども政策に係る実務者検討会）
 - (2) 基準を満たさない認可外保育施設の無償化に関する経過措置（こども政策に係る実務者検討会）
 - (3) 地域限定保育士制度の全国展開（保育士資格等に関する専門委員会）
 - (4) 保育教諭の特例措置の期限到来を受けた対応（保育士資格等に関する専門委員会）
 - (5) 母子保健関係（成育医療等分科会）

II 制度改正の方向性等について

(1) 出産・子育て応援給付金及び妊産婦等に対する伴走型相談支援の制度化

[事務局提示案(第3回分科会(令和5年11月21日)提出資料より)]

<背景、経緯>

- 核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭も少なくない。全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備が喫緊の課題である。
- こうした中、令和4年度より、
 - ・ 伴走型相談支援(出産・育児等の見通しを立てるための面談等(①妊娠届出時、②妊娠8か月前後、③出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間)やその後の継続的な情報発信等を実施し、必要な支援につなぐ相談支援)
 - ・ 経済的支援(妊娠届出時と出生届出時の計10万円相当の経済的支援)を一体として実施する事業(出産・子育て応援交付金事業)を実施している。
- さらに、こども未来戦略方針(令和5年6月閣議決定)において、
 - ・ 「出産・子育て応援交付金」(10万円)について、制度化に向けて検討することを含め、妊娠期からの伴走型相談支援とともに着実に実施する。
 - ・ 妊娠期から出産・子育てまで、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ「伴走型相談支援」について、地方自治体の取組と課題を踏まえつつ、継続的な実施に向け制度化の検討を進める。こととされている。

<制度改正の方向性>

- そこで、以下のような改正を行う。
 - 経済的支援は、子ども・子育て支援法の新たな個人給付を創設し、伴走型相談支援は、児童福祉法の新たな相談支援事業を創設することとする。その上で、市町村は、新たな個人給付と、相談支援事業等の支援とを組み合わせることを規定する。

(子ども・子育て支援法の新たな個人給付)

- 子ども・子育て支援法上の新たな個人給付については、自治体の認定等の事務の軽減や、既存の経済的支援(児童手当や出産育児一時金等)との整理の観点から、妊婦支援を目的に、妊娠に着目した給付として「妊婦のための支援給付(仮称)」を創設する。
- 具体的な規定内容は以下のとおり。

【1回目の支給について】

- ・ 妊婦（※）は妊婦のための支援給付申請を行う。
- ・ 市町村は申請に基づき給付認定を行い、認定直後に5万円を支給する。
（※）妊婦であって日本国内に住所を有する者であることを要件として想定。
- ・ 運用としては、妊婦は、妊娠届出時や伴走型相談支援による1回目の面談の機会に合わせて、給付申請を行うことを想定しており、給付のために別途、来所等は不要とする。市町村は申請や認定時に伴走型相談支援を実施する。

【2回目の支給について】

- ・ 5万円の支給を受けた方は、妊娠しているこどもの人数等の届出を行う。
- ・ 市町村は届出後に残りの額として妊娠しているこどもの人数×5万円を支給する。
- ・ 運用としては、5万円の支給を受けた方は、出生届出時や伴走型相談支援による3回目の面談の機会に合わせて、妊娠しているこどもの人数等の届出を行うことを想定している。

【妊婦のための支援給付（仮称）の支給方法について】

- ・ 妊婦のための支援給付（仮称）は、子ども・子育て支援法の新たな個人給付として創設するため、市町村は法律で定められた金額を着実に支給する必要がある。そのため、紛争の未然防止や事務の確実かつ効率的な実施の観点から、支給金額を外形的に担保できる現金その他確実な支払の方法のみを給付金の支払方法として規定する。
- ・ 一方、給付金を確実に妊娠・出産・子ども・子育て支援に充てていただけるよう、市町村において、希望者が支給された給付金を妊娠・出産育児関連用品の購入・レンタル費用助成、サービス等の利用負担軽減のクーポン等で受け取れるようにすることは可能であり、こうした方法は給付金の趣旨に沿った形での利用を促進する観点から望ましいと考えられることから、国としても、好事例の周知や事務費の支援などにより引き続き後押ししていく。
- ・ 運用としては、市町村は、妊婦のための支援給付（仮称）の申請書に、「支給された給付金をクーポンで受け取ることを希望しますか」と記載し、クーポンで受け取ることを希望する方に、クーポンによる支給を実施する。

（児童福祉法の新たな相談支援事業）

- 児童福祉法の新たな相談支援事業については、主に妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等を行う事業として「妊婦等包括相談支援事業（仮称）」を創設し、児童福祉法の他の事業と同様に市町村の実施の

努力義務等を規定するとともに、母子保健法の事業との連携確保について定める。なお、出産後の3回目の面談は「乳児家庭全戸訪問事業」と一緒に行っている自治体が多く、その場合は「乳児家庭全戸訪問事業」で読むことが可能と整理する。

- 合わせて、子ども・子育て支援法上の地域子育て支援事業に位置づけるため、利用者支援事業の号の規定を一部改正する。

<今後の留意点や検討事項>

こども家庭庁は上記の方向で制度改正の検討を進めつつ、分科会においては下記の意見があったことから、こども家庭庁はこうした意見を踏まえ、法制化及び制度の運用に関する検討を進めるべきである。

- 給付金の支給方法をはじめとした制度の運用については、現在、予算事業で行っている出産・子育て応援交付金事業の実施状況を踏まえ、制度化以降も地方自治体において円滑に運用できるよう、地方自治体の意見を聞きながら、引き続き検討していくこと。
- 児童福祉法の新たな相談支援事業については、給付と一体となった相談事業であり、妊娠期から出産、子育てまでの切れ目ない支援の入り口として、重要であることから、地方自治体の取組状況や課題等をまとめる調査研究結果等を踏まえて、来年度、相談支援の効果的・具体的な方法について検討を行うべきである。その際、実施時期に応じた面談や情報提供の具体的な内容や方法、相談の実施体制や場所、特に母子保健事業をはじめとした他事業・他機関との連携のあり方等について検討を行うこと。

(2) こども誰でも通園制度（仮称）の創設

[事務局提示案（第3回分科会（令和5年11月21日）提出資料より）]

<背景、経緯>

- 就園していないこどもは0～2歳児の約6割を占める。現行の保育所等の制度では、就労等の保育の必要性がある者を対象としており、専業主婦家庭等を含めた就園していないこどもへの支援を強化していく必要。
- こうした中、こども未来戦略方針（令和5年6月閣議決定）において、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）を創設することとしている。
(※)「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）において、「全ての子育て家庭を対象とした支援の強化として、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度」（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業について、2023年度中の開始も可能となるよう支援を行う。」としており、これに対応した予算を補正予算に計上。
- 本制度について、2024年度は制度の本格実施を見据えた形で試行的事業を実施することとしており、本年9月から、試行的事業実施の在り方に関する検討会（秋田喜代美座長）において、制度の意義、具体的な事業実施上の留意点等を議論し、本年12月に中間取りまとめを行う。
- こども誰でも通園制度の意義は、
 - ・ 在宅で子育てをする世帯のこどもも、家庭とは異なる経験や、地域に初めて出て行って家族以外の人と関わる機会が得られること
 - ・ 保護者がこどもの専門的な理解を持つ人からこどもの良いところ等を伝えられるなどにより、保護者はこどもについて新たな気づきを得たりするなど、こどもの育ちや保護者とこどもの関係性にも関わっていくことなど、就園していないこどもの育ちを支えるためのもの。
- また、制度改正事項ではないものの、本制度はこどもの安全確保が大前提であり、慣れるのに時間がかかるこどもへの対応として、「親子通園」も可能とすることで検討会において議論している。

<制度改正の方向性>

- そこで、以下のような改正を行う。
- 現行の「子どものための教育・保育給付」とは別に、子ども・子育て支援法

上に新たに「〇〇給付」を創設する。

(参考) 市町村から事業の運営に要する費用に係る給付費を支給することとする。利用者負担は事業者が徴収。

- 利用対象者について、満3歳未満で保育所等に通っていないこどもを対象とし、子ども・子育て支援法上に居住する市町村による認定の仕組みを設けることとする。

(※) 0歳6か月までは制度として伴走型相談支援事業等があることや、多くの事業所で0歳6か月以前から通園の対象とするということはこどもの安全を確保できるのかということに十分留意が必要になるなどの課題があり、0歳6か月から満3歳未満を基本的に想定。
- 利用者は、月一定時間までの利用可能枠の中で利用が可能。
- 本制度を行う事業所について、市町村による指定(児童福祉法上の認可、子ども・子育て支援法上の確認)の仕組みを設けることとする。
 - ① 本制度を指す事業として、児童福祉法上に「〇〇事業」を新たに設け、設備運営基準への適合等を審査した上で、市町村が認可
 - ② 「〇〇給付」の支給に係る事業者として、子ども・子育て支援法上、市町村が確認
- 市町村による指導監査、勧告等を設けることとする。
 - ① 認可基準を満たしているかどうかの指導監査、勧告、命令等(児童福祉法)
 - ② 「〇〇給付」の支給に係る事業所への指導監査、勧告、命令等(子ども・子育て支援法)
- 市町村は子ども・子育て支援事業計画において、こども誰でも通園制度に関する必要定員総数や量の見込み等を定めることとする(子ども・子育て支援法)。
- 市町村による調整を行うのではなく、利用者と事業者との直接契約で行うこととする。
- その他、円滑な利用や運用の効率化を図るため、予約管理、データ管理、請求書発行の機能を持つシステムを構築する。

<今後の留意点や検討事項>

こども家庭庁は上記の方向で制度改正の検討を進めつつ、分科会においては下記の意見があったことから、こども家庭庁はこうした意見を踏まえ、法制化及び制度の運用に関する検討を進めるべきである。

- 利用対象者について、①こどもの虐待死の約半数は0歳児であることを踏まえ、0歳6か月までのこどもも利用できるような制度設計とすべき、②虐待死は0日・0か月児が多く、虐待死を防ぐためには出産前と出産直後から支

援がセットで実施されることが必須であり、この点は伴走型相談支援事業等による面談があること、安全配慮上の課題等を考慮して検討すべきであり、こども誰でも通園制度は実行可能な制度設計からスタートさせることが重要であること、初めて作られる制度であるということ、乳児院等が担っている中でかえってこどもを傷つけるようなことはあってはならないことといったことを踏まえ、0歳6か月までの子どもの受け入れについては慎重に考えるべき

- 0歳～2歳児の年齢ごとの関わり方と留意点について、保育所保育指針等の記載も踏まえた内容となるよう検討すべき
- 保育士が不足している状況を踏まえ、保育士の労働条件の改善や、地域における保育人材の確保体制の充実・強化に向けた対応を検討すべき
- 職員配置について、保育の質の確保や専門性をしっかりと発揮できるような形とすべき
- 制度の施行に当たっては、隠れ待機児童も含め、待機児童が解消できていない市町村もある現状などを含め、地域の事情を踏まえた制度設計とすべき
- こども・子育て政策の強化を担う保育士をはじめとした人材について、地方部において大変不足しており、その確保及び育成に対する支援を充実・強化すること、現場の意見を十分に踏まえるとともに、市町村が準備期間を確保できるよう、実施に係るスキーム等を早期に示すべき
- 利用可能枠について、市町村が実情に応じて柔軟にできるような形とすべき
- 利用が限られる地域では、制度を必要とする方がなるべく優先利用できるような制度設計とすることが望ましいのではないか
- 保育所、家庭的保育事業、幼稚園をはじめとした様々な事業者が参画しそれぞれの特性を発揮できるような形とし、そのために必要な人件費等の補助をしっかりと講じるとともに、実施を希望する事業者が基準を満たしている場合には実施できるような仕組みとすべき
- こども誰でも通園制度の利用に不安を感じるこどもや家庭に対して、制度の利用開始時期に家庭的保育事業の本領が発揮できる。具体的にはこども自身が自分の家以外の環境を知る・経験をすること、保護者以外の大人、保育者に出会い関わること、自分以外のこどもと関わることを主たる目的にして、大きな保育所等への通園につなげるという観点で、こどもが安心して過ごすことができる環境が家庭的保育事業にあるのではないか
- 事業者の指定について、既に類似した事業を実施している保育所等であれば指定は簡易な形にするなど、市町村の事務負担に考慮すべき
- 利用者と事業者との直接契約について、スムーズに契約できるようにすること、トラブルが生じた場合の対応を検討すべき

- システムの構築に当たっては、他の事業のシステムとの関係も整理すべき
- 一時預かり事業とこども誰でも通園制度の違いについて、保育現場での理解がなかなか深まっていない現状があり、例えばこども誰でも通園制度の利用時間を超えて利用した場合に、上乘せとして一時預かり事業で対応してよいかなど、具体的な運用方法などを整理の上、情報提供すべき
- 制度の意義や目的、理由など、こども誰でも通園制度の基本的な考え方について、事業者や自治体の方に理解してもらえるよう、表現の仕方を工夫することを含め、本制度の実施に向けて、本制度の不安解消を図るべき
- 親子通園について、慣れるまでの間にかかわらず、保護者側の状況に応じて親子通園の対象とすべき
- 障害児や医療的ケア児とその家族を支援する観点から、こども誰でも通園制度に、居宅訪問型の事業形態を含めるべき
- こども誰でも通園制度を地域資源の一つとして整備し、こども誰でも通園制度だけでなく、地域に多様な子育て支援サービスを整えて、重層的な見守り機能が発揮されるような制度設計とすべき

(3) 保育所等における継続的な経営情報の見える化

[事務局提示案（第3回分科会（令和5年11月21日）提出資料より）]

<背景、経緯>

- 令和4年12月の公的価格評価検討委員会において、「処遇改善を行うに当たっては、医療や介護、保育・幼児教育などの各分野において、国民の保険料や税金が効率的に使用され、一部の職種や事業者だけでなく、現場で働く方々に広く行き渡るようになってきているかどうか、費用の使途の見える化を通じた透明性の向上が必要。しかしながら、見える化に関する取組状況は分野ごとに様々であり、継続的な見える化に向けて必要な取組を、各分野において順次進めていく必要がある。」などの基本的な考え方が示された。
- これを受けて、令和5年1月より、子ども・子育て支援制度における継続的な見える化に関する有識者会議が開催され、見える化の目的、対象となる施設・事業者、報告・届出を求める情報、公表の方法等の制度の基本的な方向性について議論が行われ、令和5年8月28日に報告書が取りまとめられた。

<制度改正の方向性>

- そこで、以下のような改正を行う。
- 事業者（特定教育・保育提供者）に、施設（教育・保育施設）ごとに、毎事業年度の経営情報等※を都道府県知事に報告することを求める（子ども・子育て支援法）。
※収益・費用、職員給与状況等を想定。
- 都道府県知事には、事業者から報告された経営情報等の分析結果等※を公表することを求める（子ども・子育て支援法）。
※施設類型・経営主体類型等の属性に応じたグルーピングによって集計・分析した結果、施設単位の人件費比率・モデル賃金等を想定。

<今後の留意点や検討事項>

こども家庭庁は上記の方向で制度改正の検討を進めつつ、分科会においては下記の意見があったことから、こども家庭庁はこうした意見を踏まえ、法制化及び制度の運用に関する検討を進めるべきである。

- 継続的な見える化の目的が「公定価格の改善」であることを明確化すべき
- 事業者の事務負担も考慮しつつ、事業者に報告を求める経営情報等の詳細、集計・分析・公表の方法、制度実施上の留意点や配慮事項等について検討すべき
- 施設内での賃金配分が適切に行われているかを明らかにできるよう、職種ご

との賃金水準や処遇改善状況等を比較できるようにすべき

- 保護者や保育士等の求職者にとって必要な情報（職員配置状況、経験年数・勤続年数等）が含まれているかという観点も考慮すべき
- 子ども・子育て支援情報公表システム「ここ de サーチ」について、私学助成を受ける幼稚園の登録も増えるように周知すべき

(4) 小規模保育事業における3歳以上児の受入れ

[事務局提示案(第3回分科会(令和5年11月21日)提出資料より)]

<背景、経緯>

- 「小規模保育事業」とは、19人以下の利用定員で保育を行うもので、原則0～2歳児を対象としており、「保育の体制整備の状況その他の地域の事情を勘案して、3歳以上児の保育が必要な場合」には3～5歳児の受入れを可能としている。

(参考) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)(抄)

第六条の三

⑩ この法律で、小規模保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

- 一 保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする施設(利用定員が六人以上十九人以下であるものに限る。)において、保育を行う事業
- 二 満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、前号に規定する施設において、保育を行う事業

- 平成29年より、国家戦略特区の認定区域計画に定められた事業実施区域(成田市、堺市、西宮市)においては、事業者の判断により小規模保育事業の対象年齢を0～5歳の間で柔軟に定めることが可能。
- 国家戦略特区WGの議論を踏まえ、
 - ・ 令和5年4月、こどもの保育の選択肢を広げる観点から、全国において、0～2歳児を対象とする小規模保育事業において3～5歳児を受け入れることについて、市町村がニーズに応じて柔軟に判断できることとする旨の通知を発出。
 - ・ 更に、規制改革実施計画(令和5年6月閣議決定)において、3～5歳児のみの小規模保育事業を可能とする児童福祉法の改正について、次の法改正のタイミングであり方を検討することとされている。

<制度改正の方向性>

- そこで、以下のような改正を行う。
 - 集団生活を過ごすことが苦手なこどものニーズなど、こどもの保育の選択肢を広げる観点で意義があることから、地域の実情を勘案して必要であるときは、3～5歳児のみの小規模保育事業の実施を可能とすることとする(子ども・子育て支援法)。

(※) なお、3～5歳児のみを受け入れる特区活用施設において、支障は生じていないとの報告を受けている。

- 3～5歳児のみの小規模保育事業者について、
 - ・ 現行の小規模保育事業と同様に、地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として市町村が確認する仕組みを設けることとする（子ども・子育て支援法）。
 - ・ 現行の小規模保育事業では、保育内容の支援、代替保育の提供等を適切に行う観点から、連携施設を確保しなければならないこととされており、3～5歳児のみを受け入れる小規模保育事業についても、連携施設の確保を求めることとする。

(※) 現行の小規模保育事業と異なり、連携施設に卒園後の受け皿の設定に関する機能は求めない。
 - ・ 小学校への接続に配慮し、集団での遊びの種類や機会の確保に留意・工夫を求めることとする。
 - ・ 3～5歳児を適切な環境で受け入れる観点から、保育所の設備・面積基準と同様の保育室、屋外遊戯場等の設置を基準とし、配置基準は現行の小規模保育事業（A型）と同様とする。

<今後の留意点や検討事項>

こども家庭庁は上記の方向で制度改正の検討を進めつつ、分科会においては下記の意見があったことから、こども家庭庁はこうした意見を踏まえ、法制化及び制度の運用に関する検討を進めるべきである。

- 小学校への接続に留意が必要であることから、集団での遊びの種類や機会を確保できる環境を整えるべきであり、それに適した職員配置や人材の育成を検討すべき
- 3～5歳児のこどもの育ちや保育の質を考えると、分科会の結論としては、配置基準は現行の小規模保育事業（A型）と同様とすることで進めるべき
- 小規模保育事業における連携施設について、事業者の状況によっては「連携施設の園庭使用」や「連携施設との合同運動会の実施」のニーズが大きい場合もある一方、例えば障害のあるこどもが児童発達支援事業を利用しながら保育所の併行通園を行う場合など、要支援家庭や障害児の受け入れに関わる連携が重要である場合もあることから、合同運動会や園庭使用を小規模保育に求めるのではなく、保育所に限らず、こども家庭センターや地域の子育てひろば、児童発達支援センターなど、その家庭と接点を持つ様々な施設や支援事業者を「連携施設・支援事業者」として設定できるよう検討するなど、連携施設の在り方について検討すべき

- 小規模保育事業と保育所や認定こども園との関係に留意しつつ、適切な単価設定等の検討をすべき
- 待機児童の状況などを踏まえて3歳以上児の受入れをどのくらい希望しているかなど、地域ごとのニーズを調査して進めるべき

(5) 保育士の復職支援の強化

[事務局提示案（第3回分科会（令和5年11月21日）提出資料より）]

<背景、経緯>

- 保育人材の確保は恒常的な課題であり、また、今後の保育士の職員配置基準の改善やこども誰でも通園制度の創設も見据え、保育人材確保策の強化を図る必要がある。
- 保育人材確保については、
 - ・ 養成校に通う学生への修学資金の貸付など資格の取得促進
 - ・ 保育所等の ICT 化の推進や保育士の保育業務の補助を行う保育補助者の配置などの業務負担軽減
 - ・ 潜在保育士（保育士資格を有する者であって、社会福祉施設等で従事していない者）の再就職の促進に総合的に取り組んでいる。
- このうち、潜在保育士の再就職の促進について、再就職に関する相談・就職あっせん、求人情報の提供等を行う「保育士・保育所支援センター」について、当該センターの設置及び運営に要する費用の一部を補助することにより、こどもを安心して育てることができるよう体制整備を行っている。
(参考) 保育士・保育所支援センターの実施主体は都道府県、指定都市及び中核市としており、令和5年6月時点で46都道府県、72か所で実施。

<制度改正の方向性>

- そこで、以下のような改正を行う。
- 保育士・保育所支援センターが行う保育士の確保等に関する事務を都道府県の事務として児童福祉法上に位置づけるとともに、都道府県から委託を受けて保育士・保育所支援センターの事務を行う事業者について保育士の確保のための事務を行うに当たって都道府県等に対する情報提供の求めを可能とする。
これにより、都道府県が持つ保育士登録情報を把握することで、潜在保育士の再就職を働きかける取組を強化。
(参考) その他、マイナンバー等による住所情報の連携・更新ができるよう法令改正を行う。
- 具体的には、下記の事務を位置づけることとする。
 - ・ 保育所等における保育士の確保の動向、就業を希望する保育士の状況に関する調査
 - ・ 保育所等に対し、保育士の確保に関する情報の提供、相談等

- ・ 保育の知識・技能に関し保育士に対する研修
 - ・ 保育士に対し、保育の知識・技能に関する情報の提供、相談等
 - ・ 保育士に対し、就業促進に関する情報の提供、相談等
 - ・ 保育士について無料の職業紹介事業
- また、保育士・保育所支援センターは、保育士の確保のための事務を行うに当たって、都道府県等との連携が不可欠であるため、
- ・ 保育士養成施設、公共職業安定所等との連携
 - ・ その一環として、都道府県等の官公署に対し、情報の提供を求めることができることとする。
 - ・ その上で、事務を行うに当たって知り得た情報に関する秘密保持規定を設けることとする。

<今後の留意点や検討事項>

こども家庭庁は上記の方向で制度改正の検討を進めつつ、分科会においては下記の意見があったことから、こども家庭庁はこうした意見を踏まえ、法制化及び制度の運用に関する検討を進めるべきである。

- 保育士・保育所支援センターの運営等の評価などを検討すべき
- 保育人材確保策として、保育士の復職支援に限らず、更なる処遇改善や保育現場の環境整備に加え、保育の現場の魅力発信などについて検討すべき

(6) 保育所等の職員による虐待等に関する通報義務等

[事務局提示案(第3回分科会(令和5年11月21日)提出資料より)]

<背景、経緯>

- 昨年来、保育所等における虐待等の不適切事案が相次いだことを踏まえ実態調査(※)した結果、市町村が不適切保育の事実を確認したのは914件、虐待と確認したのは90件であった。

(※) 調査対象期間：令和4年4月～12月

- こうしたことを踏まえ、こども家庭庁・文部科学省連名で「昨年来の保育所等における不適切事案を踏まえた今後の対策について」(令和5年5月12日)を取りまとめ、
 - ・ こどもや保護者が不安を抱えることなく安心して保育所等に通う・こどもを預けられるようにすること
 - ・ 保育所等、保育士等が日々の保育実践において安心して保育を担っていただくことを基本的な考えとして進めていくこととした。
- 具体的には、下記3点の対応を行うとした。
 - ① 虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン(以下「ガイドライン」という。)の策定(「不適切な保育」の考え方の明確化、相談窓口の設置等の自治体における対応、保育の振り返りの実践等の保育所等における対応などを整理)
 - ② 児童福祉法の改正による制度的対応の検討
 - ③ 虐待等の未然防止に向けた保育現場の負担軽減と巡回支援の強化
- このうち②については、児童養護施設や障害児者施設、高齢者施設と同様に、保育所等の職員による虐待等の発見時の通報義務の創設を含め、保育所等における虐待等への対応として児童福祉法の改正による制度的対応を検討するとした。
- また、「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」(令和5年7月26日性被害・性暴力対策強化のための関係府省会議、こどもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議)においても、児童養護施設等における虐待行為に限定されている発見者の通報義務等に関し、保育所等における虐待行為についても同様の仕組みを設けることについて児童福祉法の改正による制度的対応を検討するとした。

<制度改正の方向性>

- そこで、以下のような改正を行う。

- 保育所等の職員による虐待について、児童福祉法等を改正し、児童養護施設等、障害児者施設、高齢者施設の職員による虐待と同様の規定を設ける。
 - ・ 虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通告義務
 - ・ 都道府県等（※）による立入検査や業務改善命令等
 - ・ 都道府県等が行った措置等に対する児童福祉審議会による意見等
 - ・ 都道府県による虐待事案等の公表
 - ・ 国による調査研究

（※）保育所の場合、児童福祉法に基づき都道府県又は指定都市・中核市が立入検査や業務改善命令等を行うとともに、子ども・子育て支援法に基づき市町村が立入検査や勧告・命令等を行うこととしており、都道府県と市町村が連携して対応することも想定。
- 対象となる施設・事業は、保育所その他、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、こども誰でも通園制度（仮称）を行う事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、児童育成支援拠点事業、児童館等とする。

（※）対象施設・事業の考え方
もっぱら保護者と離れた環境下において、児童に保育や居場所の提供等の支援を行う施設・事業を対象とする。

（※）保育所や幼保連携型認定こども園と同様、幼稚園及び特別支援学校幼稚部についても措置を講じる方向で文部科学省において検討中。

<今後の留意点や検討事項>

こども家庭庁は上記の方向で制度改正の検討を進めつつ、分科会においては下記の意見があったことから、こども家庭庁はこうした意見を踏まえ、法制化及び制度の運用に関する検討を進めるべきである。

- 職員に対しての通告義務が盛り込まれることは非常に重要だが、当該義務を果たさなかった場合にどのようなことが起こり得るのか、抑止力まで踏み込んで、制度改正が実効性の伴うものとなるようにすべき
- 虐待の未然防止として、職員への研修実施の促進などにより、職員の気づきを促すことなどの対応に取り組むべき
- 保護者や保育所等の職員が相談できる先として、自治体において対応窓口を設けるなどの体制を設けて、通告につながるようにすべき

Ⅲ おわりに

- この報告書は、こども家庭庁設置法に基づき、子ども・子育て会議に代わり本分科会が設置されて、初めての報告書である。

- こども家庭庁において今後法改正、制度の運用を行っていくにあたっては、以下の3点に特に留意をしていただきたい。
 - ・ 1つ目は、言うまでもなく、今回の制度改正は、こども基本法やこども家庭庁の基本的考え方である「こどもまんなか」を体現するものでなければならぬということである。制度の詳細を検討するに際しても、常に「こどもまんなか」の意識を持ち、こども基本法の目的規定にあるように、全てのこどもの育ちを支えるために、よりよい制度設計にしてもらいたい。また、保護者・養育者が安心と喜びを感じて子育てをし、保護者・養育者が社会とつながり合うことが、こどものより良い育ちにとって重要であることから、保護者・養育者を支えていくことも必要である。さらに、全ての子育て世帯が希望に沿った形で、働きながら安心してこどもを産み育てることができる環境を整備していくという視点も重要である。
 - ・ 2つ目は、「こどもまんなか」であると同時に、それを支える保育者、支援者自身が、保育・幼児教育やこどもの支援にやりがいを感じられるような環境を整備することも重要であることである。こうしたことから、加速化プランとして取組が進められている処遇改善や配置基準の改善の着実な実施のほか、ICT、DXなどデジタル行財政改革等により、職場環境の改善や自治体との間の行政事務などの事務負担の軽減を進め、今回の法改正だけではなく、あらゆる方法を用いて、こどもにかかわる仕事をしたいという熱い気持ちをもった人たちが、その思いをもって働き続けられるよう、保育人材確保の方策について取組を充実させて力を入れていくことが必要である。こうしたことは、安全、安心な保育・幼児教育やこどもの支援にもつながっていくものである。
 - ・ 3つ目は、加速化プランによる3兆円半ばの施策の充実を含めた子育て支援には、公費や、現在別途検討が進められている支援金制度などが用いられ、幅広い国民各層に支えられるものであることから、施策の実施状況等を常に検証しつつ、適切に見直しを行っていくことが重要であり、また、現場に身を置く者としては、「こどもの成長に寄り添い、支える」という形で応えていくことが必要である。

- 様々な環境にあるこどもたちを、その状況に応じて適切に支えていくためには、今回の制度改正事項だけではなく、これまでの保育・幼児教育、地域子

ども・子育て支援事業、母子保健事業等の様々な事業、令和4年の児童福祉法改正で導入されたこども家庭センターをはじめとする相談支援や産前産後の支援、要支援家庭の支援を含め、子育てにかかわる様々な実施機関がつながり、地域において面として支えていくことが重要である。また、自治体のなかでの子育て支援部局と要支援部局、幼児教育部局との連携、自治体と事業者、関係機関との連携が欠かせない。今回、制度化を進める伴走型相談支援や、数年後にすべての自治体で実施することになるこども誰でも通園制度を含め、各自治体で、これらをどのように有機的に結び付け、重層的にこどもたちと子育て家庭を支えていくことができるかが極めて重要である。

- 私たち分科会は、保護者・養育者、保育関係事業者、幼児教育関係事業者、地方公共団体、経済団体、学識経験者など、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なヴィジョン」(答申)の「こどもまんなかチャート」(社会の様々な立場の人がどのような立ち位置でこどもを支える当事者となり得るのかを図式化したもの)でいえば、それぞれの立場でこどもの育ちを支える当事者の集まりである。「子育てを社会全体で支えていく」ことができる社会を目指して、今後もこの分科会の中で、今回の制度改正を含めた様々な子育て支援が着実に進められるよう確認していく。

こども家庭審議会子ども・子育て支援等分科会 委員

- ◎秋田 喜代美 学習院大学文学部教授 東京大学名誉教授
 五十嵐 克也 日本商工会議所理事・企画調査部長
 大方 美香 公益社団法人全国保育サービス協会理事
 大阪総合保育大学大学院教授・学長
 岡本 美和子 公益社団法人日本助産師会常任理事
 日本体育大学児童スポーツ教育学部教授
 奥山 千鶴子 NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会理事長
 認定 NPO 法人びーのびーの理事長
 尾上 正史 全日本私立幼稚園連合会副会長 福岡幼児学園理事長
 加藤 篤彦 公益社団法人全国幼児教育研究協会理事
 武蔵野東第一・第二幼稚園園長
 倉石 哲也 武庫川女子大学心理・社会福祉学部教授
 古口 達也 茂木町長
 後藤 亜希子 NPO 法人家庭的保育全国連絡協議会副理事長
 駒崎 弘樹 NPO 法人全国小規模保育協議会理事
 認定 NPO 法人フローレンス会長
 佐藤 好美 産経新聞社論説委員
 佐保 昌一 日本労働組合総連合会総合政策推進局長
 志賀口 大輔 社会福祉法人日本保育協会前青年部長
 杉野 茂人 全国病児保育協議会会長
 ○鈴木 みゆき 國學院大學人間開発学部教授
 高谷 俊英 公益社団法人全国私立保育連盟常務理事
 高橋 慶子 全国国公立幼稚園・こども園長会会長
 目黒区立みどりがおかこども園園長
 手島 恒明 一般社団法人日本経済団体連合会人口問題委員会企画部会長
 寺尾 康子 全日本私立幼稚園PTA連合会常任委員
 戸巻 聖 一般社団法人全国認定こども園連絡協議会会長
 認定こども園くるみこども園園長
 徳倉 康之 NPO 法人ファザーリング・ジャパン理事
 新居 日南恵 NPO 法人 manma 理事
 則武 直美 全国児童養護施設協議会副会長 岡山聖園子供の家施設長
 藤迫 稔 箕面市教育委員会教育長
 松田 茂樹 中京大学現代社会学部教授
 松村 淳子 宇治市長
 三日月 大造 滋賀県知事 全国知事会子ども・子育て政策推進本部本部長
 水野 かおり 一般財団法人児童健全育成推進財団企画調査室参事
 宮田 裕司 NPO 法人全国認定こども園協会理事社会福祉法人堺暁福祉会理事長
 村松 幹子 社会福祉法人全国社会福祉協議会全国保育協議会副会長
 渡邊 寛子 保育園を考える親の会代表
 渡辺 弘司 公益社団法人日本医師会常任理事

(◎：部会長、○：部会長代理 五十音順 敬称略)

こども家庭審議会子ども・子育て支援等分科会等 開催経過

- 第1回 子ども・子育て支援等分科会 令和5年8月1日(火)
 - ・子ども・子育て支援をめぐる課題について

- 第2回 子ども・子育て支援等分科会 令和5年10月12日(木)
 - ・子ども・子育て支援をめぐる課題について
 - ・本分科会における制度改正に係る議論の進め方について

- 第1回 子ども・子育て支援等に関する企画委員会 令和5年10月31日(火)
 - ・本分科会における制度改正に係る議論に向けた論点整理について

- 第2回 子ども・子育て支援等に関する企画委員会 令和5年11月7日(火)
 - ・本分科会における制度改正に係る議論に向けた論点整理について

- 第3回 子ども・子育て支援等分科会 令和5年11月21日(火)
 - ・本分科会における検討事項に係る制度改正の方向性について

- 第4回 子ども・子育て支援等分科会 令和5年12月6日(水)
 - ・こども家庭審議会 子ども・子育て支援等分科会における議論の整理(案)について
 - ・公定価格等について

(参考) 各検討会等における議論の整理

1. こども政策に係る実務者検討会

- ・ 児童手当の拡充に向けた実務的な対応について P. 2
- ・ 基準を満たさない認可外保育施設の無償化に関する経過措置について P. 3

2. 保育士資格等に関する専門委員会

- ・ 地域限定保育士制度の全国展開について P. 4
- ・ 保育教諭等の特例措置の期限到来を受けた対応について P. 5

3. 成育医療等分科会

- ・ 産後ケア事業の全国展開について P. 6
- ・ 母子保健の健診等に係る事務のデジタル化について P. 7
- ・ 新生児マススクリーニングの推進について P. 8

- 「こども未来戦略方針」（令和5年6月13日閣議決定）において示している「加速化プラン」に基づき、児童手当について、所得制限の撤廃、高校生年代までの支給期間の延長、第3子以降3万円とする抜本的拡充を実施する。
- また、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）を踏まえ、支払月を隔月（偶数月）の6回とする法改正をあわせて行い、拡充後の初回支給を令和6年12月に前倒しする。
- 上記にかかる実務面の対応方針については以下のとおり。

【拡充範囲について】

- 新たに支給対象となる高校生年代の児童については、現行（中学生以下）と同様に、受給者が監護・生計要件を満たすかどうかにより支給の有無を判断する（児童の就労の有無、所得の有無は問わない）。
 ※施設入所等児童についても高校生年代までの支給期間の延長に伴い、所要の対応を行う。
- 父母など2人以上の者が監護・生計要件を満たす場合の児童手当の支給先は、引き続き、これらの者のうち生計を維持する程度の高い者とする。
- 多子加算について第3子以降3万円とする際、カウント方法については、現在の高校生年代までの扱いを見直し、月3万円受給できる第3子の範囲を広げる方向で検討中。

【受給資格について】

- 新たに受給資格が生じる者については、監護・生計要件の確認が必要なことから、認定申請を必要とした上で、施行前申請を可能とするとともに施行後も半年程度の申請猶予期間を設ける。また、申請漏れを防ぐ観点から、公簿等の情報に基づき対象者を特定した上で市区町村において申請勧奨を行っていただく。
- 受給額が増加する者については、公簿等の情報に基づき市区町村における職権による額改定が可能であることから、認定請求みなしの規定を設ける。

【適用関係の明確化について】

- 令和6年10月分以後の児童手当から拡充後の児童手当が適用され、同年9月分以前の児童手当又は特例給付の支給については現行規定が適用される旨を明確化するとともに、費用負担関係についても同様に明確化する。

【隔月支給への移行について】

- 隔月支給への移行に当たり、地方自治体の事務負担を可能な限り軽減する観点から、児童手当の支給の際に送付する支払通知書を廃止する等の事務の簡素化を行う。
- 毎年6月に行うこととしている現況確認の結果の反映は、市区町村における審査に要する時間も勘案し、10月支給分から（8月支給分は6月支給分と同様の取扱い）とする。
- 国から地方自治体に対して交付する児童手当等交付金については、4月、7月、11月にそれぞれ4か月分を交付することとする。

経過措置の内容

- 令和元年10月から実施している幼児教育・保育の無償化では、**認可施設に通うこどもと、都道府県等に届出を行い国が定める基準を満たした認可外保育施設等に通うこども**（※）が、**無償化の対象**。（※）保育の必要性の認定を受けたこども
- ただし、**経過措置として5年間（令和6年9月末まで）の間は**、猶予期間として、**認可外保育施設指導監督基準を満たさない認可外施設**に通うこどもについても、**施設が都道府県に届出をしていれば、無償化の対象としている**。
（子ども・子育て支援法改正法附則第4条）

基準適合の状況

- ・すべての基準を満たしている施設は全体の約75%（約1万施設）⇒ 令和6年10月以降も引き続き無償化対象となる。
- ・何らか満たしていない基準がある施設は全体の約25%（約3500施設）
ただし、そのうち多くは「**施設及びサービスに関する内容の揭示**（約11%）」、「**安全確保（安全計画の策定、訓練等）**（約10%）」、「**消防計画、防火管理者の選任・届出**（約9%）」、「**サービス利用者に対する契約内容の書面交付**（約7%）」など容易に満たし得る**基準**を満たしていないもの（①）。
「**保育室の面積**（約0.3%）」、「**非常口設置**（約1.3%）」など満たすために相当の期間を要するものは**極わずか**（②）。

※（）内の%は、令和3年度認可外保育施設の現況とりまとめの数値

令和6年9月までの対応方針

- ①の**満たしていない施設**に対しては、**保育の質の確保の観点から、経過措置期間中に基準を満たすよう指導監督等を徹底**。
- ②の経過措置期間中に**基準を満たす見込みがない施設**については、**当該施設を利用する無償化対象児童の転園の希望に応えるための対応を行う**。

令和6年10月以降の対応方針

上記の対応を行ってもなお、対応が困難な個別事例への対応は必要であることから、**現行の経過措置に代えて、外国人児童の多い施設や夜間保育所などについて、一定の期間（令和11年度末まで）、無償化対象とする新たな経過措置**を設ける。

- 全ての自治体に調査を行ったところ、**外国人児童の多い施設（8自治体）、夜間保育所（5自治体）**について対応が困難な事例として回答があった。
（具体例）
・ブラジル人児童が多い施設で、ポルトガル語など言語の問題から保育士確保が困難で保育従事者の有資格者の基準を満たせないが、母国語しか話せない児童は転園が困難。
・ベビーホテルで、夜間帯の保育士確保が困難で保育従事者の有資格者の基準を満たせない、あるいは、設備基準を満たせないが、夜間預けられる施設が近隣になく転園が困難。



- 一定の期間（令和11年度末まで）、無償化対象とする新たな経過措置を設ける。**
- ・対象施設の考え方として、下記のいずれも満たしていることを要件とする。
 - ① 児童福祉法に基づき、認可外保育施設として届出がされていること
 - ② 基準を満たしていない**外国人児童が多い施設や夜間保育所**などで、基準を満たすためには相当の期間を要し、かつ、認可保育所等に転園することが困難であること。
- （※ 都道府県知事が個別に施設を指定する）

【現行制度の概要】

- 「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律」（平成27年法律第56号）により創設。資格取得し、登録後3年間は当該国家戦略特別区域内のみで保育士として働くことができ、4年目以降は全国で働くことができる「地域限定保育士（正式名称：国家戦略特別区域限定保育士）」となるための試験制度。
- 平成28年11月以降、地域限定保育士試験において、都道府県知事が「保育実技講習会」を実施する場合、当該講習会を修了することにより、実技試験を免除する仕組みを導入。

【改正の方向性】

- 地域限定保育士の資格は、登録後3年間、特定の都道府県又は指定都市の区域においてのみ通用する資格として児童福祉法上に位置付ける。
（現行は、国家戦略特別区域法により、都道府県又は指定都市が試験を実施し、その区域内でのみ通用する資格として規定）
- 地域限定保育士試験は、保育士試験に加えて、その管轄する区域における保育士の確保のために特に必要があると認める場合（※1）に限り、都道府県知事又は政令指定都市の長（※2）の判断で行うものとする。
（※1）現在、行われている2回の保育士試験を行った上でなお試験を行う必要があることが認められる場合を想定
（※2）都道府県知事が地域限定保育士試験を行わず、かつ、あらかじめ都道府県知事の同意を得た場合のみ
- 一般社団法人や一般財団法人に限らず、法人一般を指定試験機関として指定できるものとする。
- 地域限定保育士試験は、保育士試験と同様、筆記試験と実技試験により実施するものとするが、国が定める要件を満たして都道府県又は指定都市が実施する実技講習会を修了することにより、実技試験を免除できるものとする。
- 地域限定保育士の登録を受けた日から起算して3年を経過した者のうち、地域限定保育士として1年間以上の勤務経験がある者は、申請によって、全国で働くことのできる通常の保育士の登録ができるようになるものとする。
- 地域限定保育士試験（筆記試験、実技試験、保育実技講習会）の科目、方法等については、国の定める基準等（※3）に従い、実施する都道府県又は指定都市で定め、実施後に結果を国に報告するものとする。
（※3）出題範囲や合格基準等、現状の児童福祉法施行規則や「保育士試験実施要領」等において規定されているものと同等の内容を規定するとともに、実技講習会についても基準を定めることを想定。

【今後の検討事項】

- 地域限定保育士試験の更なる質確保のために取りうる具体的な手法について、試験の妥当性、等質性、問題の識別力、試験運営の在り方等の観点や、現行の保育士試験の分析・検証も踏まえた上で、国において施行に向け、更に中長期的な課題について検討する。

【現行制度の概要】

- 幼保連携型認定こども園で勤務する保育教諭等については、**幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有が必要**。
〔就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律〕（※以下「認定こども園法」）15条第1項

特例措置 (※)

※令和6年度末まで

〔認定こども園法一部改正法の施行
（平成27年4月1日）から10年間〕

① 幼保連携型認定こども園の保育教諭等の資格要件

の緩和

- ・幼稚園免許状・保育士資格のいずれか一方の免許状・資格のみで保育教諭等となることができる特例。

（認定こども園法附則第5条）

② 幼稚園教諭免許状・保育士資格の取得要件の緩和

- ・免許状又は資格の一方のみを持ち、一定の勤務経験（3年かつ4,320時間）を有する者について、大学等で一定の単位（8単位（※））を履修すること等による、もう一方の免許状・資格の取得に係る特例。令和5年4月からは、幼保連携型認定こども園での勤務経験（2年かつ2,880時間）を更に上乗せすることで、履修単位を6単位に軽減する措置を講じている。

※通常、大学等において履修が必要な単位数
 ・幼稚園教諭免許状(二種)を取得する場合→短期大学士の学位+39単位(計62単位)
 ・保育士資格を取得する場合→68単位

【改正の方向性】

- 令和6年度末までとされている保育教諭等の資格の特例等について、5年間延長し、令和11年度末までとする。
（認定こども園法改正法附則第5条の改正）
- ただし、いずれか一方の免許状・資格のみで主幹保育教諭・指導保育教諭となることができる特例の延長は2年間（令和8年度末まで）とする。

また、以下について運用にて対応する。

- 各施設における保育教諭等の併有に向けた制度の周知、人事計画の策定を求めた上で、各施設における併有の計画的促進について、施設監査の際に確認する。
- 各園における保育教諭等の免許・資格の併有状況について、都道府県が公表することとする。

【今後の検討事項】

- 次期保育士養成課程等の見直しの際、保育教諭等としての養成課程等のあり方を検討する。

課題

- 母子保健法の一部を改正する法律(令和元年法律第69号)により、「産後ケア事業」が母子保健上に位置付けられ、市区町村はその実施に努めなければならないこととされた(母子保健法第17条の2第1項、令和3年4月1日施行)。
同事業については、少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)において、2024年(令和6年)度末までの全国展開を目指すとしており、令和4年度時点で1,462(約84%)の市区町村で実施されている。
- 産後ケア事業を全国展開し、支援を必要とする全ての方が利用できるようにするためには、計画的に提供体制を整備していくことが重要であるが、受け皿拡大や妊産婦のメンタルヘルスの対応に当たっては、市区町村だけではなく都道府県の役割も重要であると考えられる。
 - ➔ 市区町村の管内では委託先が確保できない場合への対応として、市区町村域を超えた広域的な調整を都道府県が担う必要
 - ➔ 妊産婦のメンタルヘルスに対応するための関係機関(地域の精神科医療機関、市町村、産後ケア施設など)のネットワーク体制の構築にあたって、医療体制を担う都道府県との連携が重要
- このため、**国、都道府県、市町村の役割分担を明確にし、計画的に提供体制の整備を進めること**が求められる。



改正の方向性

市町村が実施する産後ケア事業を子ども・子育て支援法第59条に定める「**地域子ども・子育て支援事業**」として位置づけることで、**国、都道府県、市町村の役割分担を明確**にし、提供体制の整備を図ることとする。

地域子ども・子育て支援事業に位置づけることにより想定される国・都道府県・市町村の役割

- 国** : 基本指針を定め、産後ケア事業の量の見込みの参酌標準や提供体制の確保の内容を示す。
- 市町村** : 基本指針に基づき、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を作成し、産後ケア事業の量の見込みと提供体制の確保の内容・実施時期を定める。
- 都道府県** : 「市町村子ども・子育て支援事業計画」の協議を受け確認する。また、基本指針に基づき、「都道府県子ども・子育て支援事業計画」を作成し、市町村の区域を超えた広域的な調整について定めるよう努める。

※ なお、子ども・子育て支援法においては、都道府県は地域子ども・子育て支援事業が円滑に行われるよう、市町村に対する適切な援助を行うこととされており、また、市町村が作成する計画の作成に当たっては都道府県への協議が必要であり、都道府県が同計画の確認を行っていることから、市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業の実施に要する費用について都道府県による財政支援が行われている。
(費用負担割合は国・都道府県・市町村それぞれ1/3(利用者支援事業については、国2/3、都道府県・市町村それぞれ1/6))

現状・課題

- 妊婦健診や乳幼児健診は、現状、紙を中心とした運用となっており、紙の受診券・問診票の印刷や郵送、紙に記載された健診結果の手作業での入力等に係る事務的なコストや、住民にとっても紙の問診票への繰り返しの記載にかかる手間が発生している。また、情報活用の観点からも、住民・医療機関・自治体間の情報共有にタイムラグがあるといった課題がある。
- 乳幼児健診・妊婦健診については、令和5年度中にデジタル庁が開発する母子保健情報等の情報連携基盤を活用して、マイナンバーカードを健診の受診券として利用することや、マイナポータル等を活用して問診票をスマートフォンで事前入力する事業を希望する自治体で先行的に実施する事業が進行中である。
- 出産に当たって里帰りをする妊産婦が一定程度存在する中で、妊産婦への切れ目のない支援を提供する観点から、自治体間での母子保健情報が十分に共有できていない場合があるという指摘がある。

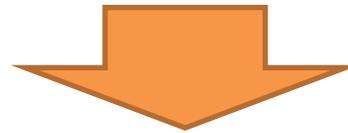


改正の方向性

- 令和5年度中に構築する情報連携基盤(PMH: Public Medical Hub)及びマイナンバーカードを活用した、母子保健の健診等に係る事務のデジタル化に向けて、母子保健法等を改正し、妊婦健診等の対象者に関する情報の収集、整理等の事務について、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に委託できることとする等の規定を設けることとする。
- その際、里帰りの妊産婦等に係る自治体間での情報連携に向けて、居住地の自治体が健康診査等を行う場合に、かつて居住していた自治体に情報の提供を求めることができることを定める母子保健法第19条の2の規定を改正し、住民票の異動の有無にかかわらず、自治体が健康診査等を行う場合に他の自治体に情報の提供を求めることを可能とする。

現状・課題

- 新生児マススクリーニングは、昭和52年から、都道府県・指定都市への国庫補助事業として開始され、平成13年から一般財源化されている。母子保健課長通知に基づき実施され、成育医療等基本方針等にもその推進が位置づけられているが、検査の実施や精度管理等についての法的な実施根拠が存在せず、都道府県・指定都市の予算事業として実施されている。
- また、新生児マススクリーニングの対象疾患は当初は5疾患であったが、検査技術や治療法の進展等を踏まえて拡充し、平成29年からは20疾患を対象として、通知で示している。これまで、研究班や関係学会の科学的知見等を参考に対象疾患の追加を個別に検討してきたが、追加に係る基準が明確でなく医学の進歩に即した対応が不十分といった指摘があったところ。
- こうした指摘等を踏まえ、令和2～4年度のAMED研究班において、対象疾患を選定する基準等に関する研究を実施することや、「新生児マススクリーニング検査に関する実証事業」を令和5年度補正予算で要求するなど、対象疾患追加に係る取組を進めているところ。



改正の方向性

- 新生児マススクリーニングについて、母子保健法第13条に基づく健康診査の実施主体に都道府県を追加する等により母子保健法上の健康診査に位置付ける。
 - また、新生児マススクリーニングの対象疾患や検査の実施方法等について、母子保健法第13条第2項に基づき国が定める健康診査の望ましい基準に位置付ける。
- ※ あわせて、すでに同項に基づく基準に位置付けられている妊婦健診以外の健康診査についても、同様に見直すこととする。

保育政策の新たな方向性

保育政策の新たな方向性

～持続可能で質の高い保育を通じたこどもまんなか社会の実現へ～

概要

○ 令和7年度から令和10年度末を見据えた保育政策は3つの柱を軸に推進する。

1. 地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実
【地域の課題に応じた提供体制の確保、職員配置基準の改善、虐待・事故対策強化 等】
2. 全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進
【こども誰でも通園制度、障害児・医療的ケア児等の受入強化、家族支援の充実 等】
3. 保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善
【処遇改善、働きやすい職場環境づくり、保育士・保育所支援センターの機能強化、保育DX 等】

- ☞ 全国どこでも質の高い保育が受けられる
- ☞ 地域でひとりひとりのこどもの育ちと子育てが
応援・支援される
- ☞ 人口減少下で持続可能な保育提供体制を確保

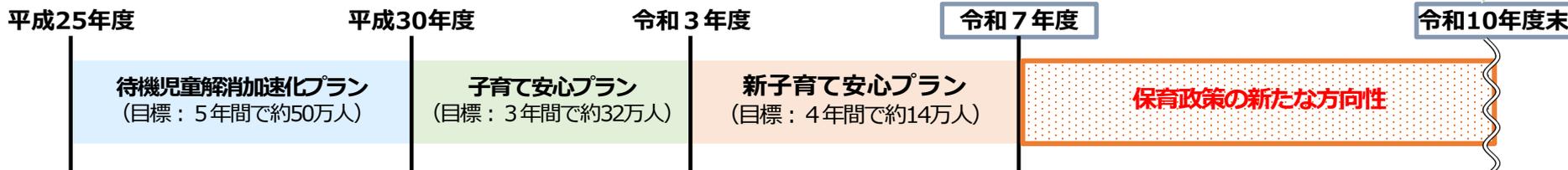


待機児童対策を中心とした「保育の量の拡大」

質の高い保育の確保・充実

全てのこどもの育ちと子育て家庭の支援

保育人材確保・テクノロジーの活用等



- ・待機児童は保育の受け皿整備の推進等により大幅に減少【待機児童数 H29:26,081人→R6:2,567人】
- ・過疎地域などでは保育所における定員充足率が低下【定員充足率 R6:全国平均 88.8% 都市部 91.6% 過疎地域 76.2%】
→ 待機児童対策を中心とした「**保育の量の拡大**」からの転換
- ・全てのこどもに適切な養育や健やかな成長・発達を保障していくことを求める「こども基本法」の成立 (R5.4.1施行)
→ 保育の必要性のある家庭を支えるのみならず、**全てのこどもと子育て家庭を支援することも重要に**

※「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえた保育内容の在り方、人口減少下における保育人材の在り方等の長期的な課題についても、今後、検討を進める。

- 人口減少に対応しながら、こどもまんなか社会の実現を図るため、保育政策について、今後は、待機児童対策を中心とした「保育の量の拡大」から、「地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実」と、「全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進」に政策の軸を転換。あわせて「保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善」を強力に進め、制度の持続可能性を確保。
- 全国各地域において、保育所等が専門的な保育の提供やこども・子育て支援の機能を最大限発揮し、全てのこどもの育ちの保障と、安心して子育てできる環境の確保が実現されるよう、国・自治体・現場の保育所等の関係者が政策の基本的な方向性と具体的な施策について認識を共有し、緊密に連携・協働して取組を強力に推進。

1. 地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実

「保育の量の拡大」から「保育の質の確保・向上」へ。人口減少を含めた地域の課題に応じた保育の量の確保を図るとともに、こどもの育ちを保障するための保育の質の確保・向上の取組を進める。【地域に必要な保育の提供体制を確保し、全国どこでも質の高い保育が受けられる社会へ】

○地域の課題に応じたきめ細やかな待機児童対策

- ・現状・課題の分析に基づく計画的な施設整備等の促進 等

○人口減少地域における保育機能の確保・強化

- ・現状・課題の分析に基づく計画的な取組の促進・多機能化の取組の促進 等

○保育提供体制の強化（職員配置基準の改善等）

- ・4・5歳児、3歳児の配置改善の促進、1歳児の配置改善
- ・保育の質の確保・向上のための人員配置等の在り方の研究 等

○保育の質の確保・向上、安全性の確保

- ・保育の質の確保・向上のための地域における体制整備の促進
- ・虐待や不適切な保育の防止・対応の強化 等

2. 全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進

「保育の必要性のある家庭」への対応のみならず、多様なニーズにも対応しながら、全てのこどもについて適切な養育や健やかな成長・発達を保障していく取組や、家族支援・地域の子育て支援の取組を進める。

【保育所等のこども・子育て支援の機能を強化し、全てのこどもの育ちと子育てが応援・支援される社会へ】

○こども誰でも通園制度の推進

- ・制度の創設と実施体制の整備・円滑な運用や利用の促進 等

○多様なニーズに対応した保育の充実

- ・障害児・医療的ケア児等の受入体制の充実
- ・病児保育、延長保育、一時預かりの充実 等

○家族支援の充実、地域のこども・子育て支援の取組の推進

- ・相談支援や居場所づくり等の推進
- ・要支援児童への対応強化
- ・「はじめの100か月の育ちビジョン」に基づく施策の推進 等

3. 保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善 【人材確保と効率的・効果的な業務基盤の整備を進め、持続可能な保育提供体制を確保】

保育人材の確保を一層促進するとともに、テクノロジーの活用等による業務改善を強力に推進し、業務の効率化と保育の質の確保・向上を図る。

○保育士・幼稚園教諭等の処遇改善

- ・民間給与動向等を踏まえた改善・経営情報見える化の推進 等

○保育DXの推進による業務改善

- ・保育所・幼稚園等におけるICT化の推進・給付・監査業務や保活の基盤整備 等

○働きやすい職場環境づくり

- ・保育補助者等の活用促進 等
- 新規資格取得と就労の促進
- ・資格取得や就業継続の支援の充実 等
- 離職者の再就職・職場復帰の促進
- ・保育士・保育所支援むの機能強化 等

○保育の現場・職業の魅力発信

- ・多様な関係者による検討・発信 等

1. 地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実

※は令和6年度補正予算又は令和7年度当初予算概算要求等で拡充・見直し

「保育の量の拡大」から「保育の質の確保・向上」へ。人口減少を含めた地域の課題に応じた保育の量の確保を図るとともに、こどもの育ちを保障するための保育の質の確保・向上の取組を進める [【地域に必要な保育の提供体制を確保し、全国どこでも質の高い保育が受けられる社会へ】](#)

主な施策	具体的な取組
(1) 市区町村による地域のニーズに応じた保育提供体制の確保	<p>①地域の課題に応じたきめ細やかな待機児童対策</p> <p>○<u>地域の課題に適切に対応し、待機児童が発生しない体制を確保する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各自治体における現状・課題の分析に基づく計画的な施設整備や取組への支援（施設整備の補助率の嵩上げ、年度途中入所の調整に必要な職員の配置支援等）※ ・待機児童発生自治体に対する国による個別のヒアリング・対策に係る助言援助 ・待機児童対策協議会を活用した支援 等 <p>②人口減少地域における保育機能の確保・強化</p> <p>○<u>地域分析や支援の強化により、地域における統廃合や規模の縮小、多機能化等の計画的な取組を促進し、人口減少地域等における持続可能な保育機能の確保を進める。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各自治体における現状・課題の分析に基づく計画的な統廃合や多機能化等の取組への支援（施設整備の補助率の嵩上げ）※ ・人口減少に対応した公定価格 ※ ・地域の実情に応じた多機能化等の取組の促進 ※ ・必要な場合に合併・事業譲渡等が進められる環境の整備 等 <p>③公定価格における地域区分の見直し（令和6年人事院勧告を踏まえた対応について、他の社会保障分野の動向等も踏まえながら検討）</p>
(2) 保育提供体制の強化（職員配置基準の改善等）	<p>○<u>保育の安全性と保育の質の確保・向上のため、職員配置基準の改善や、テクノロジーや幅広い人材の活用等、保育の提供体制の強化を進める。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・4・5歳児、3歳児の職員配置の改善の促進 ・1歳児の職員配置の改善 ※ ・保育の質の確保・向上のための人員配置等の在り方の研究 等
(3) 保育の質の確保・向上、安全性の確保	<p>○<u>保育人材の育成や保育の質の確保・向上のための地域における体制の整備を進めるとともに、虐待や不適切な保育、事故等の防止・対応や災害への対応力を強化し、保育の質の確保・向上と安全性の確保を図る。</u></p> <p>【保育の質の確保・向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育の質の確保・向上のための地域における体制整備の促進 ※ ・巡回支援の推進 ※ ・保育所保育指針等に基づく保育の質の確保・向上に向けた各保育所等の取組の推進 ・保育士等の養成や研修の充実 ※ ・第三者評価等による質の評価・改善の推進 ・効率的・効果的な指導監査の推進 ※ 等 <p>【安全性の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待や不適切な保育の防止・対応の強化（法整備、調査研究や事案分析を通じたガイドラインの充実等） ・性暴力防止の対策推進（こども性暴力防止法施行に向けた対応の推進、研修の充実等）※ ・事故等の防止・対応の強化（安全計画の作成・運用の徹底、研修や啓発の充実、テクノロジーの活用推進等） ・保育所等における防災機能・対策の強化 ※ 等

※は令和6年度補正予算又は令和7年度当初予算概算要求等で拡充・見直し

2. 全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進

「保育の必要性のある家庭」への対応のみならず、多様なニーズにも対応しながら、全てのこどもについて適切な養育や健やかな成長・発達を保障していく取組や、家族支援・地域の子育て支援の取組を進める【保育所等のこども・子育て支援の機能を強化し、全てのこどもの育ちと子育てが応援・支援される社会へ】

主な施策	具体的な取組
(1) こども誰でも通園制度の推進	<p>○「こども誰でも通園制度」について、令和7年度に制度化（地域子ども・子育て支援事業として各自治体の判断で実施）、令和8年度に給付化（全自治体で実施）し、円滑な運用や利用の促進により、就労要件を問わず全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度の給付化に向けた制度の構築、自治体支援等 ・実施のための計画的な施設整備やICT機器の活用等を支援 ※ ・新たな研修内容・研修ツールを構築・作成し、人材育成を推進 ・障害児・医療的ケア児、要支援児童への対応 ・制度の意義・概要や自治体、事業者、保育者等が事業を実施する上で留意すべき事項等を定めた手引きや実施の好事例集を作成・普及 ・制度の利用や実施の利便性・効率性の向上を図るため、予約管理、データ管理、請求書発行の機能を備えたシステムを構築・運用 ※ 等
(2) 多様なニーズに対応した保育の充実	<p>○障害児・医療的ケア児等の保育所等での受入強化や病児保育等の充実を図り、こどもや子育て家庭の多様なニーズに対応した保育の提供体制を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門職の活用や児童発達支援センター等との連携等により保育所等における専門的支援やインクルージョンを推進 ・併行通園の場合の障害児支援（児童発達支援事業所等）との連携を進め、包括的な暮らし・育ちの支援を推進 ・医療的ケア児の受入れや保育の充実 ※ ・異なる文化的背景を持つこどもへの支援 ・病児保育、延長保育、一時預かり等の支援等の充実 ※ 等
(3) 家族支援の充実、地域のこども・子育て支援の取組の推進	<p>○関係施策や関係機関と緊密に連携しながら、保育所等の利用児童の保護者等に対する子育て支援や、地域のこどもや子育て家庭を支援する取組、「はじめの100か月の育ちビジョン」に基づく施策等を進め、地域全体でこども・子育て家庭を応援・支援していく環境を整備する。</p> <p>【家族支援や地域のこども・子育て支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用児童の家族への養育支援や相談支援の推進 ・地域のこどもや子育て家庭への支援の推進 ・要支援児童への対応強化 ・こどもの居場所づくりの推進 ※ 等 <p>【「はじめの100か月の育ちビジョン」に基づく施策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえた広報・普及啓発、地域コーディネーター養成 ※ ・「はじめの100か月」の育ちに関する調査研究の推進 等

3. 保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善

※は令和6年度補正予算又は令和7年度当初予算概算要求等で拡充・見直し

保育人材の確保を一層促進するとともに、テクノロジーの活用等による業務改善を強力に推進し、業務の効率化と保育の質の確保・向上を図る。

【人材確保と効率的・効果的な業務基盤の整備を進め、持続可能な保育提供体制を確保】

主な施策	具体的な取組
(1) 保育士・幼稚園教諭等の処遇改善	<p>○民間給与動向等を踏まえた処遇改善に取り組むとともに、各保育所・幼稚園等におけるモデル賃金や人件費比率等の見える化を進め、保育士・幼稚園教諭等の処遇改善を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間給与動向等を踏まえた処遇改善 ※ ・処遇改善等加算の一本化と活用促進 ※ ・各保育所等の経営情報の継続的な見える化の推進 ※ 等
(2) 保育人材の確保のための総合的な対策	<p>①働きやすい職場環境づくり</p> <p>○保育現場の体制やサポートを充実するとともに、テクノロジーも活用しながら業務改善を進め、人材の参入や就労継続、保育の質の確保・向上につながる、働きやすい職場環境を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育補助者や保育支援者等の配置による体制の充実 ※ ・巡回支援や交流促進等による保育士や事業者へのサポートの充実 ※ ・休憩の適切な確保や自己研鑽の時間の確保の推進 ・テクノロジーの活用による業務改善の推進（後掲） 等 <p>②新規資格取得と就労の促進</p> <p>○保育士資格の新規取得や就業継続の支援の充実を図り、人材の参入や就労の継続を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定保育士養成施設への修学支援と保育所への就職促進 ※ ・保育所等で働きながら資格取得を目指す者への支援 ・地域限定保育士制度の一般制度化の検討 ・保育士養成課程の充実 ・保育士の登録に係るオンライン手続き化 等 <p>③離職者の再就職・職場復帰の促進</p> <p>○離職者の再就職や職場復帰の支援の充実を図り、潜在保育士が再び保育現場で活躍できる環境整備を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育士・保育所支援センターの機能強化 ※ ・再就職や職場復帰の支援（就職準備金の貸付支援、未就学児をもつ保育士の保育料の貸付等） ・潜在保育士の段階的な職場復帰支援 ・求人・求職の適切な環境の整備 等
(3) 保育の現場・職業の魅力発信	<p>○保育の現場や保育士等の仕事の魅力の発信を進め、若者や保護者をはじめ国民の理解を深め、保育人材の確保を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・魅力発信プラットフォーム（ハローミライの保育士）の整備・発信 ・多様な関係者による検討・発信（保育人材確保懇談会の開催等） ・自治体や保育現場等の地域の実情に応じた魅力発信の取組の支援 等
(4) 保育DXの推進による業務改善	<p>○各種手続の標準化・簡素化を図るとともに、テクノロジーの活用による業務改善を進め、効率化できた時間で保育の質の向上に取り組むことができる環境を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育現場における保育ICT（計画/記録、保護者連絡、登降園管理、キャッシュ決済）や、こどもの安全対策に資する設備等の導入推進 ※ ・給付・監査等の保育業務ワンスオンリーの実現（保育業務施設管理プラットフォームの構築と活用推進）※ ・保活ワンストップの実現（保活情報連携基盤の構築と活用推進/就労証明書のデジタル化）※ ・保育現場におけるテクノロジー活用を促進するための環境整備（①先端的な保育ICTのショーケース化、②ICTに関する相談窓口・人材育成、③ネットワーク形成・普及啓発、をパッケージとして行う「保育ICTラボ事業」の実施）※ ・こども誰でも通園制度の利用に係るシステムの構築・運用（再掲） 等

保育士等の処遇改善

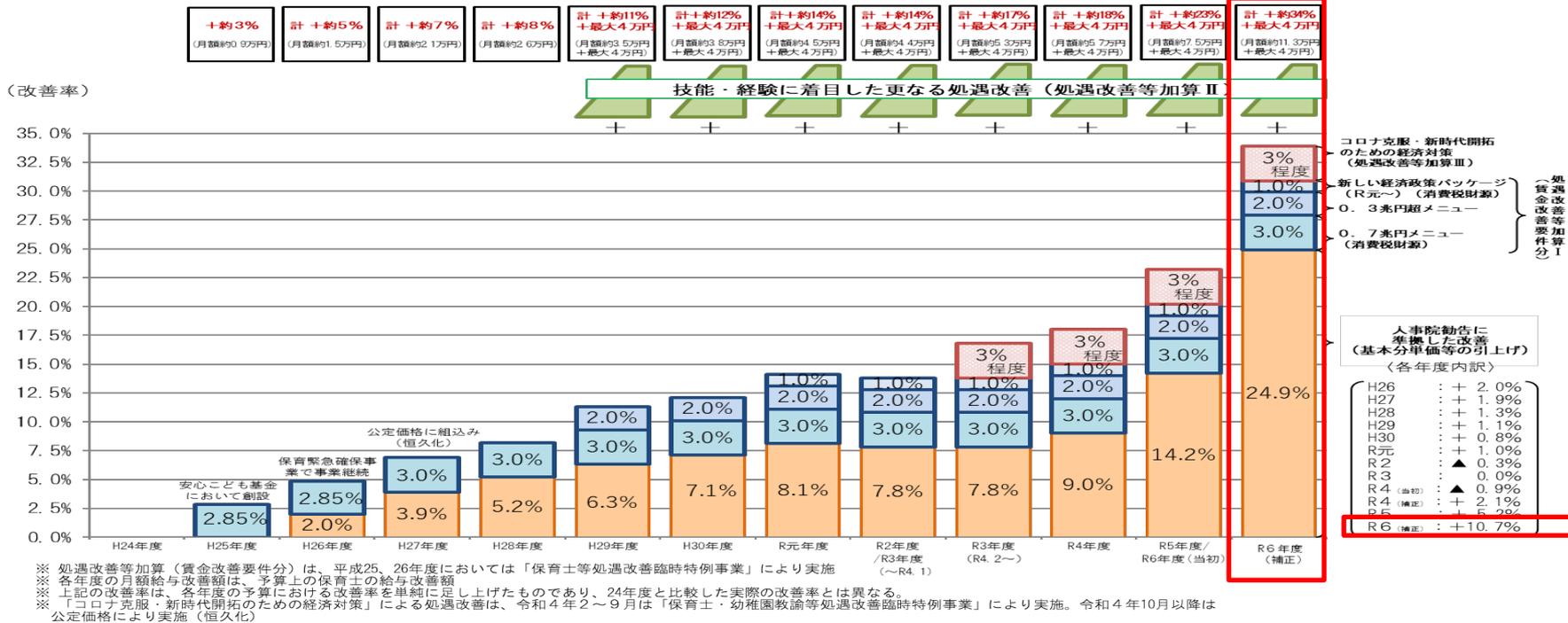
保育士等の処遇改善

こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）

- 保育士等の処遇改善については、令和5年人事院勧告を踏まえた対応を実施するとともに、民間給与動向等を踏まえた更なる処遇改善を進める。
- くわえて、費用の使途の見える化に向けて、事業者が施設ごとの経営情報等を都道府県知事に報告することを求めるとともに、報告された経営情報等の分析結果等の公表を都道府県知事に求めること等を法定化する。

令和6年度の対応

- 令和6年人事院勧告を踏まえ、保育士等の公定価格上の人件費を+10.7%改善【令和6年度補正予算1,150億円】



令和7年度予算案等における対応

- 保育士等の公定価格上の人件費について、令和6年補正予算で措置した+10.7%の改善を引き続き確保し、令和7年度予算案においても反映【令和7年度予算案1,607億円】（一般会計：882億円、事業主拠出金：725億円）
- 経営情報の継続的な見える化（保育所等が収支計算書や職員給与の状況等について都道府県に報告する仕組み）を施行し、保育所等の賃金の状況や費用の使途の分析・見える化を推進【令和7年4月施行、事業年度終了後5月以内に報告】
- 処遇改善等加算ⅠⅡⅢについて、事務手続きの簡素化等の観点から一本化（基礎分・賃金改善分・質の向上分の3区分に整理の上、配分ルールの柔軟化や賃金改善の確認方法の簡素化等を実施）

新たな継続的な見える化の制度における報告・公表の在り方について※

施行期日・報告期限等

※本資料は「専門家会議報告書」に基づき記載。今後、こども家庭庁において、この内容を踏まえて報告様式、公表様式及びマニュアル等を策定予定。

- 新たな制度の**施行期日**は令和7年4月1日。令和6年4月1日以降に始まる事業年度について報告対象とする。
- 経営情報等の**報告期限**は事業年度終了後5月以内。事業年度が令和6年4月1日～令和7年3月末日の場合、**同年8月末日までに報告**。
- **ここdeサーチを経営情報等の収集・公表に活用**。施設・事業者は報告内容を入力、自治体は報告内容を確認、ここdeサーチ画面で公表。

報告する経営情報等

情報項目	①人員配置 基準上の配置と実際の配置、職員の属性情報等	②職員給与 賃金水準、処遇改善状況、職員の属性情報等	③収支の状況 収入・支出の科目別の金額、人件費関連科目の内訳等
報告内容	給付・監査等で通常把握されている情報	処遇改善等加算の実績報告書を活用	各法人の会計基準に従って作成する決算書類の様式を活用

※施設・事業者の基本情報（施設類型、法人形態、地域、規模等の属性情報）については既に登録済みのため、都道府県・事業者は更新の有無を確認する必要がある。
※人的資本に関する事項（休暇取得状況、ICT導入状況、研修制度、人材育成の取組等）について任意に記載することができるようにする。

グルーピングした集計・分析結果の公表

- 幼児教育・保育の全体像を俯瞰し、**公定価格の改善をはじめとする政策検討に活用**。
- 施設類型、法人形態、地域、規模等の**属性に応じてグルーピングして集計・分析**することで、**公平・公正な比較・検証を実施**。
- 平均値・中央値に加えて**分散・相関関係・時系列推移等の状況も明らか**にする。

（公表が想定される主な事項）

- ✓ 職員1人当たりの平均給与／年
- ✓ 給与総額に占める職種間の配分割合
- ✓ 基準上の配置と実際の配置の比率
- ✓ 配置人員の構成比（職種別、属性別等）
- ✓ 総収入に占める主要な支出区分の割合（人件費、収支差額等）

個別の施設・事業者単位での公表

- 個別の施設・事業者単位での情報公表の充実を通じて、**保護者による施設・事業者の選択**や、**保育士等の求職者の職場の選択やキャリアの検討**等を支援していく。
- **施設・事業者や従事者の権利利益を保護しつつ、幼児教育・保育の質の向上や保育士等の勤務環境の改善等の前向きな取組が適正に情報利用者に伝わる**ことを目指す。

①モデル給与

- ✓ 保育士等の幼児教育・保育に直接従事する常勤職員は必須記載（経験年数、役職等も明示）。その他職員は任意記載。
- ✓ 基本給、手当、賞与等や月収と年収の目安を明示。
- ✓ 給与決定方法、賞与支給基準、時間外手当・退職手当の取扱、福利厚生、その他職員の処遇に関する事項は任意記載。

②人件費比率

- ✓ 総収入に占める人件費の割合を明示。
※該当するグルーピングにおける平均値等を参考情報として併記。
- ✓ 「狭義の人件費」については必須記載。
※会計基準上の人件費、派遣職員経費、法定福利費の合計。
- ✓ 「広義の人件費」については任意記載。
※「狭義の人件費」の他、福利厚生費、研修研究費、職員採用経費、その他「広義の人件費」と判断するものの合計。

③職員配置状況

- ✓ 基準上の配置と実際の配置の比率を明示。
※職員配置に係る加算措置や地方単独補助の有無等を付記。

職員配置基準の改善

1歳児の職員配置の改善

こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）

- 2024年度から、制度発足以来75年間一度も改善されてこなかった4・5歳児について、30対1から25対1への改善を図り、それに対応する加算措置を設ける。また、これと併せて最低基準の改正を行う（経過措置として当分の間は従前の基準により運営することも妨げない。）
- 2025年度以降、1歳児について、保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえつつ、加速化プラン期間中の早期に6対1から5対1への改善を進める。

令和6年度の対応：4・5歳児の配置基準の改善

【公定価格上の加算措置】 ※告示を改正

- 新たに「4歳以上児配置改善加算」を措置する
- 30：1の配置に要する経費と、25：1の配置に要する経費との差額に相当する金額を加算する。

※ チーム保育推進加算やチーム保育加配加算を取得している施設では、既に25：1以上の手厚い配置を実現可能としているため、引き続き、当該加算のみを適用することとする。

※ チーム保育推進加算は、主に3～5歳児について複数の保育士による体制を構築するための加算であり、令和5年度には、先んじて4・5歳児の配置改善を進めるため、大規模な保育所について、配置人数の充実（1人⇒2人）を行っている。



【最低基準等の改正】 ※内閣府令等を改正

- 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等を改正し、4・5歳児の職員配置基準を改善する
- 人材確保に困難を抱える保育の現場に、混乱が生じないよう、当分の間は、従前の基準により運営することも妨げないとする経過措置を設ける

年齢	従前の基準	新たな基準
4・5歳児	30：1	25：1

※ 3歳児については、平成27年度より「3歳児配置改善加算」を措置している（令和4年度の加算取得率：約90%）

※ 3歳児についても、4・5歳児と同様に最低基準等の改正（20：1⇒15：1）を行う

令和7年度予算案等における対応

- 1歳児の職員配置の改善を進めるため、公定価格上の加算措置として、新たに「1歳児配置改善加算」を措置する【令和7年度予算案109億円】
- 具体的には、人材確保や保育の質の向上の観点も踏まえ、職場環境改善を進めている施設・事業所において、1歳児の職員配置を5：1以上に改善した場合に、加算する（令和7年4月～）

※6：1の配置に要する経費と、5：1の配置に要する経費との差額に相当する金額を加算

【対象】以下の全てを満たす事業所（配置基準が既に5：1以上である小規模C・家庭的保育・居宅訪問型保育を除く）

- (1) 処遇改善等加算ⅠⅡⅢの全てを取得している
- (2) 業務においてICTの活用を進めている（※①登降園管理、②計画・記録、③保護者連絡、④キャッシュレス決済のうち、①及びもう1機能以上の機器を導入し活用している）
- (3) 施設・事業所の職員の平均経験年数が10年以上

保育提供体制の確保

地域の課題に対応した財政支援

- 「新子育て安心プラン」に基づく実施計画の採択や「待機児童解消に向けて緊急に対応する取組」により実施する財政支援について、「保育政策の新たな方向性」のとりまとめに伴い、支援の内容及びその採択要件の見直しを行う。

採択分類・採択対象

【認可保育所等（※1）】

1. 待機児童対策(※2)

【1.①の事業】各年度の4月1日時点において待機児童が10人以上見込まれる市区町村

【1.②～⑦の事業】各年度の4月1日時点において待機児童が10人以上見込まれる市区町村又は過去3年以内に待機児童が生じている市区町村（※3）

2. 人口減少対策

過疎市町村のうち、保育ニーズの減少が見込まれる市区町村（※4）

3. 地域の課題に応じた対策

待機児童や人口減少、その他保育提供体制にかかる課題が特に深刻であり、地域の課題や対応方針等にかかる計画を国に提出する市区町村

- ※1 認可保育所等における採択について、同一自治体に対して1～3の複数の採択を可能とする。
- ※2 令和7年度当初予算においては経過措置として従前の採択要件により実施計画を提出する市区町村も対象とする。
- ※3 令和5年度または令和6年度に実施している自治体は、令和8年度以降に採択の対象外となった場合でも令和11年度末までは経過措置として補助の対象とする。
- ※4 財政支援を受けないことによりニーズの減少が見込まれる場合を含む

【1. 待機児童対策の採択により受けられる財政支援】

項目	内容
①就学前教育・保育施設整備交付金 保育所等改修費等支援事業 安心こども基金（整備・改修）	定員拡大を伴う整備にかかる国庫補助率の嵩上げ（※5） （1/2→2/3）
②民有地マッチング事業	補助要件
③保育利用支援事業（予約制）	補助要件
④一時預かり事業（一般型）	緊急一時預かりの補助要件
⑤一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）	補助要件
⑥認可化移行運営費支援事業	地方単独保育施設加算の適用を受けて実施する場合の加算要件
⑦幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業	職員の配置の弾力化の要件

※5 実施計画の採択のほか、別途国庫補助基準上の要件あり。

【2. 人口減少対策の採択により受けられる財政支援】

項目	内容
①就学前教育・保育施設整備交付金 保育所等改修費等支援事業	多機能化や統廃合のための整備にかかる国庫補助率の嵩上げ（1/2→2/3）

【3. 地域課題に応じた対策の採択により受けられる財政支援】

項目	内容
①保育士宿舎借り上げ支援事業	補助要件
②広域的保育所等利用事業	企業主導型保育事業等において単独で実施する場合や、新制度未移行幼稚園での預かり保育を実施する施設の共同利用により実施する場合の補助要件
③都市部における保育所等への賃借料支援事業	補助要件
④利用者支援事業（基本型）	夜間加算、休日加算及び機能強化のための取組の加算の加算要件
⑤利用者支援事業（特定型）	補助要件
⑥一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）	補助要件

【こども誰でも通園制度】

こども誰でも通園制度のための整備・改修が必要な市区町村

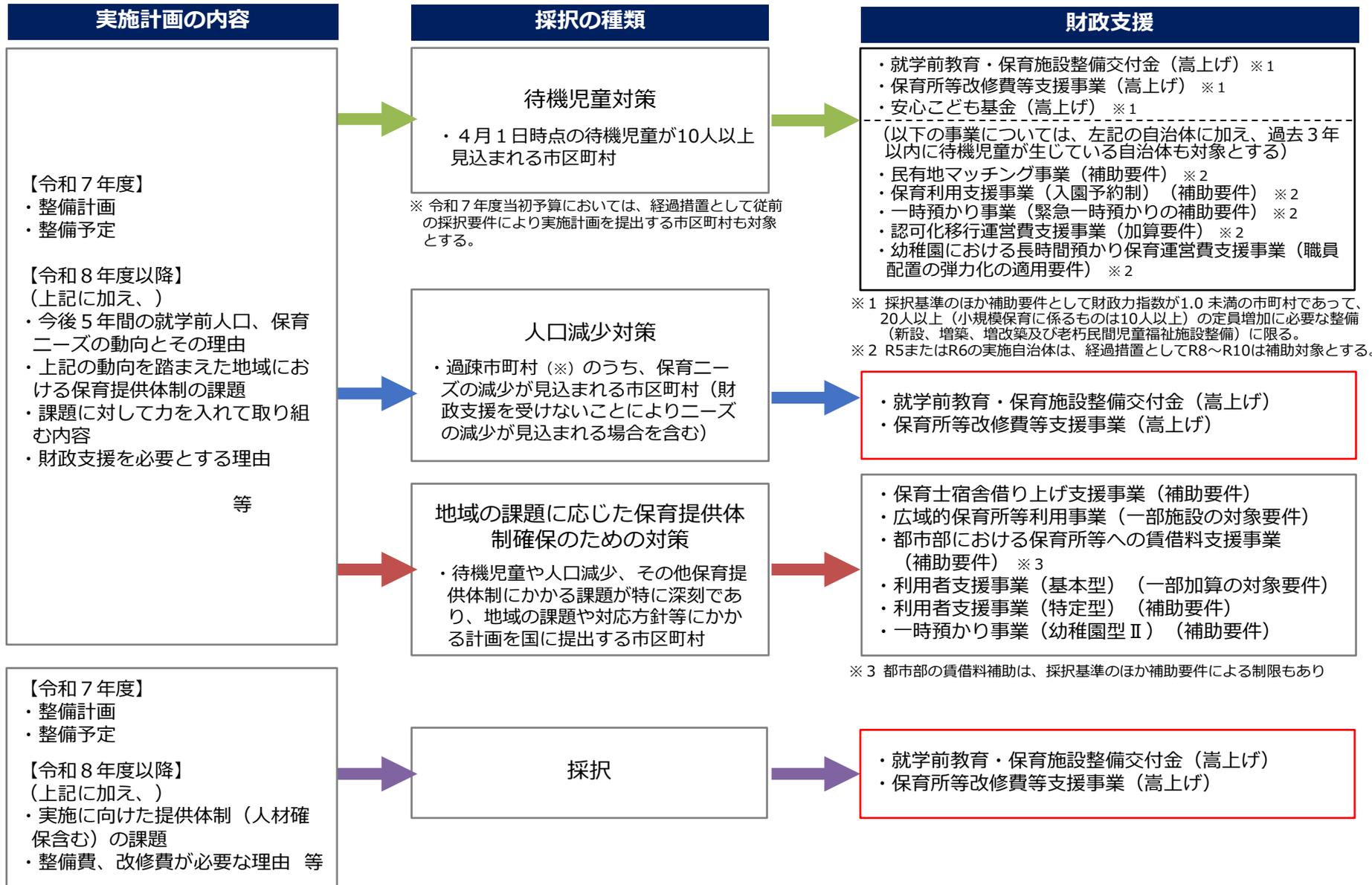
項目	内容
①就学前教育・保育施設整備交付金 保育所等改修費等支援事業	国庫補助率の嵩上げ（1/2→2/3）

※ 「新子育て安心プラン実施計画」の採択等による就学前教育・保育施設整備交付金、保育所等改修費等支援事業及び保育補助者雇上強化事業の補助単価の嵩上げ、都市部における保育所等に対する賃借料支援事業のうち建物借料と公定価格の賃借料加算の乖離が2倍を超えた場合の補助、保育環境改善等事業のうち環境改善等事業（緊急一時預かり推進事業）の補助及び子ども・子育て支援整備交付金における放課後児童クラブの整備にかかる国庫補助率の嵩上げは廃止

「保育提供体制の確保のための実施計画」の採択スキーム

認可保育所等

通園制度
こども誰でも



※ 過疎市町村：過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第1号）に基づく、全部過疎市町村、一部過疎を有する市町村及びみみなし過疎市町村
 ※ 令和8年度以降、計画の提出にあたっては、地方版子ども・子育て会議等の承認を得ることを要するものとする（事後の承認を含む）。
 ※ 令和8年度以降の運用の変更時期については、令和7年度中に前倒しとなる可能性があることに留意すること。

令和7年度予算案 245億円 + 令和6年度補正予算額 829億円 (245億円)

※ () 内は前年度当初予算額

事業の目的

- 保育所等の保育の提供体制確保に向けて、保育所等の新設、修理、改造又は整備に要する経費等を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来る環境を整備する。

事業の概要

- 市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所等に係る施設整備事業及び防音壁設置の実施等に要する経費に充てるため、市区町村等に交付金を交付する。
- 【対象事業】
 - ・ 保育所整備事業
 - ・ 幼保連携型認定こども園整備事業
 - ・ 認定こども園整備事業（保育所型、幼稚園型）
 - ・ 公立認定こども園整備事業
 - ・ 小規模保育整備事業
 - ・ 防音壁整備事業
 - ・ 防犯対策強化整備事業
 - ・ 乳児等通園支援事業実施事業所整備事業

実施主体等

- 【実施主体】 (私立) 市区町村 (公立) 都道府県・市区町村
- 【設置主体】 (私立) 社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等 (公立) 都道府県・市区町村
(保育所及び認定こども園 (保育所機能部分) については公立を除く)
- 【対象施設】 保育所、幼稚園 (認定こども園への移行に伴うもの)、認定こども園、小規模保育施設
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度) 実施事業所 等
(保育所及び認定こども園 (保育所機能部分) については公立を除く)
- 【補助割合】
(私立) 国：1/2、市区町村：1/4、設置主体：1/4
国：2/3、市区町村：1/12、設置主体：1/4

<補助率の嵩上げについて> 以下に該当する場合には補助率の嵩上げを行う (1/2→2/3) ※令和7年度当初予算では経過措置あり

- 待機児童対策
待機児童が10人以上見込まれる地域 (保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要) で20人以上の定員増加に必要な整備であること等
- 人口減少対策
過疎市町村のうち、保育ニーズの減少が見込まれる市区町村 (財政支援を受けないことによりニーズの減少が見込まれる場合を含む)
(保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要)

- (公立) 原則国 1/3、設置者 (市区町村) 2/3
※補助率は個別のメニュー等により異なる。また、沖縄分は内閣府において計上。

※乳児等通園支援事業 (私立) 国：2/3、市区町村：1/12、設置主体：1/4 (公立) 国 2/3、設置者 (市区町村) 1/3

※防災・減災・国土強靱化のための5か年加速化対策 (9.4億円)

事業の目的

- 過疎地域の保育所は、地域で唯一の子育て支援の拠点でもあり、その保育所が運営困難に陥ると、こどもを預けて働く場やこどもが集まる場所がなくなり、地域そのものの維持が難しくなる。このような人口減少が進む状況において、過疎地域にある保育所等における地域の人々も交えた様々な取組について支援するとともに、保育所の多機能化に向けた効果を検証することで、地域インフラとしての保育機能の確保・強化を図る。

事業の概要

【事業内容】

- 認可保育所、認定こども園及び小規模保育事業で行う地域の人々も交えた様々な取組を支援し、具体的な取組内容や運用上の工夫、財政面も含めた運営上の課題など、今後の保育所の多機能化に向けた効果等を検証し、地域における保育機能の確保・強化を図るためのモデルを構築する。

【対象自治体】

- 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）に基づく「全部過疎市町村」（713自治体）、「みなし過疎市町村」（14自治体）及び「一部過疎市町村」（158自治体）

【対象施設】

- 既存の認可保育所、認定こども園及び小規模保育事業所であって、地域の維持や発展のために存続が不可欠な施設。
※ 実施施設数は1施設に限定せず、複数の施設を定めて実施することも可能とする。

【対象経費】

- 自治体における検討会開催や報告書作成に要する費用
- 取組に対する指導・助言や、事業者同士の連携等を行うコーディネーターを自治体に配置する費用
- 施設における取組に対する人件費や物品購入等の事業費等
※ 既存の国庫補助事業や営利目的の取組にかかる事業経費は補助の対象外とする。

実施主体等

【実施主体】 市区町村（市町村が認めた者への委託可）

【補助基準額】 一般型：1自治体あたり 10,000千円

被災地型：1自治体あたり 15,000千円

【補助割合】 国：3/4、市区町村：1/4

※実施自治体は国への協議（公募）により採択をうける自治体。

※自治体における検討会開催や報告書作成の費用を含む。

また、各取組の利用料が生じる場合は別途徴収が可能。

※能登半島地震により被災した能登半島の3市3町で実施する場合。

【自治体における検証】

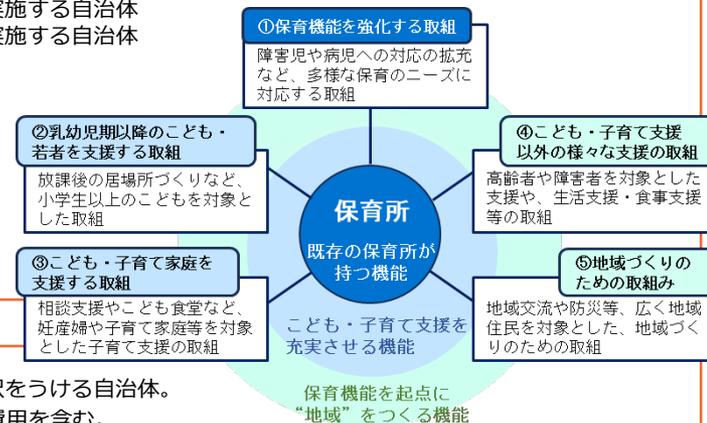
- 実施自治体は、検討会等を開催し、対象施設の選定や具体的な取組内容、今後の保育所の多機能化に向けた効果の検証を行い、報告書を作成する。
- また、自治体の計画等において当該施設の存続について言及がされているなど、当該施設の必要性について自治体全体で意思決定を行うこと。

【対象となる取組】

- ①保育機能を強化する取組
- ②乳幼児期以降のこども・若者を支援する取組
- ③こども・子育て家庭を支援する取組
- ④こども・子育て支援以外の様々な支援の取組
- ⑤地域づくりのための取組

※ 採択にあたっては以下の自治体を優先する。

- ・④⑤の取組を実施する自治体
- ・複数の取組を実施する自治体



こども誰でも通園制度

こども誰でも通園制度

- 令和6年6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、こども誰でも通園制度を創設【R7.4.1 制度化、R8.4.1 給付化】

0歳

1歳

2歳

3歳

4歳

5歳

6歳

就労要件あり

保育所、認定こども園等

※小学校就学まで

小学校

※満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから

就労要件なし

こども誰でも通園制度

- ・就労要件を問わない
- ・月一定時間までの利用可能枠
- ・時間単位の柔軟な利用

※0歳6か月から満3歳未満を想定

幼稚園

※満3歳から小学校就学まで

【本格実施に向けたスケジュール】

令和6年度

- 制度の本格実施を見据えた試行的事業
 - ・118自治体に内示（令和6年8月30日現在）
- ※年末までに令和7年度の事業内容（人員・設備の基準等）の方針について決定。

令和7年度

- 法律上制度化（地域子ども・子育て支援事業）
 - ・自治体の判断において実施
- ※年末までに令和8年度の事業内容（給付の詳細等）の方針について決定。

令和8年度

- 法律に基づく新たな給付制度
 - ・全自治体で実施

令和7年度予算案等における対応

- 令和7年度から、法律に基づく事業として実施
 - ・利用可能時間（補助基準上の上限）：こども1人当たり10時間/月
 - ・人員配置基準：一時預かり事業と同様（年齢・人数に応じた配置とし、うち保育士2分の1以上）
 - ・補助単価：年齢ごとの補助単価を設定（0歳児:1,300円、1歳児:1,100円、2歳児:900円）
- 自治体・事業者等向けの手引の作成や、総合支援システムの構築等の準備を進める

こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会における 取りまとめ（概要）

第1 こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討の背景

- 全てのこどもの育ちを応援し、全ての子育て家庭に対する支援を強化するものとして「こども誰でも通園制度」を創設
- 令和7年度の制度の在り方、令和8年度からの本格実施に向けた検討の方向性について、検討会で議論し、取りまとめ

第2 令和7年度の制度の在り方について

①令和7年度の利用可能時間

- ・制度の本格実施を見据えて、都市部を含め全国で提供できる体制を確保できるようにすること、保育人材確保の状況等を踏まえ、月10時間。

②対象施設及び認可手続

- ・多様な主体の参画を認める観点から、対象施設自体は限定しない。認可基準を満たしており、適切に事業を実施できる施設であれば認める。

③対象となる子ども

- ・伴走型相談支援等が実施されていることや、安全配慮上の懸念にも鑑み、保育所等に通っていない0歳6か月～満3歳未満とする。

④利用方式

- ・こども・保護者のニーズは様々であること等を踏まえ、利用方式については法令上の規定を設けない。

⑤実施方式

- ・一般型、余裕活用型を法令上位置付けた上で、こどもの居宅へ保育従事者を派遣することについては運用上認める。

⑥人員配置基準

- ・「こどもの安全」が確保されることを前提に、一時預かり事業と同様の人員配置基準とする。

⑦設備基準

- ・試行的事業の実施状況等を踏まえ、一時預かり事業と同様の設備運営基準とする。

⑧安定的な運営の確保

- ・年齢に応じた補助単価、障害児、医療的ケア児、要支援児童に係る加算を設けつつ、しっかりと運営できるものとなるよう設定。

⑨その他の事項（手引、総合支援システム）

- ・実施に当たっての手引について、自治体や検討会の構成員等の関係者の意見を聴いてとりまとめ、年度末までに示す。
- ・予約管理・データ管理・請求書発行機能を有するシステムについて、令和7年度から運用開始を予定。運用開始後も運用状況や関係者の意見等を踏まえ、必要な改修を行っていく。

第3 令和8年度の本格実施に向けて

①令和8年度以降の利用可能時間

- ・令和7年度における制度の実施状況、全国的な提供体制の確保状況、保育人材の確保状況等を踏まえ、引き続き検討。

②給付化に伴う公定価格の設定

- ・令和8年度からの給付化に伴い、必要な人材を確保し、しっかりと運営できるものとなるよう公定価格を設定する必要。

③こども誰でも通園制度の従事者に対する研修

- ・安全性や専門性を担保するため、従事者向けの研修を開発するべきであり、その内容や実施方法について、引き続き検討。

④市町村による提供体制の整備と広域利用の関係

- ・市町村は子ども・子育て支援事業計画に量の見込みを記載した上で、提供体制を確保。広域利用の在り方も含めて整理が必要。

⑤令和8年度の全国実施に向けた市町村や事業者の準備等

- ・全ての市町村が量・質両面から提供体制を確保等できるよう、こども家庭庁・都道府県による支援が必要。

第4 おわりに

- 令和8年度の本格実施に向けて、引き続き、学識経験者、保育所・認定こども園・幼稚園などの関係事業者、地方公共団体と意見交換や議論を重ねながら検討していくべきである。

保育DX

保育DXによる現場の負担軽減

「保育分野における事務フロー・データセット等に関する協議会（第1回）」
(令和6年6月18日) 資料

課題

- 保育施設等のICT導入は限定的で、手書き、アナログの業務も多い。
- 給付・監査の事務で、多くの書類作成を求められている。
- 自治体によって、書類の様式も異なる。
- 自治体においても、多くの書類の管理や煩雑な審査が必要

対策

保育業務のワンズオンリー実現に向けた基盤整備

- ◆ 保育施設等のICT導入や業務支援アプリの活用を推進。
- ◆ 給付・監査の事務の標準化を進めて、**保育施設等と自治体の間でオンライン手続を行うための施設管理プラットフォーム**（※）を整備。
（※）国がガバメントクラウド上で稼働する共通システムを整備し、各自治体はそれを利用することを想定。
- ◆ 保育施設等は、**業務支援システムから、施設管理プラットフォームに必要な情報を提出**、自治体は、**施設管理プラットフォームを参照して、各種事務を効率的に処理**。
- ◆ デジ田交付金TYPE Sを活用して保育業務のワンズオンリーを試行。



施設の
給付・監査事務
を効率化

効果

- 事務の効率化により、**保育士等がこどもと向き合う時間を確保**。
- 施設の**人材確保や働き続けやすい職場づくり**を支援。
- 自治体の負担軽減により、**保育の質の向上に関わる業務に注力**。

施設管理
PF

施設管理
PF

保活ワンストップシステムの全国展開

- ◆ 入所申請や届出情報の標準化を進めて、**保護者・施設・自治体の間で保活に関する情報を受け渡すための連携基盤を整備**。
- ◆ 保護者は、情報収集、見学予約、窓口申請等の一連の保活手続を、**スマホからのワンストップ・オンラインで完結**。
- ◆ 自治体は、**オンライン申請された情報を業務システムに取り込むこと**で業務効率化。
- ◆ デジ田交付金TYPE Sを活用して保活ワンストップを試行。



保護者の
保活手続
を効率化

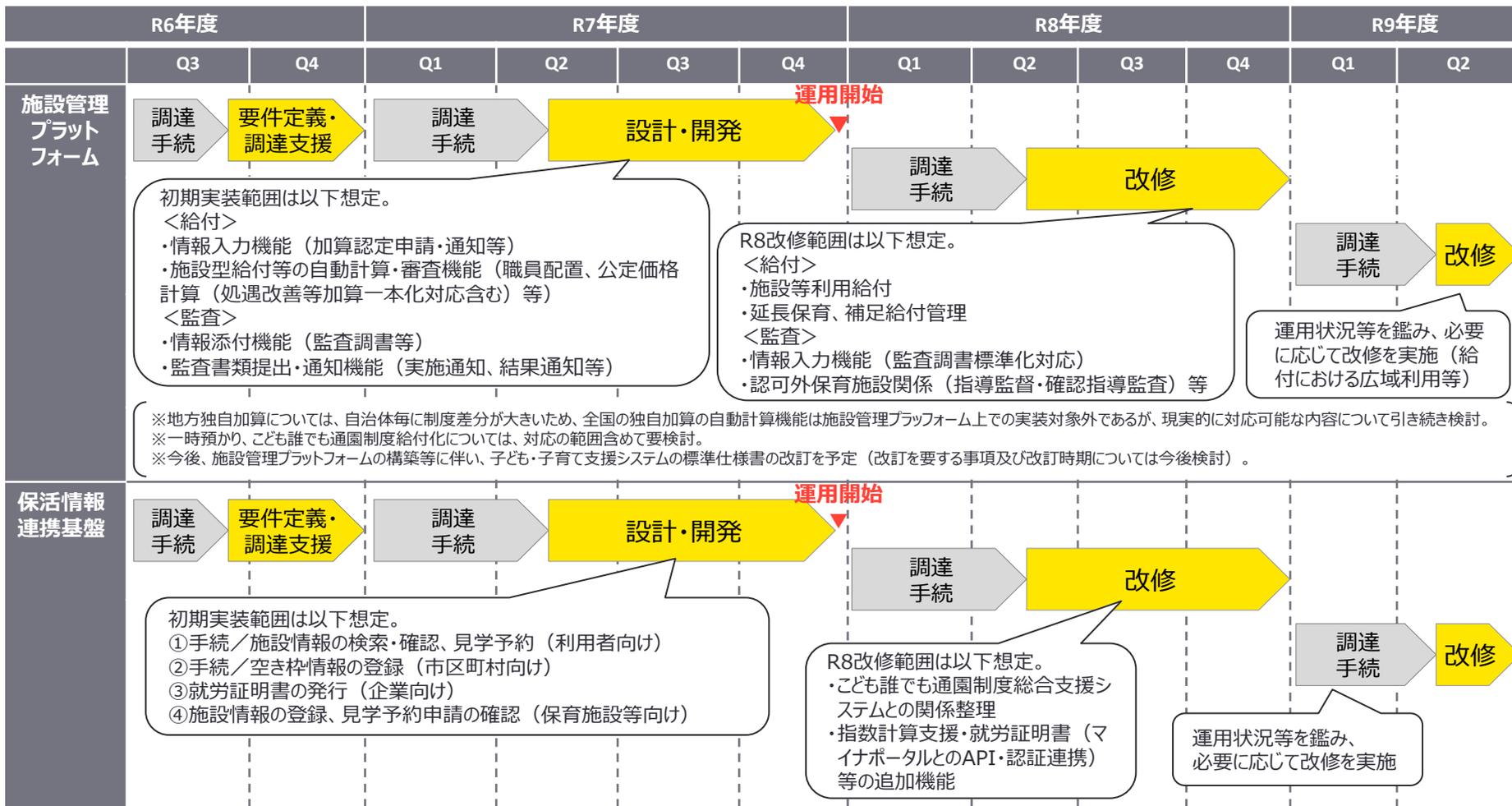
- 情報収集、見学予約、窓口申請等の手続が**バラバラ**で煩雑。
- 入所決定に多くの時間を要するため、入所に向けた準備の支障に。
- 施設では、**見学予約に電話**で対応。
- 自治体の、**保育認定、点数計算、施設割振等の事務が煩雑**。

- 保活での**保護者の不安やストレスを軽減**。
- 施設では、**見学予約をオンライン受付**。
- 自治体の業務効率化により、**入所決定までの期間を短縮**。
- マッチング精度の向上と自治体事務の迅速化により、**入所施設への利用満足度を向上**。



令和7年度末以降に初期実装範囲にて運用を開始し、令和8年度以降にて運用状況等を踏まえ改修を実施する想定です。

今後の工程表案



＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和6年度補正予算 28億円

事業の目的

- 保育の周辺業務や補助業務に係るICT等を活用した業務システムの導入費用の一部の補助などにより、保育士等の業務負担の軽減等を図る。保育士等が働きやすい環境を整備することで、保育人材の勤続年数の上昇傾向の維持を目指す。

事業の概要

- (1) 保育士の業務負担軽減を図るため、保育の周辺業務や補助業務（保育に関する計画・記録や保護者との連絡、こどもの登降園管理等の業務、実費徴収等のキャッシュレス決済）に係るICT等を活用した業務システムの導入費用及び外国人のこどもの保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器の購入にかかる費用の一部を補助する。
- (2) 認可外保育施設において、保育記録の入力支援など、保育従事者の業務負担軽減につながる機器の導入に係る費用の一部を補助し、事故防止につなげる。
- (3) 病児保育事業等において、空き状況の見える化や予約・キャンセル等のICT化を行うために必要なシステムの導入費用の一部を補助する。
- (4) 都道府県等が実施する研修を在宅等で受講できるよう、オンラインで行うために必要なシステム基盤の整備に係る費用や教材作成経費等の一部を補助する。
- (5) 保育士資格の登録申請の届出等について、自治体等の保有する各種情報との連携を可能とするために必要なシステム改修費等の一部を補助する。
- (6) 児童館において、入退館やこどもの記録管理、研修のオンライン化などの職員の業務負担軽減につながる機器の導入や、利用者同士の交流、相談支援のオンライン化などの支援の質の向上につながる機器の導入など児童館のICT化を行うために必要なシステム基盤の整備に係る費用の一部を補助する。
- (7) 医療的ケア児を受入れる保育所等について、医療的ケア児とのコミュニケーションツールとなるICT機器の補助を行う。
- (8) 今後の施策の検討に向けた基礎的なデータを把握するため、保育施設等におけるICT導入状況等に関する調査研究事業を行う。
- (9) こども誰でも通園事業所におけるICT化を推進するため、(1)の対象となっていない乳児等通園支援事業を実施する事業所が、空き枠の登録等を行うためのICT機器及びインターネット環境の整備、入退室管理を行うためのタブレット型端末の導入、キャッシュレス決済に係る機器の導入費用の一部を補助する。**

実施主体等

【実施主体】都道府県、市区町村、民間団体（8に限る）

【補助基準額】（1）(ア)業務のICT化等を行うためのシステム導入

- 1 機能の場合・・・1施設当たり 20万円（併せて端末購入等を行う場合：70万円）
- 2 機能の場合・・・1施設当たり 40万円（併せて端末購入等を行う場合：90万円）
- 3 機能の場合・・・1施設当たり 60万円（併せて端末購入等を行う場合：110万円）
- 4 機能の場合・・・1施設当たり 80万円（併せて端末購入等を行う場合：130万円）

※1施設1回限り対象。ただし、新たにキャッシュレス決済システムを導入する場合には、過去に本補助金を活用して登降園管理等の他のシステムを導入している場合でも対象。

(イ)翻訳機等の購入 1施設当たり：15万円

(2) 認可外保育施設における機器の導入 1施設当たり：20万円

(3) 病児保育事業等の業務（予約・キャンセル等）のICT化を行うためのシステム導入

(ア)1自治体当たり：5,000千円 (イ)1施設当たり：1,000千円

(4) 研修のオンライン化事業 1自治体当たり：4,000千円

(5) 保育士資格取得等に係るシステム改修 総額99,640千円のうち各都道府県の受験者数の割合等に応じて設定

(6) 児童館のICT化を行うためのシステム導入 1施設当たり 50万円※1施設1回限り対象

(7) 医療的ケア児を受入れる保育所等におけるICT機器導入 1施設当たり 20万円

(9) こども誰でも通園制度を実施するためのICT機器導入 1施設当たり20万円

【補助割合】(1) 国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4

*国：2/3、市区町村：1/12、事業者：1/4

(2) 国：1/2、都道府県・市区町村：1/4、事業者：1/4

*国：2/3、都道府県・市区町村：1/12、事業者：1/4

(3) (ア)国：1/2、市区町村：1/2

(イ)国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4

※(ア)について、管内の病児保育施設の70%以上に予約システムを導入した自治体 国：2/3、市区町村：1/3

(4) 国：1/2、都道府県・市区町村：1/2

(5) 国：1/2、都道府県：1/2

(6) 国：1/2、都道府県・市区町村：1/2

(7) 国：1/2、市区町村：1/2

(8) 国：定額

(9) 国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4 (*国：2/3、市区町村：1/12、事業者：1/4)

※(1)～(3)、(9)について、地方自治体が運営する施設を対象にする場合は、国：1/2、自治体：1/2 (*国：2/3、自治体：1/3

((1)～(2)、(9)は財政力指数が1.0未満の地方自治体が対象。)

*自治体（都道府県・市区町村）において、自治体・ICT関連事業者・保育事業者などで構成される協議会を設置し、システムの導入にかかる費用の補助以外の取組を行っている場合、補助率を高め

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和6年度補正予算 1.9億円

事業の目的

- ICT環境整備についてのロールモデルとなる事例の更なる創出とともに、横展開を行うことにより、負担軽減や保育の質の向上効果を保育現場が実感をもって理解する環境を整備するとともに、働きやすい職場環境づくりを通じた将来の保育士を目指す若者への魅力発信にも資する。

事業の概要

- 全国複数拠点において、民間事業者等が自治体と連携し、以下の3つをパッケージとして行うモデル的な取組（「保育ICTラボ」）を行うための経費を支援する。

①先端的な保育ICTのショーケース化

一定の地域内にある先端的な保育ICTを実践している保育所等について、実践公開や導入効果の最大化等を通してショーケース化する取組に対する支援を行う。

※事例の発掘に当たっては、別途実施する、保育ICTの導入状況に関する調査研究とも連携を図る。

※他の保育ICTに係る事業で補助対象となっているシステム・機能に係る導入経費に関しては、本事業の補助対象外。



②ICTに関する相談窓口・人材育成

ICT導入に関する技術的なサポート対応や、保育施設等においてICT推進のコアとなる人材の育成、ICT活用に当たったの伴走支援を行う外部人材の派遣に係る経費に対する支援を行う。



③ネットワーク形成・普及啓発

包括的なICT化の取組を行っている保育施設等や自治体間のネットワーク形成、及びこうした取組の社会的気運を醸成していくための普及啓発に係る経費（自治体内における先端事例の横展開、全国的な先進自治体・施設間のネットワーク形成・情報交換等）に対する支援を行う。



実施主体等

【実施主体】 保育ICTに知見を有する民間事業者等（公募により決定） 【補助率】 定額

※ 民間事業者等が実施主体となり、別途公募により採択された実施団体（自治体及び連携事業者等）による事業の実施を管理。

保育DXの目指すべき姿

As is

保育施設等職員

多くの書類作成…

自治体ごとに違う様式

A市 B市 C市

重複した項目を何度も作業

給付請求や監査の書類作成等の事務負担が大きい

- 給付請求や監査等の場面で、保育施設等は**多くの書類作成**が必要であり、保育士等の事務負担が大きい
- 自治体により書類様式が異なる**ため、複数の自治体で事業を行っている事業者にとっては対応が大きな負担
- 保護者からの施設見学予約や問合せへの**電話対応に時間を要する**
- 市区町村と都道府県で求められる**項目が重複するケースもある**

自治体職員

入力作業が大変…

記入漏れ等があれば施設に連絡

提出された書類の審査やシステムへの入力作業等の業務負担が大きい

- 保育施設等から提出された書類から必要な情報を抜き出して自治体の業務システムへ転記するための**入力やチェック作業に多くの時間を要する**
- 誤りや記入漏れがあった場合の**施設とのやり取り**や、入所手続や制度、施設情報等に関する**保護者からの個別の問合せ対応にも多くの時間を要する**

子育て世帯

市役所

保活の負担が大きい

- 手続や施設の情報が散逸しているため、必要な**情報収集に手間と時間**が掛かる
- 施設見学は開園時間中に電話で予約**することが必要なため、子育てで忙しい中大きな負担
- 申請書への手書きでの記入や、提出のために妊娠中や子連れで窓口を訪問する必要があるなど、**入所申請手続が負担**

To be

オンラインでのデータ連携により、アナログでの書類作成を不要に

- 給付・監査等に必要な情報を、施設管理プラットフォームに入力・アップロードすることにより、アナログでの**書類作成を不要に**
- 給付・監査業務の**標準化を進め**、一度入力した情報を再度別の報告で入力する必要や、各自治体独自の様式に対応する必要も不要に
- 施設見学予約のオンライン化により、保護者からの日中の**電話対応の負担が軽減**
- 保育施設等の**事務負担を軽減**することで、**こどもと向き合う時間を確保**

- ✔ 書類作成不要！
- ✔ 重複する報告も不要！
- ✔ 自治体独自の様式への対応も不要！



入力・審査業務の負担軽減

- 保育施設等から施設管理プラットフォームにアップロードされたデータを、自治体の業務システムに自動的に取り込むことで、業務システムへの**入力作業の負担軽減**
- 施設管理プラットフォームにおいて、給付計算等の**サポート機能を一元的に提供**することで、自治体職員の**チェック作業を省力化**するとともに漏れ・誤りを防止
- 必要な保活情報を保護者が簡単に入手可能となることで、**個別の問合せが減少**
- 自治体担当者の事務負担を軽減し、**保育の質の向上に関わる業務に注力**

- ✔ システム入力の作業負担軽減！
- ✔ サポート機能でチェック作業も簡単に！



- ✔ 手続や施設の情報がまとまっていて探しやすい！
- ✔ オンラインで、いつでも、どこでも施設見学予約や入所申請！
- ✔ 1つのシステム(=ワンストップ)で手続きができるから迷わない！



保活の手続がワンストップで完結

- 以下の**保活の手続が全てオンライン・ワンストップ**で可能に
- ①保活情報収集
 - ②施設見学予約
 - ③入所申請
- 保護者の負担を軽減**し、子育てと仕事・家事との両立に向けた不安感やストレスを軽減

4.1 保育DXによる変化のイメージについて（全体像）

保育DXにより、保護者・保育施設等職員・自治体職員の従来の手続等をシステム化することで、オンライン完結での対応を目指しています。

保育DXによる変化のイメージ（全体像）



保護者

手続等

- 1.施設の検索
- 2.手続に必要なステップ数
- 3.手続きできる時間
- 4.就労証明書の追加項目

いままで

- 一部の施設しか表示されない場合が多い
- ネットで情報収集/電話で見学予約/郵送で入所申請
- 平日の9:00～17:00の間に自治体へ訪問
- 自治体ごとに様式は様々

今後目指すべき姿

- データ連携で施設情報が充実
- オンラインでワンストップ（情報収集/見学予約/入所申請）
- 24時間いつでもどこからでも
- システム利用自治体間では、共通の様式



保育施設等職員

手続等

- 1.電話での窓口や説明
- 2.様式の標準化
- 3.データ入力作業
- 4.紙の申請書等の発行枚数

いままで

- 保護者に同様の説明を個別にやり取り
- 自治体ごとにバラバラ
- 同じ内容を入力
- 数十枚

今後目指すべき姿

- システム上でQ&A等で事前に説明
- 様式の標準化
- システム連携により再入力不要
- 0枚



自治体職員

手続等

- 1.電話での窓口や説明
- 2.申請内容のチェック
- 3.計算用Excelの作成
- 4.データ入力作業

いままで

- 施設職員に何度も同じ説明
- 目視でのチェック/業者に委託
- 自治体職員が作成
- 書類から業務システムに手入力

今後目指すべき姿

- システム上で事前に説明
- システム上で入力内容をチェック
- システム上で自動計算
- データ連携で自動取込

事業の目的

- 給付・監査等の保育業務のワンズオンリーを実現することにより、保育士等の事務負担を軽減し、こどもと向き合う時間を確保するとともに、自治体担当者の事務負担を軽減し、保育の質の向上に関わる業務に注力できるような環境を整備する。

事業の概要

- 保育施設等におけるICT導入は限定的で、手書きやアナログの業務が存続しているため、給付・監査等の場面で多くの書類作成が必要となっており、保育士等の事務負担が大きくなっている。また、自治体においても、多くの書類管理や煩雑な審査が必要であり、担当者の事務負担が大きくなっている。
- こうした課題を解決し、保育における給付・監査等の業務のオンライン・ワンズオンリー（※）を実現するために、
 - ・ 保育施設等の保育ICTシステム
 - ・ 自治体の基幹業務システム（子ども・子育て支援システム）

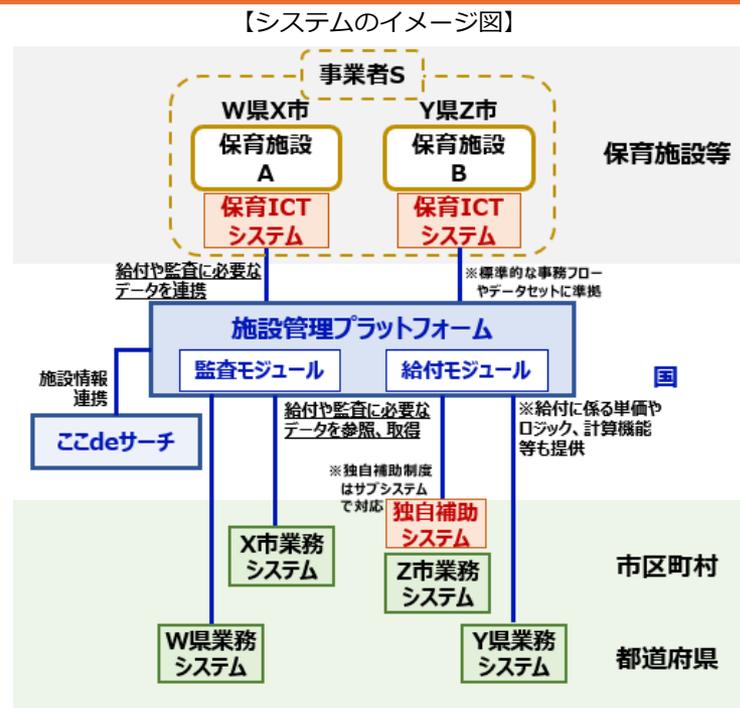
（※）一度提出した情報は、二度提出することを不要とすること

- 等と連携し、
- ① 給付・監査情報入力機能（加算認定申請、監査調書等）
 - ② 給付金自動計算・審査機能（職員配置、公定価格計算等）
 - ③ 監査書類提出・通知機能（実施通知、結果通知等）
- 等の機能を有する全国的な基盤（施設管理プラットフォーム）を整備する。

※具体的な機能等については、デジタル田園都市国家構想交付金TYPESを活用した試行や「[保育分野における事務フロー・データセット等に関する協議会](#)」における議論等を踏まえつつ、検討。
※令和8年度のシステム改修に係る要件定義等も上記予算額の中で実施。

実施主体等

【実施主体】国（委託により実施）



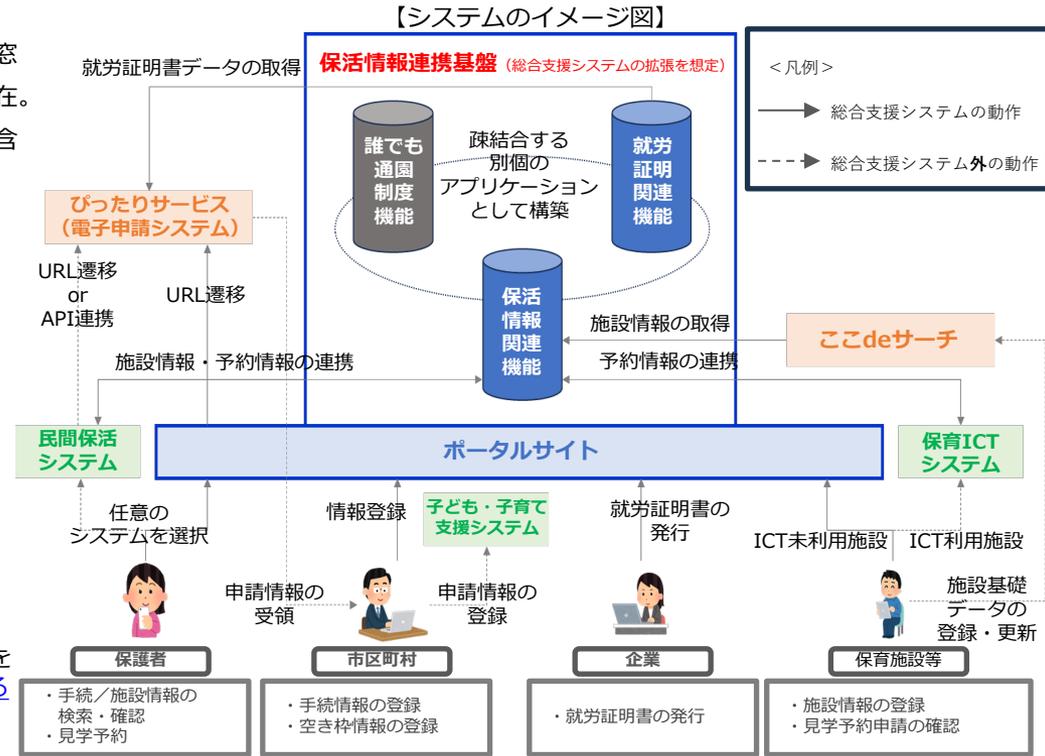
事業の目的

- 保活に関する一連の手続（就労証明書の提出を含む。）のオンライン・ワンストップを実現し、保育施設への入所手続の円滑化並びに当該手続における保護者及び自治体の負担の軽減を図る。

事業の概要

- 保育施設等への入所申請にあたり、必要な情報収集や施設見学予約、窓口申請等の一連の保活に係る保護者の負担が大きいといった課題が存在。
 - こうした課題を解決し、保活に関する一連の手続（就労証明書の提出含む。）のオンライン・ワンストップを実現するために、
 - ・保護者が利用する民間保活システム
 - ・保育施設等の保育ICTシステム
 - ・自治体の電子申請システム 等と連携し、
- ① 手続／施設情報の検索・確認、見学予約（利用者向け）
 - ② 手続／空き枠情報の登録（市区町村向け）
 - ③ 就労証明書の発行（企業向け）
 - ④ 施設情報の登録、見学予約申請の確認（保育施設等向け）
- 等の機能を有する全国的な基盤（保活情報連携基盤）を整備する（令和7年度中にこども誰でも通園制度のシステムの改修の中で構築を視野に入れて検討）。

※具体的な機能等については、デジタル田園都市国家構想交付金TYPESを活用した試行や「[保育分野における事務フロー・データセット等に関する協議会](#)」における議論等を踏まえつつ、検討。
※令和8年度のシステム改修に係る要件定義等も上記予算額の中で実施。



実施主体等

【実施主体】国（委託により実施）

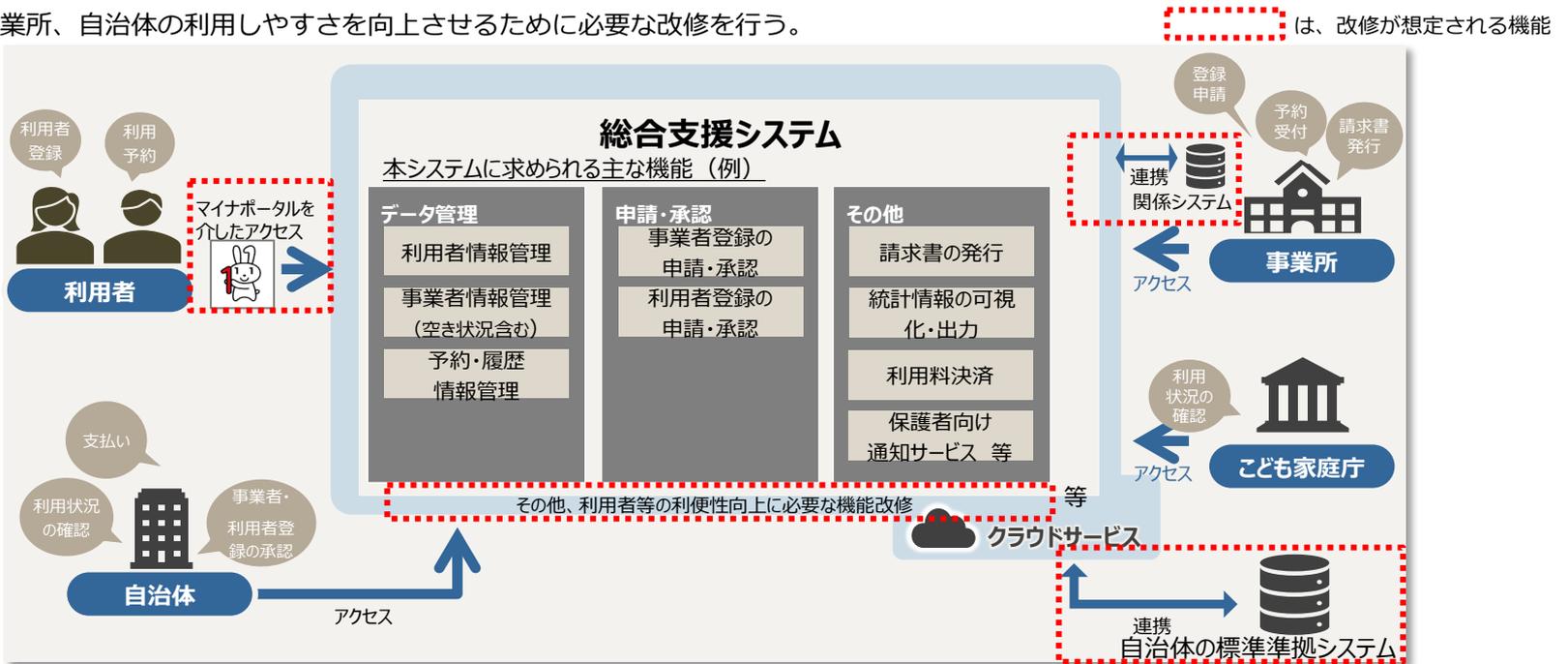
令和6年度補正予算 5.0億円

事業の目的

- 全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するための新たな通園給付（こども誰でも通園制度）の創設に当たり整備する、こども誰でも通園制度総合支援システムの機能の充実のため、関係システムとのAPI連携等の課題解決に向けた改修を行う。

事業の概要

- 利用者、事業所、自治体の利用しやすさを向上させるために必要な改修を行う。



実施主体等

【実施主体】国（委託により実施）

令和7年度予算案における 事業等の拡充・見直し

令和7年度 保育関係予算案の概要

(令和7年度予算案・令和6年度補正予算)

(前年度予算額)

2兆4,512億円 + 2,125億円

(2兆2,960億円)

《保育関係予算案の主な内容》※点線内は令和6年度補正予算において計上

1 「こども未来戦略」に基づく対応

- こども誰でも通園制度を制度化し、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、令和7年度に限り地域子ども・子育て支援事業で実施する。
- 保育士等の処遇改善について、令和6年人事院勧告を踏まえた対応を実施。
- 保育所等における1歳児の職員配置について6対1から5対1への改善を進める。

2 「新子育て安心プラン」後の保育提供体制の確保等

① 保育の提供体制の確保

- 受け皿の整備<一部補正予算>
過疎地域の市町村における保育機能確保のための統廃合・多機能化、こども誰でも通園制度に係る整備費の国庫補助率を嵩上げする(1/2→2/3)。
また、待機児童対策のための整備費について、補助率嵩上げ要件の見直しを行う。

- 過疎地域における保育機能確保・強化
過疎地域の保育機能の確保・強化を図るため、地域における子育て拠点として、地域の人々も交えた様々な取組を実施するための経費を支援し、多機能化を図るためのモデルを構築する。

② こども誰でも通園制度の創設【一部再掲】

- こども誰でも通園制度を制度化し、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、令和7年度に限り地域子ども・子育て支援事業で実施する。
- 利用者の利用予約、事業者の請求事務等を容易に行うことができるこども誰でも通園制度総合支援システムの運用保守経費や機能改修経費を計上し、適切なシステム運用を図る。<一部補正予算>
- こども誰でも通園制度実施施設におけるICT化を推進するため、空き枠の登録等を行うためのICT機器及びインターネット環境の整備、入退室管理を行うためのタブレット型端末の導入、キャッシュレス決済に係る機器の導入費用の一部を補助する。
- 広域的保育所等利用事業について、保育所等への送迎に支障が出ない範囲でこども誰でも通園制度実施施設への児童の送迎を可能とする。

《保育関係予算案の主な内容（続き）》

2 「新子育て安心プラン」後の保育提供体制の確保等（続き）

③ 保育人材の確保及び保育の質の向上等

- 指定保育士養成施設への修学の促進及び保育所等への就職率の向上を図るため、指定保育士養成施設に通う学生への修学資金貸付について、学費の貸付を受けていない学生を対象に、「就職準備金」のみの貸付けを行うことを可能とする。＜一部補正予算＞
- また、保育士・保育所支援センターの機能強化を図るとともに、保育士等の職場環境の改善のため、都道府県が実施する保育事業者に対する巡回支援について補助基準額の拡充を図るほか、保育事業者への保育所等における保護者等の対外的な対応を援助する者による巡回についても支援の対象とする。
- 保育補助者雇上強化事業について、経験年数に応じた補助基準額に見直す。
- 保育士宿舍借り上げ支援事業について、補助基準上限額の見直し等を行う。
- 保育士養成施設に対する就職等促進支援事業について、中高生段階から就職時期に渡る、保育士としてのキャリア選択を後押しする組織的な取り組みを積極的に行う指定保育士養成施設を支援するため、取組内容の明確化及び補助単価の見直しを行う。
- 保育所等における保育の内容の質の確保・向上を推進するため、保育士等に対する研修を実施・支援するとともに、地域における保育の質の向上の体制整備等に関する調査研究を実施する。

3 保育DXの推進等

① 保育DXの推進

保育現場や自治体職員、保護者の負担を軽減し、こどもと向き合う時間の確保や保育の質の向上に関わる業務に注力できる環境を実現するため、『i 保育所等の更なるICT環境整備』、『ii 給付・監査等の保育業務ワンスオンリーに向けた「施設管理プラットフォーム」及び保活ワンストップに向けた「保活情報連携基盤」の整備』、『iii 先端的な保育ICTのショーケース化や人材育成・普及啓発のモデルとなる「保育ICTラボ」への支援』などを行う。

② 保育所等におけるこどもの安全対策の推進

睡眠中の事故防止対策に必要な機器（午睡センサー）、こどもの見守りに必要な機器（AI 見守りカメラ）や性被害防止のための設備支援など、こどもの安全対策に資する設備等の導入支援を行う。＜一部補正予算＞

4 多様な保育の充実

- 保育所等における医療的ケア児の支援について、「こども未来戦略」を踏まえ、効果的・効率的な巡回による看護師配置等を進めるとともに、医療的ケア児が園外活動を行う際の移動経費を新たに支援する。
また、補助率嵩上げ要件の見直しを行う。（医療的ケア児の受入れ体制拡充のため、新たな保育所等において、医療的ケア児の受入れを開始する自治体については、補助率を嵩上げ。）

《保育関係予算案の主な内容（続き）》

5 認可外保育施設の質の確保・向上

- 認可外保育施設が遵守・留意すべき内容や重大事故防止等に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の地方自治体への配置や、必要な知識・技能の修得及び資質の確保のための研修の実施等、認可外保育施設の質の確保・向上に取り組む。
- また、指導監督基準を満たさない施設に対し、引き続き、基準を満たすために必要な施設の改修や移転及び保育士の資格取得に対する支援を行うことで、認可外保育施設の質の向上及び安全確保を図る。

6 子ども・子育て支援制度の推進

- すべての子ども・子育て家庭を対象に、市区町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図る。また、保育士の処遇改善、幼児教育・保育の無償化、企業主導型の事業所内保育への支援等を引き続き実施する。

① 子どものための教育・保育給付等

- 保育所等における1歳児の職員配置について6対1から5対1への改善を進める。【再掲】
- 保育士等の処遇改善について、令和6年人事院勧告を踏まえた対応を実施。また、処遇改善等加算の一本化等を行う。【一部再掲】
- その他、公定価格の改善を図る。

【主な内容】

- ◇ 公定価格算定上の定員区分について、定員が小さい区分の細分化を行う。
- ◇ 定員超過減算について待機児童対策のために5年に延長していた期間を2年に見直す。
- ◇ 主任保育士専任加算等の要件として、災害時における地域支援の取組を追加する。

② 地域子ども・子育て支援事業

- 一時預かり事業について、一般型について補助基準額の見直しを行うとともに、幼稚園型Ⅰについて職員配置基準の改善等を踏まえた単価の引上げを行う。
- 延長保育事業について、事業を実施する職員の配置基準について、認可保育所の通常の保育時間における配置基準と同様となるよう引き上げるとともに、平均対象児童数が21人以上の施設における補助の拡充を行う。
- 病児保育事業について、種類の異なる感染症に罹患した児童を複数預かる場合において、保育士等の加配を行う。

《保育関係予算案の主な内容（続き）》

③ 企業主導による多様な就労形態等に対応した多様な保育の支援

- 仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、企業主導型の事業所内保育等の保育を支援する。
- 企業主導型保育事業について、次の拡充等を行う。

【主な内容】

- ◇ 認可保育所等における改正を踏まえた改善
 - ・ 職員の配置の充実（3歳児および4・5歳児）、延長保育加算・病児保育加算・医療的ケア児保育支援加算の改正
- ◇ 令和6年人事院勧告を踏まえた処遇改善
- 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業について、発行枚数の管理等、適切な執行管理の継続や持続可能な制度運用の在り方の検討を進めつつ、多様な働き方をしている労働者におけるベビーシッター派遣サービスの利用を支援する。

7 その他

- 社会福祉施設職員等退職手当共済事業について、保育所等に対する公費助成を一旦継続しつつ、公費助成の在り方について、他の経営主体とのイコールフットィングの観点及び子ども・子育て支援加速化プランに基づく保育人材確保の状況等を踏まえて、更に検討を加え、令和8年度までに改めて結論を得る。
- 「待機児童解消に向けて緊急に対応する取組」により実施する財政支援など、待機児童対策として設けられた補助率・補助単価の嵩上げや補助要件の設定について見直しを実施。

<子ども・子育て支援交付金> 令和7年度予算案 2,138億円の内数(2,074億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算額

※延長保育事業、放課後児童健全育成事業、病児保育事業の費用の一部について、事業主拠出金を充当(1,146億円)

事業の目的

- こどもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において、病気の児童を一時的に保育することで、安心して子育てができる環境整備を図る。

事業の内容

(1) 病児対応型・病後児対応型

地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業。

(2) 体調不良児対応型

保育中の体調不良児について、一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業。

(3) 非施設型(訪問型)

地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の**自宅へ訪問**し、一時的に保育する事業。

実施主体等

【実施主体】市町村(特別区を含む。)

【補助率】：国1/3(都道府県1/3、市町村1/3)

【令和7年度補助単価(案)(病児対応型1か所当たり年額)】

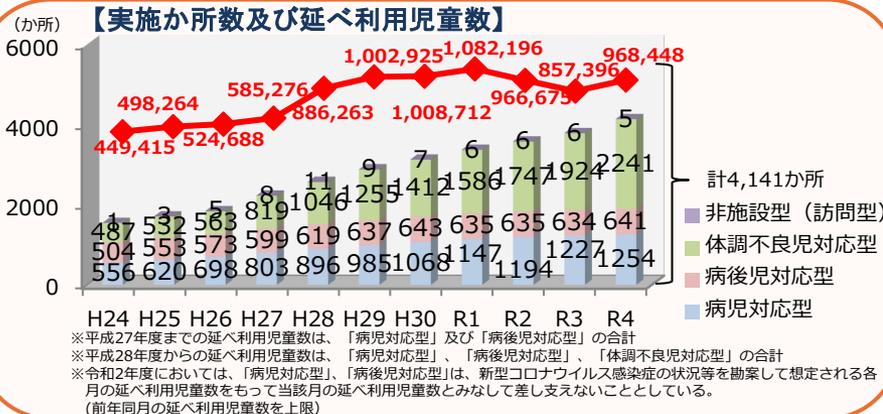
基本分単価：8,808,000円

加算分単価：1,000,000円 ~ 38,000,000円

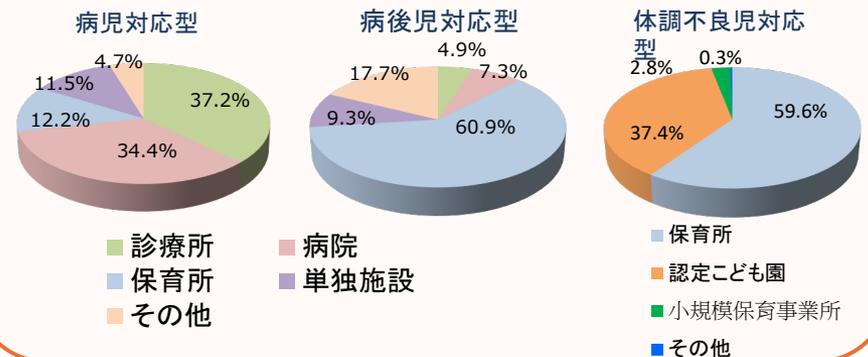
当日キャンセル対応加算：247,900円~1,005,000円

【拡充】「感染症対応加算」1,300,000円(1施設あたり)

病児保育事業について、種類の異なる感染症に罹患した児童を複数預かる場合において、保育士等の加配をおこなう。



【実施場所】



＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算案 464億円の内数 (459億円の内数)
※ () 内は前年度当初予算額

事業の目的

- 保育士資格を持たない保育所等に勤務する保育士の補助を行う者（保育補助者）等を雇い上げることにより、保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図るとともに、保育補助者の保育士資格取得までの好循環を作るなどにより、保育人材の確保を行うことを目的とする。

事業の概要

【概要】

保育所等における保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることや潜在保育士の再就職支援を目的として、保育士の補助を行う保育補助者の雇上げに必要な費用を補助する。

・ 保育士資格を有しない保育補助者

保育士の補助を行い、保育士の業務負担を軽減する。

※事業者は保育補助者に対して、資格取得支援事業などの活用による保育士資格の取得（保育士試験又は保育士養成施設卒業）を促す。

・ 保育士資格を有する保育補助者

現に保育士として就業していない保育士資格を有する者（潜在保育士）が、一定期間保育補助者として従事することで、段階的に保育士として復帰する際の足掛かりとする。

※補助対象となるのは1年間を限度

実施主体等

【実施主体】 市区町村

【補助基準額】

(定員121人未満の施設) 保育補助者の経験年数 3年未満 1,953 千円、3年以上7年未満 2,441 千円、7年以上 3,255 千円

(定員121人以上の施設) 保育補助者の経験年数 3年未満 3,906 千円、3年以上7年未満 4,882 千円、7年以上 6,510 千円

※保育補助者を複数配置している施設における経験年数の考え方は、補助対象経費に計上する保育補助者の経験年数の平均で算定

※令和6年度時点で当該事業を活用する施設のうち、単価の引き下げとなる施設においては中間層の補助基準額を適用する経過措置あり

【保育補助者の要件】 現に保育士として就業していない保育士資格を有する者、保育所等での実習等を修了した者等

【補助割合】

国：3／4、都道府県：1／8・市区町村（指定都市・中核市除く）：1／8

国：3／4、市区町村：1／4

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算案 464億円の内数 (459億円の内数)
※ () 内は前年度当初予算額

事業の目的

- 保育士確保対策として、保育所等の事業者が保育士用の宿舎を借り上げるための費用の一部を支援することによって、保育士が働きやすい環境を整備する。

事業の概要

- 【対象者】 採用された日から起算して5年以内の常勤の保育士
※前年度に事業の対象だった者で引き続き当年度も事業の対象となる場合は、前年度の年数を適用

《見直し》

- ⇒ 令和6年度に引き続き、対象期間の段階的な見直し（採用された日から起算して6年→5年以内）を行う
- ⇒ 令和7年度から対象となる者について、補助基準上限額（上限額の最大値及び市区町村別の上限値）の見直しを行う

実施主体等

【実施主体】 市区町村（※）

※保育提供体制の確保のための「実施計画」採択自治体。

【補助基準額】 月額75,000円を上限として、市区町村別に一人当たりの月額（上限）の金額を設定

※補助基準上限額及び市区町村別の一人当たりの月額（上限）について見直し

※令和7年度から対象となる者について適用。

※令和6年度以前から対象となっている者については経過措置あり

※一人一回限りの適用（やむを得ない事情により離職した場合を除く）とする要件の見直し

【補助割合】 国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4

※特別区及び財政力指数が1.0を超える自治体：3/8（国：3/8、事業者：1/4）

<保育対策総合支援事業費補助金>

令和7年度予算案 464億円の内数 + 令和6年度補正予算額 93億円の内数 (令和6年度当初予算額459億円の内数)

事業の目的

- 保育士等保育人材の増加傾向の維持を目指し、都道府県・指定都市で実施している保育士修学資金貸付等事業の貸付原資等の充実や新規に貸付事業を実施する自治体への支援を行う。

事業の概要

<p>1. 保育士修学資金貸付 (個人向け)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育士養成施設に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付け ○ 卒業後、5年間の実務従事(貸付を受けた都道府県の施設)により返還を免除 ※貸付決定者数 4,581人(令和4年度実績) <p>【見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 養成施設に通う、学費の貸付を受けていない学生を対象に、「就職準備金」のみの貸付けを行うことを可能とすることにより、養成施設卒業者の保育所等への就職率向上を図る。<令和6年度補正予算> 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貸付額(上限) ア 学費 5万円(月額) イ 入学準備金 20万円(初回に限る) ウ 就職準備金 20万円(最終回に限る) <p>※就職準備金のみの貸付の場合は、最終学年進級時に貸付 エ 生活費加算 4~5万円程度(月額) ※生活保護受給者及びこれに準ずる経済状況の者に限る ※貸付期間:最長2年間</p>
<p>2. 保育補助者雇上支援 (事業者向け) ※幼保連携型認定こども園対象</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育士の雇用管理改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる保育事業者に対し、保育士資格を持たない保育補助者の雇い上げに必要な費用の貸付けにより、保育士の負担を軽減 ○ 施設全体の保育従事者に占める未就学児をもつ保育従事者の割合が2割以上の保育所等については、短時間勤務の保育補助者を追加配置に必要な費用を貸付 ○ 保育補助者が原則として3年間で保育士資格を取得又はこれに準じた場合、返還を免除 ※貸付決定者数 130人(令和4年度実績) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育補助者雇上費貸付額(上限) 295.3万円(年額) ※貸付期間:最長3年間 ○ 保育補助者(短時間勤務)雇上費貸付額(上限) 221.5万円(年額) ※貸付期間:最長3年間
<p>3. 未就学児をもつ保育士の 保育所復帰支援 (個人向け)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 未就学児を有する潜在保育士が支払うべき未就学児の保育料の一部の貸付けにより、再就職を促進 ○ 再就職後、2年間の実務従事により返還を免除 ※貸付決定者数 1,305人(令和4年度実績) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貸付額(上限) 5.4万円の半額(月額) ※貸付期間:1年間
<p>4. 潜在保育士の再就職支援 (個人向け)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 潜在保育士が再就業する場合の就職準備金の貸付けにより、潜在保育士の掘り起こしを促進 ○ 再就職後、2年間の実務従事により返還を免除 ※貸付決定者数 1,447人(令和4年度実績) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貸付額(上限) 就職準備金 40万円
<p>5. 未就学児を持つ保育士の 子どもの預かり支援 (個人向け)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育所等に勤務する未就学児をもつ保育士について、勤務時間(早朝又は夜間)により、自身のこどもの預け先がない場合があることから、ファミリー・サポート・センター事業やベビーシッター派遣事業を利用する際の利用料金の一部を支援 ○ 2年間の勤務により返還を免除 ※貸付決定者数 7人(令和4年度実績) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貸付額(上限) 事業利用料金の半額 ※貸付期間:2年間

実施主体等

【実施主体】都道府県・指定都市

【補助割合】国:9/10、都道府県・指定都市:1/10

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算案 464億円の内数 (459億円の内数)
※ () 内は前年度当初予算額

事業の目的

- 指定保育士養成施設を卒業予定の学生に対する保育所等への就職を促すための取組や、中高校生段階から就職時期までに渡って一貫して保育士としてのキャリア選択を後押しするための組織的な取り組みを積極的に行っている養成施設に対し、就職促進及びキャリア教育等のための費用を助成することで新卒者の保育所等への就職促進を図ることを目的とする。

事業の概要

保育士養成施設に対する就職促進、キャリア教育等支援のための、指定保育士養成施設が組織的に実施する以下の取組に要した費用の一部を支援する。【見直し】

- ・ 中高校生等に対する保育体験講座等の中高と連携した取り組みの実施
- ・ 学生に対する実習以外の保育現場を体験する機会の提供
- ・ 保育職の魅力を伝えるキャリア教育・教科目の実施
- ・ 保育施設と連携した大学推薦によるインターン制度 等

実施主体等

【実施主体】 都道府県

【補助基準額】 1か所当たり年額1,047千円 【見直し】

【補助割合】 国：1／2、都道府県：1／2

令和7年度予算案 179億円

事業の目的

- 社会福祉施設職員等退職手当共済制度は、民間社会福祉施設経営者の相互扶助の精神に基づき、昭和36年より「社会福祉施設職員等退職手当共済法」に基づき実施。
- 社会福祉法人の経営する社会福祉施設等の職員の待遇改善により、職員の身分の安定を図り、もって社会福祉事業の振興に寄与することを目的としている。

事業の概要

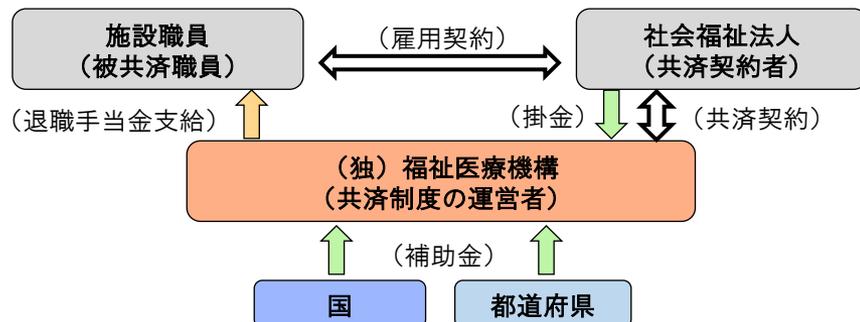
- 【実施主体】（独）福祉医療機構
- 【加入対象となる施設・事業】 社会福祉法人が経営する
 - ①社会福祉施設等（保育所等）
 - ②特定介護保険施設等（特養、障害者支援施設等）
 - ③申出施設等（介護老人保健施設等）
- 【財政方式】 賦課方式
- 【支給財源】 ①社会福祉施設等（1人当たり掛金 年額45,500円 [R6年度]

経営者 (掛金) 1/3	国 1/3	県 1/3
--------------------	----------	----------

②特定介護保険施設等、③申出施設等（1人当たり掛金 年額136,500円 [R6年度]

経営者 (掛金が3倍) 3/3

制度の仕組み等



● 公費助成対象施設（児童福祉分野）

- ・ 乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設（共済法第二条第1項第二号）
- ・ 幼保連携型認定こども園（共済法第二条第1項第三号）
- ・ 児童自立生活援助事業、小規模住居型児童養育事業（共済法第二条第2項第一号）
- ・ 障害児通所支援事業（共済法第二条第3項第一号）
- ・ 障害児入所施設（共済法第二条第3項第二号）
- ・ 小規模保育事業（共済法施行令第二条第1項）

公定価格の改善

公定価格における 地域区分に関する対応について

令和6年12月19日
成育局保育政策課

公定価格における地域区分に関する対応

人事院勧告による見直し内容

- 本年8月8日に令和6年人事院勧告において、以下の内容が示された。
 - ・ **地域手当の級地区分の設定**について、現在**市町村ごと**としているものを**都道府県を基本**とするよう見直すとともに、1級地20%～7級地3%の7区分であったものを**1級地20%～5級地4%の5区分**に見直す。

検討に当たっての留意点

- 国として統一かつ客観的なルールの必要性及び他の社会保障分野の制度との整合性（国家公務員・地方公務員の支給割合の地域区分に準拠する必要）
- 県境等を中心とした隣接した市町村等の級地格差への対応
 - ※ 都道府県単位の広域化することで県内の隣接する市町村との不均衡の解消が図られる一方で、一部では県外の隣接する市町村との差が現行よりも拡大するという状況が見られる。
- 介護報酬改定の地域区分の見直し内容を踏まえて設定している、従前の補正ルールの取扱い

今後の対応予定

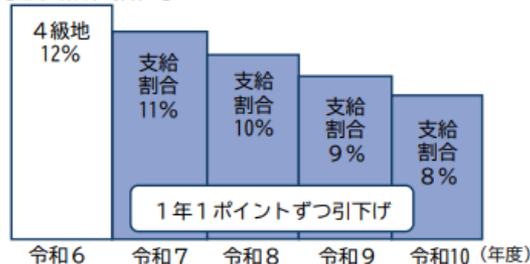
- 令和7年4月からの見直しは実施せず、引き続き見直し方法について丁寧に議論を進めていく。

給与制度のアップデート 措置内容 ②地域手当

地域手当の大きくくり化等

- 支給地域の単位の広域化
 - ✓ 都道府県を基本とする。中核的な市(都道府県庁所在地及び人口20万人以上の市)については当該地域の民間賃金を反映
- 級地区分をシンプルに
 - ✓ 20%、16%、12%、8%、4%の5級地に再編。民間賃金が高い東京都特別区については引き続き20%に設定
- 支給割合の変動に伴い激変緩和に配慮
 - ✓ 現行からの支給割合の引下げは4ポイント以内に抑制
 - ✓ 支給割合の引下げは段階的に実施(1年1ポイントずつ。引上げもこれに合わせて段階的に実施)

【激変緩和措置】例：現行4級地12% → 見直し後4級地8%



- 現在10年ごととしている級地区分の見直し期間を短縮

【現行】

級地区分	支給割合	支給地域の例
1級地	20%	東京都特別区
2級地	16%	横浜市、大阪市
3級地	15%	さいたま市、千葉市、名古屋市
4級地	12%	神戸市
5級地	10%	京都市、広島市、福岡市
6級地	6%	仙台市、静岡市、高松市
7級地	3%	札幌市、新潟市、岡山市

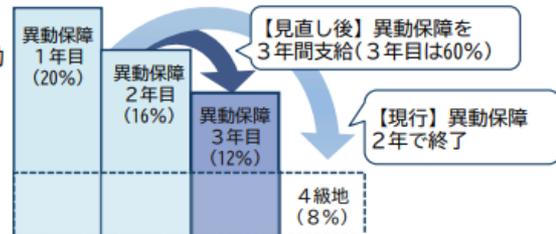
【見直し後】
16都府県
+79市

級地区分	支給割合	支給地域の例 (都府県で指定) (中核的な市で個別に指定)
1級地	20%	東京都特別区
2級地	16%	東京都 横浜市、大阪市
3級地	12%	神奈川県、大阪府 さいたま市、千葉市、名古屋市
4級地	8%	愛知県、京都府 仙台市、静岡市、神戸市、広島市、福岡市
5級地	4%	茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、静岡県、三重県、滋賀県、兵庫県、奈良県、広島県、福岡県 札幌市、岡山市、高松市

異動保障の延長 [令和7年4月以降の異動者に適用]

- 現在2年間としている異動保障の期間を異動後3年間に延長
- 3年目の支給割合は異動前の60%
 - ✓ 1年目異動前の100%、2年目異動前の80%は現在と同様

例：1級地20% → 4級地8%に異動



人事院勧告の内容（地域手当部分抜粋）

見直し後の支給地域及び支給割合

級地・支給割合	都道府県	都道府県の級地と異なる地域
1級地（20%）		東京都：特別区
2級地（16%）	東京都	茨城県：つくば市 神奈川県：横浜市、川崎市、藤沢市、厚木市 大阪府：大阪市、吹田市
3級地（12%）	神奈川県 大阪府	茨城県：取手市、守谷市 埼玉県：さいたま市、志木市、和光市 千葉県：千葉市、成田市、袖ヶ浦市、印西市 愛知県：名古屋市、刈谷市、豊田市、豊明市 兵庫県：西宮市、芦屋市、宝塚市
4級地（8%）	愛知県 京都府	宮城県：仙台市、多賀城市 茨城県：水戸市、日立市、土浦市、龍ヶ崎市、牛久市 埼玉県：川越市、東松山市、上尾市、朝霞市、坂戸市 千葉県：市川市、船橋市、松戸市、佐倉市、柏市、市原市、富津市、浦安市 静岡県：静岡市 三重県：四日市市、鈴鹿市 滋賀県：大津市、草津市、栗東市 兵庫県：神戸市、尼崎市、明石市、伊丹市、川西市、三田市 奈良県：奈良市、大和郡山市、天理市 広島県：広島市 福岡県：福岡市、春日市、福津市
5級地（4%）	茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県 静岡県 三重県 滋賀県 兵庫県 奈良県 広島県 福岡県	北海道：札幌市 群馬県：前橋市、高崎市、太田市 富山県：富山市 石川県：金沢市 山梨県：甲府市 長野県：長野市、松本市、塩尻市 岐阜県：岐阜市 和歌山県：和歌山市、橋本市 岡山県：岡山市、倉敷市 香川県：高松市

注：表中「都道府県の級地と異なる地域」については、国家公務員が在勤している地域のみ掲げている。

令和6年10月8日（火）参議院本会議

○西田実仁君 公明党の西田実仁です。（略）

保育の公定価格の地域区分見直しについて伺います。

これまでも公明党は、保育士の処遇改善を一貫して主張し、この十年で二三%アップし、全体としては改善してまいりました。

そうした中、今年八月の人事院勧告により、国家公務員の給与に係る地域手当について、地域ごとの賃金水準格差を是正するため、これまでの市町村ごとの設定を都道府県ごとに広域化するという地域区分の見直しが決定いたしました。

一方、これまで人事院勧告に準拠してきた保育の公定価格の地域区分については、今回の勧告を踏まえると、例えば、東京二十三区と隣接する他県の市町村との間にある賃金格差が広がり、都市部に人手が流れてしまうことが懸念されています。

こうした事態を解消するため、政府はどのように対策を講じるのか、総理の答弁を求めます。

○内閣総理大臣（石破茂君） （略）保育の公定価格の地域区分についてであります。

保育の公定価格の地域区分につきましては、公務員の地域手当における地域区分に準拠することを基本としながら、ほかの社会保障分野の制度との整合性を踏まえて改正をしてきておるところであります。

本年八月に示された令和六年人事院勧告を踏まえた保育の地域区分の対応につきましては、都道府県単位の広域化することで県内の隣接する市町村との不均衡の解消が図られる一方で、一部では県外の隣接する市町村との差が現行よりも拡大することを踏まえつつ、自治体を始めとする関係者の御意見を伺い、ほかの社会保障分野の動向なども見ながら、引き続き丁寧な議論を進めてまいります。

子ども・子育て支援新制度の公定価格における地域区分について

○ 子ども・子育て支援新制度における公定価格の「地域区分」については、

① 国として**統一かつ客観的なルールの必要性**

② **他の社会保障分野の制度との整合性**

などを踏まえ、**地域ごとの民間の給与水準を反映させている国家公務員・地方公務員の地域手当の支給割合の地域区分（平成27年度施行）に準拠し、20%～0%の間で8区分に設定**している。

(参考) 公務員の地域手当の区分の設定基準

・ 国家公務員の地域手当は、国の官署が所在する地域の民間の賃金水準（賃金構造基本統計調査による10か年の平均賃金指数）を用いて支給地域を決定（1～7級地）※

※国家公務員の地域手当の支給地域は、人事院規則の規定により10年を基本に見直すこととされている(次回見直しは令和7年度を予定)。

・ 国の官署がない地域には、総務省が指定する地方公務員の地域手当の支給地域等を用いて決定

<地域手当の支給基準>

賃金指数93.0（10か年平均）以上の地域（人口5万人以上の市）を指定。

賃金指数が特に高い東京都特別区は、1級地（20%）とする。

<子ども・子育て支援新制度の地域区分>

級地区分	支給割合	10か年平均賃金指数
2級地	16%	109.5以上
3級地	15%	106.5以上～109.5未満
4級地	12%	104.0以上～106.5未満
5級地	10%	101.0以上～104.0未満
6級地	6%	97.5以上～101.0未満
7級地	3%	93.0以上～97.5未満

地域区分
20/100地域(1級地に対応)
16/100地域(2級地に対応)
15/100地域(3級地に対応)
12/100地域(4級地に対応)
10/100地域(5級地に対応)
6/100地域(6級地に対応)
3/100地域(7級地に対応)
その他地域(無支給の地域に対応)

(注) 10か年平均賃金指数は、平成15年～平成24年賃金構造基本統計調査（厚生労働省）の特別集計結果による所定内給与額の地域差指数（全国平均=100）により算出

地域区分の在り方に関する子ども・子育て会議における議論

子ども・子育て会議におけるこれまでの議論

- 令和元年12月の子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針において、地域区分の在り方については引き続き検討すべきとされたことを踏まえ、令和2年6月及び12月開催の子ども・子育て会議において議論。
- 令和2年4月に全自治体を対象に実施した地域区分の在り方に関する調査では、都道府県では6割超が、市町村では9割超が、「特に見直しの必要はない」と回答。
- 子ども・子育て会議では、委員から主に①の意見が出されたが、一部委員からは②の意見も出されている。
 - ① 統一かつ客観的なルールや他の社会保障分野の動向等を踏まえるべきではないか
 - ② 隣接地域や同一の生活圏を構成する周辺地域との地域区分差に配慮すべきではないか

今後の検討の方向性（R2.12.1開催・第54回子ども・子育て会議）

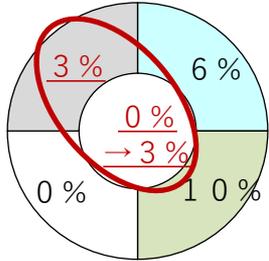
- 地域区分の在り方については、施行後5年の見直しに係る対応方針において、統一かつ客観的なルールによることが必要であり、国家公務員及び地方公務員の地域手当の支給割合に係る地域区分に準拠して設定するという基本的な考え方を維持すべきとされたことを踏まえて検討することが必要。
- 他の社会保障分野の制度との整合性の観点も必要であり、令和3年度介護報酬改定の方向性を踏まえ、今後、財源の確保とあわせて地域区分の見直しについて検討。
- 隣接地域や同一の生活圏を構成する周辺地域との地域区分差が大きい場合について課題として指摘されているが、地域手当が地域民間給与の適切な反映を目的とする手当であることや、他の社会保障分野における特例（補正ルール）との整合性を踏まえつつ、引き続き検討。あわせて、必要となる財源の確保についても検討。その際、保育士等の確保に向けた支援についても議論。

公定価格における補正ルール

○ 令和3年度介護報酬改定の地域区分の見直し内容を踏まえ、現在の補正ルール適用後の地域区分を前提に、隣接する地域の状況に基づく補正ルールを新たに追加する。

現在の公定価格における補正ルール（公務員の地域手当の地域区分をベースに補正）

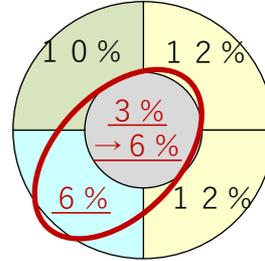
【補正ルール①（平成27年度～）】



- ・公務員の地域手当の設定が**ない**地域
- ・地域手当の設定がある地域に囲まれている又は複数隣接する場合

→地域手当の設定がある地域のうち最も近い区分まで引き上げ

【補正ルール②（令和2年度～）】



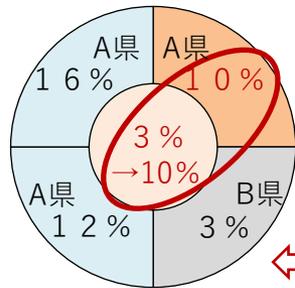
- ・公務員の地域手当の設定が**ある**地域
- ・当該地域の地域区分よりも地域手当の支給割合の高い地域に囲まれている場合

→囲まれている地域のうち最も近い区分まで引き上げ

＋ 新しい補正ルールの追加

令和6年度からの新たな補正ルール（補正ルール①②を反映後の地域区分をベースに補正）

【新たな補正ルール③】（対象市町村：24市町村）

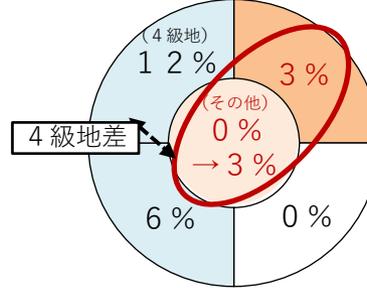


- ・公務員の地域手当の設定の有無にかかわらず
- ・同一都道府県内で高い地域区分の地域に全て囲まれている場合

→同一都道府県内の囲まれている地域のうち最も近い区分まで引き上げ

※左の事例では、B県の地域を除いて、高い地域に囲まれているかを判断

【新たな補正ルール④】（対象市町村：5市町）



- ・公務員の地域手当の設定が**ない**地域
- ・現在の補正ルール適用後の地域区分を前提に、当該地域よりも高い地域区分の地域が複数隣接しており、かつ、その中に4級地以上の級地差がある地域が含まれている場合

→当該地域よりも高い隣接地域のうち、最も近い区分まで引き上げ

対象市町村一覧

【新たな補正ルール③】

- ・栃木県足利市：0%→3%
- ・群馬県昭和村：0%→3%
- ・千葉県栄町：6%→15%
- ・千葉県神崎町：0%→6%
- ・東京都東久留米市：12%→15%
- ・東京都奥多摩町：6%→10%
- ・山梨県韮崎市：0%→3%
- ・山梨県富士川町：0%→3%
- ・長野県青木村：0%→3%
- ・長野県山形村：0%→3%
- ・岐阜県山県市：0%→3%
- ・岐阜県富加町：0%→3%
- ・愛知県一宮市：3%→6%
- ・滋賀県近江八幡市：0%→3%
- ・京都府井出町：3%→6%
- ・京都府南山城村：3%→6%
- ・大阪府四條畷市：6%→10%
- ・岡山県瀬戸内市：0%→3%

【新たな補正ルール④】

- ・広島県大竹市：0%→3%
- ・広島県北広島町：0%→3%
- ・山口県和木町：0%→3%
- ・香川県東かがわ市：0%→3%
- ・福岡県糸島市：6%→10%
- ・佐賀県基山町：0%→3%
- ・千葉県神崎町：0%→6%
- ・千葉県多古町：0%→3%
- ・岐阜県瑞浪市：0%→3%
- ・岐阜県恵那市：0%→3%
- ・愛知県設楽町：0%→3%

処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲの一本化について

令和6年12月19日
成育局保育政策課

現状・課題

- 保育士等の処遇改善については、平成25年度以降、累計+23%の給与改善及び別途月額最大4万円の給与改善を進めてきた。公定価格の加算により実施される処遇改善等加算については、これまで3種類の加算（Ⅰ～Ⅲ）を設けてきたが、これらの加算は、それぞれ、趣旨や対象者、要件、加算額の算定方法等が異なっている。

(※) 処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲ

- ・ 処遇改善等加算Ⅰ(H27～)：全ての職員を対象に、平均経過年数・キャリアパスの構築等に応じ加算率(最大19%)を設定し処遇改善を実施
- ・ 処遇改善等加算Ⅱ(H29～)：中堅職員や専門リーダーを対象に、技能・経験に応じて月額4万円又は月額5千円の処遇改善を実施
- ・ 処遇改善等加算Ⅲ(R4～)：全ての職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提に、月額9千円の処遇改善を実施

- また、処遇改善等加算は加算額を確実に人件費(賃金改善)に充てることを条件としていることから、施設から各加算ごとに賃金改善計画書と実績報告書の提出を求め、地方公共団体において確認を行う仕組みとなっている。

(※) 賃金改善計画書の提出は、令和6年度より、事務負担の軽減を図る観点から、原則廃止。

- 一方で、こうした複数の異なる加算制度や加算を取得するための仕組み(手続き)に対しては、施設や地方公共団体等から、制度が複雑でわかりにくく、事務作業も煩雑で、多大な事務負担が発生しているという指摘がある。

- また、今般策定されたこども大綱(令和5年12月)等では、制度があっても現場で使いづらい、執行しづらいという状況にならないよう、申請書類の簡素化・統一化などを通じ、事業者や地方公共団体の手続・事務負担の軽減を図る旨の方針が示されていることや、介護・障害分野の状況も踏まえ、処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲの一本化に向けて検討を行ってはどうか。

(※) 介護分野においては、人材確保に向けて、事務負担の軽減等を図り、処遇改善の措置をできるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、処遇改善に係る加算の一本化を実施することとされている。

検討の視点

- 処遇改善等加算の一本化について、令和7年度に向けて、以下の視点により具体的に検討していくこととしたい。
 - 加算の趣旨や要件(賃金改善の方法や研修の修了等)、加算額の算定について、どのように整理するか。
 - 対象者・配分ルールをどう整理するか。特に、処遇改善等加算Ⅱの取扱いを検討する必要があるのではないか。
 - 賃金改善の確認方法は、各加算ごとに、賃金改善計画書(実績報告書)で確認を行っているが、一本化する場合は、賃金改善の確認方法や書類を統一化する必要があるのではないか

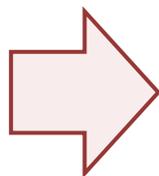
概要

- 公定価格の処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲについては、事務手続きが複雑で事務負担が重いという指摘を踏まえ、以下の通り、令和6年度より、事務手続きの簡素化を行い、事務負担の軽減を図る。

【改善点】計画書の提出を原則廃止（令和6年度より実施）

（改善前の事務）

- 計画書と報告書で同様の情報（賃金額等）を記載して、それぞれ賃金改善（見込み）の確認を行う。



（改善後の事務）

- 計画書の提出は原則廃止する。その代わりに、賃金改善を行う旨の誓約書を提出する。
※新規で加算を取得する場合などは計画書の提出も求める。

注：賃金改善とは、加算当年度の職員について、雇用形態、職種、勤続年数、職責等が同等の条件の下で、基準年度に適用されていた算定方法に基づく賃金水準を超えて、賃金を引き上げていることをいう。

※その他、処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲの事務手続きの簡素化について、引き続き検討する。
※令和7年度に向けて、加算の一本化についても検討を行う。

論点① 処遇改善等加算の一本化の体系

論 点

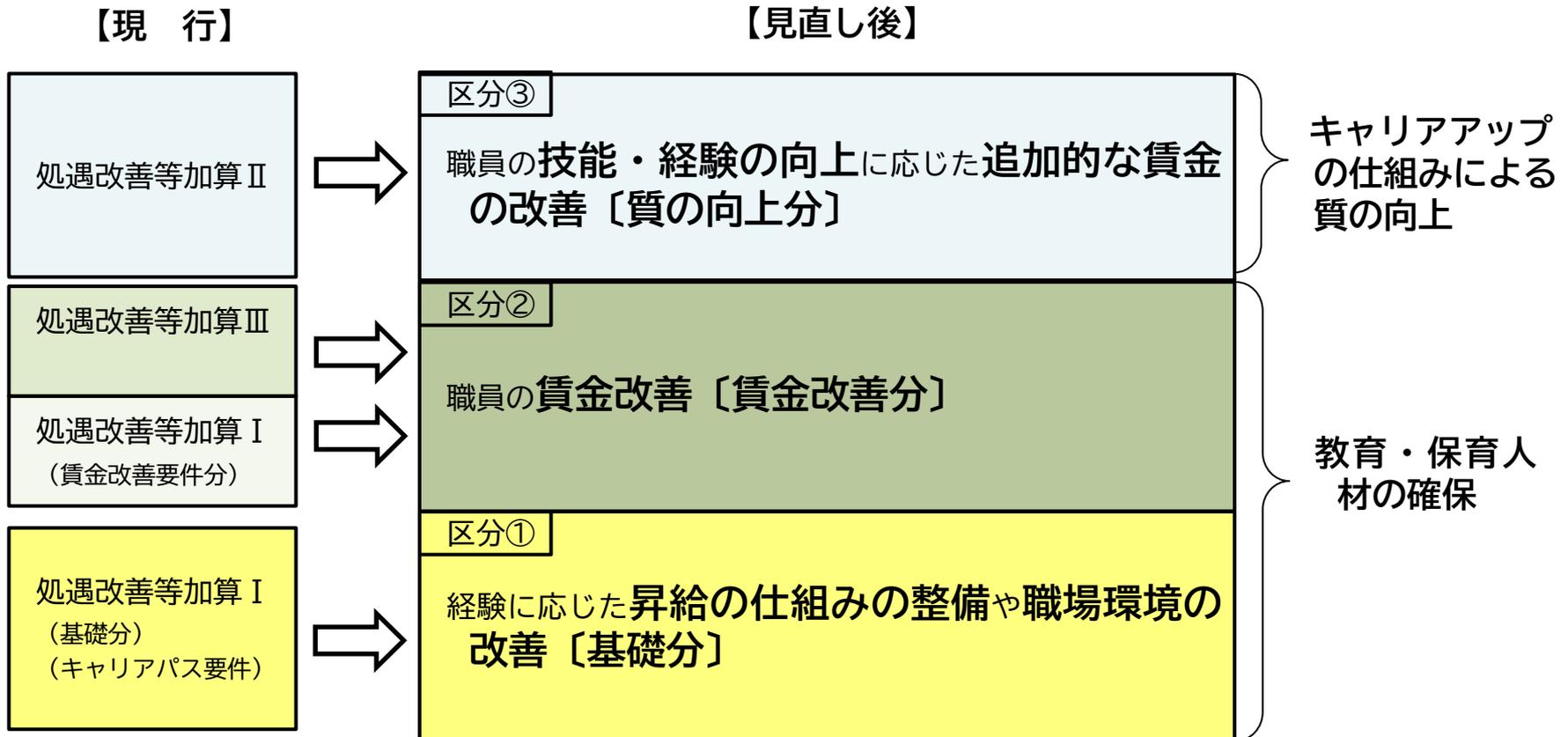
- 処遇改善等加算は、職員の平均経験年数に応じた昇給（加算Ⅰの基礎分）、職員の賃金改善やキャリアパスの構築の取組（加算Ⅰの賃金改善要件分）、職員の技能・経験の向上に応じた追加的な賃金改善（加算Ⅱ）及び職員の賃金の継続的な引上げ（ベースアップ）等（加算Ⅲ）により、教育・保育の提供に従事する人材の確保及び資質の向上を図る仕組み。
- 一方、複数の加算制度であることや加算取得のための手続き等に対しては、事業者や地方公共団体等から複雑でわかりにくく、事務作業も煩雑で、多大な事務負担が発生しているという指摘がある。
また、こども大綱（令和5年12月）では、制度があっても現場で使いづらい、執行しづらいという状況にならないよう、申請書類の簡素化・統一化などを通じ、事業者や地方公共団体の手続き・事務負担の軽減を図る旨の方針が示されている。
- これまでの処遇改善等加算の趣旨・目的を踏まえつつ、制度や仕組みの統合化・簡素化を図り、手続き・事務負担を軽減する観点から、どのような方策が考えられるか。

対応案

- 処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲについては、
 - ・事業者や地方公共団体にとって、各加算の趣旨・目的を整理・再編し、わかりやすい制度とする観点
 - ・事業者や地方公共団体にとって、加算取得のための手続きに係る事務負担を軽減する観点
 - ・職員に対する処遇改善の効果を担保しつつ、事業者にとって、柔軟な事業運営を可能とする観点から、令和7年度から処遇改善等加算（仮称）として一本化し、「区分1（基礎分）」、「区分2（賃金改善分）」、「区分3（質の向上分）」の各区分としてはどうか。
- また、処遇改善等加算Ⅰ（賃金改善要件分）及び処遇改善等加算Ⅲは賃金改善という同一の観点であることから統合して、区分2（賃金改善分）とし、処遇改善等加算Ⅱは区分3（質の向上分）として区分してはどうか。
- 併せて、職位・職責等に応じた賃金体系等の整備や資質向上の計画や研修の実施等を要件とするキャリアパス要件については、職場環境の改善という観点から、1年間の経過措置を設けた上で、区分1（基礎分）の要件としてはどうか。

処遇改善等加算の一本化について(案)

- 処遇改善等加算（仮称）として一本化し、「区分1（基礎分）」、「区分2（賃金改善分）」、「区分3（質の向上分）」の各区分を設ける。
- 処遇改善等加算Ⅰ（賃金改善要件分）及び処遇改善等加算Ⅲは賃金改善という観点から区分2（賃金改善分）として統合し、処遇改善等加算Ⅱは区分3（質の向上分）として区分。
- キャリアパス要件については、職場環境の改善という観点から、1年間の経過措置を設けた上で、区分1（基礎分）の要件とする。



論点② 配分ルール・賃金改善の方法

論 点

- 処遇改善等加算ごとに対象者や賃金改善の方法が異なっており、制度が複雑でわかりにくく、事務作業も煩雑になっている。一本化に伴い、各加算の趣旨を踏まえながら、配分ルールや賃金改善の方法の整理が必要。
- 処遇改善等加算Ⅱについては、リーダー的な役割などを果たしている中堅の保育士等の専門性の向上を図りつつ、キャリアアップの仕組みを構築する中でそれを評価し、賃金水準を引き上げていく仕組みとしているが、施設の職員構成（経験年数や職責等）によっては、要件として求めている賃金改善4万円対象の職員を1人以上決めることが困難な場合や、施設の職員構成に応じた適切な賃金改善の実施が困難になる場合が生じている。
- 処遇改善等加算Ⅰの賃金改善要件分と処遇改善等加算Ⅲを統合して区分②「賃金改善分」を創設するに当たり、処遇改善等加算Ⅲの要件となっていた、加算額の2/3以上は基本給・又は決まって毎月支払われる手当により改善する要件をどう整理するか。

対応案

- 区分③の「質の向上分」の加算額の配分方法については、従来の処遇改善等加算Ⅱの4万円を1人以上支給する要件は撤廃し、施設の判断により柔軟な配分を可能としてはどうか。（ただし、加算額は一人当たり4万円を超えないこととする。）
- 更に、要件を満たす職員数が実際にいることを要件に、年度内に研修修了を予定している者であって、副主任保育士、中核リーダー、職務分野別リーダー、若手リーダー等に準ずる職位や職務命令を受けていることを要件に配分対象として認めるなどの柔軟化を図ることとしてはどうか。
- 労働者の生活の安定・向上や、労働市場における教育・保育現場の魅力向上の観点から、月額賃金の引上げが重要であることから、区分②の「賃金改善分」と区分③の「質の向上分」の合計額については、加算額の1/2以上を基本給・決まって毎月支払われる手当により改善することとしてはどうか。（配分方法の統一化）

配分対象者・配分方法、賃金改善の方法について(案)

- 処遇改善等加算Ⅱの配分対象者は、
 - ①副主任保育士、職務分野別リーダー等の職位の発令等を受けていること
 - ②経験年数や研修の修了
 を要件としているが、施設全体としての質の向上を評価する観点から、要件を満たす職員数が実際にいることを要件に、加算の配分について一定の施設の裁量を認めることとし柔軟化する。
 - 年度内に研修修了を予定している者で、副主任保育士、専門リーダー等に準ずる職位や職務命令を受けていることを要件に配分対象として認めるなどの柔軟化を図る。

- 新加算の「賃金改善分」と「質の向上分」の合計額については、1/2以上を基本給・決まって毎月支払われる手当により改善することとする。(賃金改善方法の統一)
 - 現行では、処遇改善等加算Ⅰは基本給、手当、賞与又は一時金等により改善、処遇改善等加算Ⅱは基本給又は決まって毎月支払われる手当により改善、処遇改善等加算Ⅲは2/3以上は基本給・決まって毎月支払われる手当により改善と、加算毎に賃金改善ルールが異なる。

	現行	見直し後
配分対象者・配分方法(加算Ⅱ)	<ul style="list-style-type: none"> ・①副主任保育士、職務分野別リーダー等の職位の発令等を受けていること②経験年数や研修の修了を要件 	<ul style="list-style-type: none"> ・要件を満たす職員数が実際にいることを要件として、年度内に研修修了を予定している者であって、副主任保育士、専門リーダー等に準ずる職位や職務命令を受けていることを要件に配分対象として認めるなどの柔軟化を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・4万円を支給する副主任保育士等が一人以上いることが要件 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該要件を撤廃し、一人4万円を超えない範囲で施設の判断により柔軟な配分を可能。
賃金改善(加算Ⅰ～Ⅲ)	<ul style="list-style-type: none"> ・加算Ⅰ(賃金改善分)→基本給、手当、賞与又は一時金等により改善 ・加算Ⅱ→基本給又は決まって毎月支払われる手当により改善 ・加算Ⅲ→2/3以上は基本給・決まって毎月支払われる手当により改善 	「賃金改善分」と「質の向上分」の合計額については、1/2以上を基本給・決まって毎月支払われる手当により改善する(賃金改善の方法を統一)。

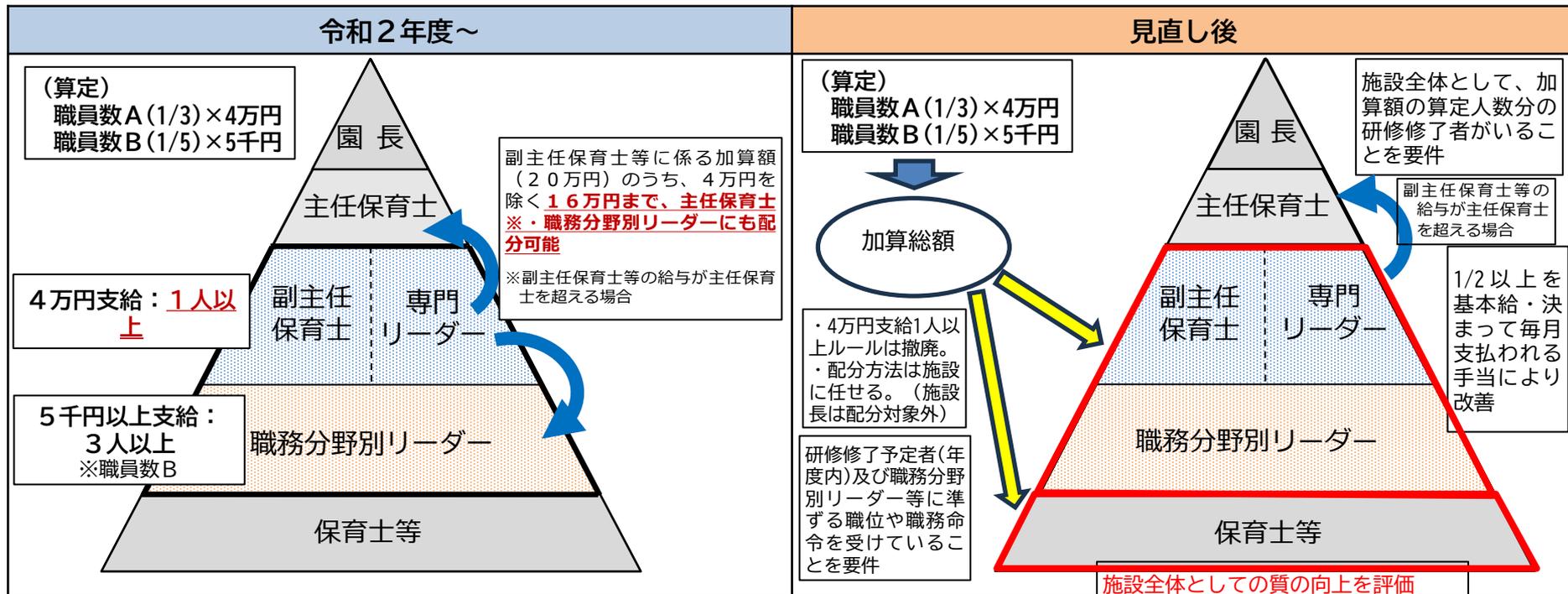
処遇改善等加算Ⅱの対象、要件、配分方法の見直し(案)

処遇改善等加算Ⅱについては、賃金改善を行う職員を一定数確保することを求めているが、各施設・事業所における人員配置や賃金体系に応じた柔軟な対応を可能とするため、また、施設全体としての教育・保育の質の向上の観点から、保育士等の技能・経験に応じた**処遇改善等加算Ⅱの対象、要件、配分方法**について、以下の考え方で整理してはどうか。

見直し(案)

- 施設全体として加算額の算定人数分(職員数A、職員数B)の研修修了者がいることを要件とする。
- 加算額の配分対象者について、年度内に研修修了を予定している者であって、副主任保育士、中核リーダー、職務分野別リーダー、若手リーダー等に準ずる職位や職務命令を受けていることを要件に配分対象として認めるなどの柔軟化を図る。
- 配分方法については従来のルール(4万円支給を1人以上)を撤廃し、施設の判断により柔軟な配分を可能とする。
(ただし、加算額は一人あたり4万円を超えないこととする。)
- 加算額の1/2以上を基本給・決まって毎月支払われる手当により改善
※ 加算額の算定方法は従来と同様。全額賃金改善に充てる要件も従来と同様。

<定員90人(職員17人※)の保育所の場合のイメージ> ※園長1人、主任保育士1人、一般職員15人(保育士12人、調理員等3人)
4万円の算定対象人数(職員数A): 5人(一般職員数の1/3)、5千円の算定対象人数(職員数B): 3人(一般職員数の1/5)



論点③ 賃金改善の確認方法

論 点

- 賃金改善の確認方法については、新たな処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲの取得等の有無（「新規事由の有無」という。）によって加算ごとに確認を行っており（実績報告書だけで最大9枚作成）、書類作成が多い要因となっている。加算の一本化に当たり、事業者や地方公共団体における事務負担の軽減には、賃金改善の確認方法の見直しと確認書類の統一化を行う必要がある。
- 処遇改善等加算では支払い賃金が基準年度の賃金水準を下回らないことを求めているが、保育所等における利用児童が減少（収入が減少）等する中で、加算を取得するには、起点賃金の水準を下げられず、法人の負担が発生する場合があることや、基準年度に施設独自に加算額以上の賃金改善を行った場合も引き続き賃金水準を維持する必要があり、施設独自の賃金改善に消極的になるという指摘がある。

対応案

- 賃金改善の確認方法は、区分②と③をまとめた加算総額で賃金改善額を確認するとともに、新規事由の有無による確認方法を見直して、加算をまとめて確認している介護分野の取扱いを踏まえた確認方法に見直しすることとしてはどうか。
- また、介護分野の取扱いは、加算額等の影響を除いた賃金水準で比較する方式であることから、子どもの数の減少等による加算額の減や施設独自の改善額の影響も除くことが可能となる。
- さらに、利用児童数の減少等により経営が悪化することにより、基準年度の賃金水準を維持することができず、結果として「処遇改善等加算」による賃金改善ができなくなることを避けるため、介護分野等と同様の仕組み（特別事情届出書）を設け、特例措置として、労使の合意の下、起点となる賃金水準を「必要最小限な範囲」において引き下げることを認めることとしてはどうか。

処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲの一本化に係る検討（賃金改善の確認方法）（案）

見直しの考え方

（現行の保育分野の確認方法）

- 賃金改善の確認方法については、前年度から引き続き処遇改善等加算の適用がある場合（新規事由無し※1）は、「支払賃金の総額」が「起点賃金水準」を下回っていないこと、新たに処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲを取得した場合（新規事由有り※1）は、「支払賃金の総額」から「起点賃金水準※2」を差し引いた額（賃金改善額）が加算額以上となっているか、加算ごとに確認している。

※1. 新規事由有りは、新たな加算適用や制度改正による加算率の引上げ等がある場合をいう。新規事由無しは、新規事由有りに該当しない場合をいう。

※2. 基準年度（主に前年度）の賃金水準に加算当年度の人件費改定相当分（主に人勸）を加えた額

（介護分野の取扱いを踏まえた確認方法への見直し）

- 介護分野においては、賃金改善の確認に当たっては、①加算額以上の賃金改善となっていること、②加算以外の部分で賃金水準を下げていないことについて、まとめて確認を行っており、加算額の増減の影響や施設独自の改善額を除いた形で確認を行っている。
- 現行の保育分野と介護分野の確認方法と比較した場合の主な相違点と対応方針は以下のとおり。

	保育分野（現行）	介護分野	対応方針
①賃金改善の確認方法	支払賃金が起点賃金水準を下回っていないこと、新たに加算を取得した場合は加算額が賃金改善に充てられていることを確認	①加算額以上の賃金改善となっていること、 ②加算以外の部分で賃金水準を下げていないこと の確認を行う	介護分野と同様に見直し
②基準年度の賃金水準（総額）の考え方	加算当年度の職員について、雇用形態、職種、勤続年数、職責等が同等の条件の下で、基準年度に適用されていた算定方法に基づく賃金水準	加算当年度の全ての職員の前年度の賃金の総額（実績）	介護分野と同様に見直し
③定期昇給額の特定	加算Ⅰの基礎分（定期昇給分）で対応し賃金改善額に含めていないため、特定していない。	賃金改善額に含めているため、特定していない。	賃金改善額に含めず、金額の特定を行う。
④施設独自の改善額	-	初めて処遇改善加算を取得した年度以降で、加算等の加算額を超えて実施した賃金改善額を前年度の賃金水準から除く。	介護と同様に見直し

※加算当年度の人件費改定相当分（主に人勸）や前年度の加算残額の支出は従前どおり確認を行う。

賃金改善の確認方法の統一化のイメージ (案)

	見直し前 (処遇Ⅰ～Ⅲそれぞれ)	見直し後 (処遇Ⅰ～Ⅲ共通)
	新規事由無しの場合	新規事由の有無に関わらない
イメージ図	<p>(処遇Ⅰ)</p> <p>現年度の賃金総額 (全職員) ※1</p> <p>人件費改定相当分</p> <p>基準年度の賃金水準を適用した場合の賃金総額 ※2</p> <p>起点賃金水準</p> <p>※1. 加算当年度の職員の支払い賃金(実績)。加算Ⅰによる改善額を含んでいる。加算Ⅱ・Ⅲが新規事由無しの場合には加算Ⅱ・Ⅲによる改善額を含む。 ※2. 基準年度の賃金水準を適用した場合の賃金総額は、加算当年度の職員が前年度にいたと仮定して算定される賃金水準。</p>	<p>加算Ⅰ (賃金改善要件分)～Ⅲによる改善額 (加算当年度)</p> <p>加算Ⅰ (賃金改善要件分)～Ⅲの加算額 (加算当年度)</p> <p>③ 定期昇給相当額 (基準年度からの昇給分)</p> <p>人件費改定相当分 (基準年度の翌年度から当年度まで)</p> <p>④ 加算による改善額等の影響を除いた現年度の賃金総額 (全職員)</p> <p>① 現年度の賃金総額</p> <p>② 基準年度の賃金総額</p> <p>⑤ 基準年度の賃金総額</p> <p>※加算額等の影響を除いた確認方法に見直し ※加算Ⅰ(賃金改善要件分)～Ⅲは見直し後の処遇改善等加算の賃金改善分、質の向上分に相当</p>
	<p>(処遇Ⅱ)</p> <p>加算Ⅱの加算額 (全体)</p> <p>加算Ⅱによる改善額 (基本給・手当)</p> <p>Ⅱ対象者の現年度の賃金総額 (基本給・手当)</p> <p>現年度の賃金総額</p> <p>人件費改定相当分 (Ⅱ分)</p> <p>基準年度の賃金水準を適用した場合の賃金総額 (Ⅱ対象者分)</p> <p>起点賃金水準</p>	<p>④ 加算による改善額等の影響を除いた現年度の賃金総額 (全職員)</p> <p>⑤ 加算額等の影響を除いた基準年度の賃金総額 (現年度の全職員分)</p> <p>⑥ 施設独自の改善額</p> <p>人件費改定相当分 (基準年度分)</p> <p>定期昇給相当額 (基準年度の前年度からの昇給分)</p> <p>基準年度の加算Ⅰ (賃金改善要件分)～Ⅲの加算額 (全体)</p>
	<p>(処遇Ⅲ)</p> <p>加算Ⅲの加算額 (全体)</p> <p>加算Ⅲによる改善額</p> <p>現年度の賃金総額 ※3 (全職員)</p> <p>現年度の賃金総額</p> <p>人件費改定相当分</p> <p>基準年度の賃金水準を適用した場合の賃金総額 ※2</p> <p>起点賃金水準</p> <p>※3. 加算Ⅰや加算Ⅱによる改善額を含んでいる。</p>	<p>⑤ 加算額等の影響を除いた基準年度の賃金総額 (現年度の全職員分)</p> <p>⑥ 施設独自の改善額</p> <p>人件費改定相当分 (基準年度分)</p> <p>定期昇給相当額 (基準年度の前年度からの昇給分)</p> <p>基準年度の加算Ⅰ (賃金改善要件分)～Ⅲの加算額 (全体)</p> <p>(用語の定義) ※1. ①現年度の賃金総額は、加算当年度の全ての職員の賃金の総額(計画書の場合は支払い賃金の見込み額、実績報告書の場合は実績値) ※2. ②基準年度の賃金総額は、加算当年度の全ての職員の基準年度の賃金の総額(実績値) ※3. ③定期昇給相当額は賃金規定や定期昇給前後の月の給与から算出。 ※4. 基準年度に加算額や人件費改定相当分、定期昇給分を超えて施設独自に賃金改善を行っている場合は、⑥施設独自の改善額として、④との比較で②から除くことが可能。具体的には支給額や支給方法基本給・手当、対象者の記載を求めて自治体で確認。</p> <p>(確認方法) 加算当年度において加算額以上の改善額となっていることを確認する(A)。加えて、加算額等の影響を除いた賃金総額と比較して確認する。具体的には、「①現年度の賃金総額から加算による改善額や③定期昇給相当額、人件費改定相当分を除く額」④が「②基準年度の賃金総額から基準年度の加算額や施設独自の改善額を除く額」⑤を下回っていないことを確認する(B)。 ※1. 当年度に新たに職員を採用した場合は、基準年度の賃金は、基準年度にいたと仮定して算定。 ※2. 加算当年度の加算額が基準年度の加算額と比べて減額となる場合、現年度にその部分を一時金等で減額調整することも可能。</p>
事務ポイント	<p>加算Ⅰ～Ⅲそれぞれで賃金改善の確認を行う。</p> <p>①加算Ⅰは起点賃金水準と比較し、下回った場合は加算残額として支払う。</p> <p>②加算Ⅱ・Ⅲの加算額分を賃金改善額として、対象者と額、賃金改善方法を決定し、配分する。</p> <p>③加算Ⅰ～Ⅲのそれぞれで現年度の賃金総額と起点賃金水準との比較を行う。加算Ⅱは加算Ⅱの対象者で比較を行う。</p>	<p>加算Ⅰ～Ⅲまとめて賃金改善の確認を行う。</p> <p>①加算Ⅰ (賃金改善要件分)・加算Ⅱ・Ⅲの加算額分を加算による改善額として、対象者と額、賃金改善方法を決定し、配分する。</p> <p>②加算による改善額や定期昇給相当額、人件費改定相当分を除いた現年度の賃金総額と基準年度の加算額や施設独自の改善額を除いた基準年度の賃金総額との比較を行う。</p>

(参考) 介護分野等における特別事情届出書

○福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（障障発0326第4号、こ支障第86号、令和6年3月26日）抄

5. 都道府県知事等への変更等の届出

(2) 特別事情届出書

事業の継続を図るために、職員の賃金水準（加算による賃金改善分を除く。以下この5において同じ。）を引き下げた上で賃金改善を行う場合には、以下の①から④までの事項を記載した別紙様式5の特別な事情に係る届出書（以下「特別事情届出書」という。）を届け出ること。なお、年度を超えて福祉・介護職員の賃金を引き下げることとなった場合は、次年度の新加算を算定するために必要な届出を行う際に、特別事情届出書を再度提出する必要がある。

① 新加算等を算定している障害福祉サービス事業所等の法人の収支

（障害福祉サービス事業による収支に限る。）について、サービス利用者数の大幅な減少等により経営が悪化し、一定期間にわたって収支が赤字である、資金繰りに支障が生じる等の状況にあることを示す内容

② 福祉・介護職員（その他の職種を賃金改善の対象としている障害

福祉サービス事業所等については、その他の職種の職員を含む。以下この5において同じ。）の賃金水準の引き下げの内容

③ 当該法人の経営及び福祉・介護職員の賃金水準の改善の見込み

④ 福祉・介護職員の賃金水準を引き下げることに適切に労使

の合意を得ていること等の必要な手続きに関して、労使の合意の時期及び方法等

別紙様式5

特別な事情に係る届出書(令和 年度)

基本情報

フリガナ			
法人名			
法人所在地	〒		
フリガナ			
書類作成担当者			
連絡先	電話番号	E-mail	

1. 事業の継続を図るために、職員の賃金を引き下げる必要がある状況について

当該法人の収支(介護事業に限る。)について、サービス利用者数の大幅な減少などにより経営が悪化し、一定期間にわたり収支が赤字である、資金繰りに支障が生じるなどの状況について記載

--

2. 賃金水準の引き下げの内容

--

3. 経営及び賃金水準の改善の見込み

--

※ 経営及び賃金水準の改善に係る計画等を提出し、代替することも可。

4. 賃金水準を引き下げることに適切に労使の合意を得ていること等について

労使の合意の時期及び方法等について記載

--

令和 年 月 日

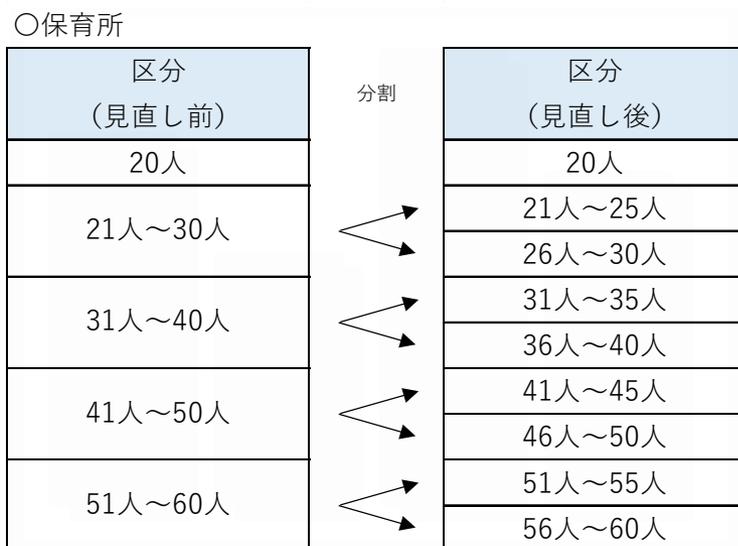
(法人名)

(代表者名)

公定価格における定員区分の細分化

- 施設の運営に要する費用には、施設の規模に応じて変動する経費（例：保育士の人件費等）と変動しない固定的な経費（例：施設長の人件費等）があり、定員規模によって費用の構造が異なることから、公定価格では、利用定員10人単位を基本として定員区分を設け、それぞれについて子ども1人当たりで単価を定めている。
- 具体的な各定員区分における単価の算定については、各定員区分の上限（例：51人～60人の定員区分では定員60人）の定員数を基に、子ども一人単価に置き直して算定していることから、利用子どもの数の増減による影響を受けやすい比較的小規模な定員規模の施設について、定員区分と利用子ども数との乖離を縮小させるため、定員60人以下の幼稚園・保育所・認定こども園に係る定員区分の細分化を行う。

定員区分の細分化（案）



※幼稚園、認定こども園についても同様の細分化を行う。

公定価格における定員超過減算の見直し

- 定員超過減算については、平成28年の「待機児童解消に向けて緊急的に対応する政策について」を踏まえ、利用定員を超えている状態が一定期間継続する場合の減額調整の要件を、
 - ① 直前の連続する5年間（幼稚園及び認定こども園（1号認定）にあたっては2年間）常に利用定員を超え、かつ、
 - ② 各年度の年間平均在所率が120%以上であることとしていたところ、待機児童数がピークであった平成29年から7年連続で減少し、令和6年の待機児童数は平成29年の10分の1以下となっている状況を踏まえ、**①の5年間の期間を、令和7年度より2年間とする。**
※ ただし、過去3年間に待機児童がいた地方公共団体は1年間を経過措置期間とし、令和8年度から実施する。

待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について（平成28年3月28日厚生労働省）

II 規制の弾力化・人材確保等

6. 定員超過入園の柔軟な実施

- 2年連続して定員を120%超えて入園させた場合に3年目に公定価格が減額される取扱いについて、待機児童の現状に鑑み、その期限延長を行い、柔軟な実施を促す。

留意事項通知記載（案）

V 乗除調整部分

1. 定員を恒常的に超過する場合（●）

（1）調整の適用を受ける施設の要件

直前の連続する2年度間常に保育認定子どもに係る利用定員を超えており（注1）、かつ、各年度の年間平均在所率（注2）が120%以上の状態にある施設に適用する（注3）。

なお、教育・保育の提供は利用定員の範囲内で行われることが原則であること。

（中略）

（注3）令和4年4月1日、令和5年4月1日、令和6年4月1日のいずれかの時点において待機児童がいた地方自治体に所在する施設（事業所）は令和7年度に限り従前の規定のとおりとする。

対象施設

保育所、認定こども園（保育認定2・3号）、小規模保育事業A型・B型・C型、事業所内保育事業

※ 幼稚園、認定こども園（教育標準時間認定1号）については、現行「直前の連続する2年度間常に利用定員を超えて」いることが要件となっている。

災害時における主幹教諭等専任加算・主任保育士専任加算等の要件の見直し

概要

- エssenシャルワーカーが自ら被災しながら人命救助・災害復旧等に当たるためには、そのこどもの教育・保育の確保が重要である。
- 災害等発災直後に出勤する必要のある保護者が子どもたちを預けられるよう、主幹教諭や主任保育士等の経験を有する保育士が地域で災害時等にこどもの支援にあたることができるように、主幹教諭等専任加算や主任保育士専任加算等において評価を行う。

取組内容

- 災害等により、施設等が開所できなかつたり、教諭や保育士が被災して、教育・保育の提供ができない場合に、以下の取組を実施することを念頭に置いた体制整備及び周知・啓発を行う。

【災害等が発生した場合の取組】

- ☛ 教育・保育を必要とするエssenシャルワーカーである保護者等への連絡
- ☛ 被災状況の把握
- ☛ エssenシャルワーカーである保護者等の勤務状況に応じたこどもの預かりに関するニーズの把握や相談支援の実施
(※避難所等に避難している場合には、避難所に向いて上記の対応を実施すること等を想定)
- ☛ 代替保育先や預かり先の確保に向けた行政や関係機関との連携

※ 災害等の発生時に上記取組に対応できるよう、具体的内容及び手順、職員の役割分担、避難訓練計画等に関するマニュアル等の整備並びに月1回程度の研修・訓練の実施等を行った場合に加算する。

→ 発災直後に出勤する必要がある保護者（医療・福祉関係者、警察、自衛隊、消防、自治体職員等）のこどもの預かりが可能となり、幼稚園や保育所等が、地域の拠点として被災時の支援に貢献。

改正案

- 現行の主幹教諭等専任加算及び主任保育士専任加算の複数実施要件に、新たに以下の要件(下線部分)を追加する。(留意事項通知の改正)

(例) 主任保育士専任加算の場合

- i 延長保育事業 ii 一時預かり事業 (一般型) iii 病児保育事業 iv 乳児が3人以上利用している施設 v 障害児 (軽度障害児を含む。) が1人以上利用している施設
- vi 災害時における地域支援の取組

- ・ 災害等により保育が提供できない場合において、保育を必要とするエssenシャルワーカーである保護者等への連絡、被災状況の把握、こどもの預かりに関する相談等及び代替保育先や預かり先の確保に向けた行政や関係機関との連携を図るために必要となる緊急時の対応の具体的内容及び手順、職員の役割分担、避難訓練計画等に関するマニュアル等の整備並びに研修・訓練の実施等を行う取組

公定価格における冷暖房費加算の見直しについて

- 冷暖房費加算の級地については、国家公務員の寒冷地手当に関する法律の別表に規定する級地に準拠して設定している。
- 令和6年人事院勧告によると、寒冷地手当については、平成27年の見直しから9年が経過し、気象庁からの新たな気象データを基に支給改定を行うとされている。
- 冷暖房費加算は施設（事業所）に対する加算であり、**級地区分を国家公務員の寒冷地手当の地域に準拠していることから、新たな級地区分に準拠することを基本としつつ、令和7年度においては、四級地から級地外となる市町村について、激変緩和措置を講ずることとする。**

特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（抄）（平成二十七年内閣府告示第四十九号）

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号第一条この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（中略）

三十六 冷暖房費加算 当該施設等において、当該施設等の所在する地域（次のイからホまでに掲げる地域）の区分に応じ、冷暖房費として加算されるものをいう。

イ 一級地（国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号。以下「寒冷地手当法」という。）別表に規定する一級地をいう。）

ロ 二級地（寒冷地手当法別表に規定する二級地をいう。）

ハ 三級地（寒冷地手当法別表に規定する三級地をいう。）

ニ 四級地（寒冷地手当法別表に規定する四級地をいう。）

ホ その他地域（イからニまでに掲げる地域以外の地域をいう。）

告示単価表改正（案）

別表第二 保育所（告示単価表）

冷暖房費加算	1 級 地	1,950	4 級 地	1,350	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地～4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域 激変緩和地域 ：一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第七十二号。以下「改正法」という。）による改正前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）別表に規定する四級地に該当する地域であって、改正法による改正後の国家公務員の寒冷地手当に関する法律に掲げる地域以外の地域 その他地域：1 級地～4 級地及び 激変緩和地域 以外の地域
	● 2 級 地	1,740	激変緩和地域	1,020	
	3 級 地	1,710	その他地域	120	

制度見直し (経過措置への対応)

(1) 地域型保育事業（居宅訪問型事業を除く）における連携施設に関する経過措置

概要

地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く。）の事業者は、連携施設の確保が著しく困難と市町村が認めるときは、子ども・子育て支援新制度の施行日から10年を経過する日までの間は、連携施設を確保する必要がないこととされている。
(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準附則第3条、特定教育・保育教育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準附則第5条)

対応方針（案）

(経過措置の延長について)

- 経過措置が終了した場合において、認可基準を満たさなくなる施設がおよそ29.6%を占めている状況を踏まえると、**経過措置に関しては、前回同様、5年間延長すること**としてはどうか（第3期市町村子ども・子育て支援事業計画の終期である令和11年度末まで延長）。
- 一方で、新制度施行から10年が経過し、この間、累次の基準緩和を行ってきたにもかかわらず、**連携施設の設定が進んでいない状況を踏まえ、更なる基準の見直しを行う**とともに、地域型保育事業が、認可事業となってから10年が経過する中で、連携施設を確保できていない事業者も含めて地域における保育の提供を担ってきたことを踏まえつつ、連携施設の実態等を引き続き把握しながら、不断に見直しの検討を行うべきではないか。

(基準緩和①)「保育内容支援」の基準緩和について

- 「**保育内容支援**」については、集団保育の機会の提供という趣旨を踏まえ、保育所等を連携施設とする原則は堅持しつつ、**市町村長が保育内容支援の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合の特例として、小規模保育事業A型、B型、事業所内保育事業を連携施設として認める**こととしてはどうか。

(基準緩和②)「代替保育」の基準緩和について

- 今回の調査によると、「代替保育」に係る連携施設を確保できていない事業所は25.0%であり、多くの事業所が対応に苦慮しているものと考えられる。
- 引き続き「**代替保育**」については保育の安定的な提供のためには必要であるが、この要件を満たせないことを理由に地域型保育事業を実施できず必要な保育提供体制を確保できないことは適当ではないと考えられるため、**市町村長が保育内容支援の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合においては、連携施設の確保を要さない**こととしてはどうか。

子ども・子育て支援新制度に関する経過措置への対応②

令和6年10月17日
第7回子ども・子育て支援等
分科会 資料6から作成

(2) 家庭的保育事業における食事の提供に関する経過措置

概要

家庭的保育事業における食事の提供については、子ども・子育て支援新制度施行日から10年を経過する日までの間は、自園調理・外部搬入でなくてもよいこととされている。

(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準附則第2条)

対応方針
(案)

- 制度創設から10年が経過し、ほとんどの事業所において、自園調理又は外部搬入による食事提供を行うことができる。
- このため、令和6年度をもって経過措置を終了してはどうか。

(3) 保育の必要性認定における就労時間の下限に関する経過措置

概要

子どものための教育・保育給付の支給要件のうち、就労時間の要件については、その下限は「48時間から64時間までの範囲内で月を単位に市町村が定める時間」とされているところ、子ども・子育て支援新制度の施行日から10年を経過する日までの間は、経過措置で単に「月を単位に市町村が定める時間」とされている。(子ども・子育て支援法施行規則附則第2条)

対応方針
(案)

- 制度創設から10年が経過し、多くの自治体において就労時間の要件を48時間から64時間の間で設定できおり、64時間超や48時間未満に設定している自治体は極めて少ない。
- 64時間超に設定している自治体においては、就労時間の下限が高く設定されていることで保育を受けることができない子どもが一定数存在しているものと考えられることから、このまま経過措置を終了することが望ましい。64時間超に設定している自治体は「今年度中に対応可能」と答えていることから、経過措置のうち「64時間」については、令和6年度をもって終了してはどうか。
- 48時間未満に設定している自治体においては、経過措置が終了すると、これらの自治体で保育を受けられなくなる子どもが生じることとなる。このため、経過措置のうち「48時間」については、対象は現在48時間未満に設定している自治体に限ったうえで、第3期市町村子ども・子育て支援事業計画の終期である令和11年度末まで5年間延長することとしてはどうか。

なお、これらの自治体が5年後の経過措置終了に向けて必要な子ども・子育て支援の整備を進められるよう取り組んでいく。

「はじめの100か月の育ちビジョン」 について

令和7年度予算案 36百万円 + 令和6年度補正予算額 1.4億円 (36百万円)

事業の目的

- 令和5年12月、**全てのこどもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」**（妊娠期から小1まで）から生涯にわたる**ウェルビーイング**（身体的・精神的・社会的に幸せな状態）の向上に向けて、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」が閣議決定された。
- 本ビジョンを社会全体の全ての人に共有し、本ビジョンを踏まえた取組を推進するため、「1. 『はじめの100か月の育ちビジョン』の普及啓発」「2. 『はじめの100か月の育ちビジョン』地域コーディネーターの養成」「3. 『はじめの100か月』の育ちの科学的知見に関する調査研究」を3年間で集中的に実施。
- これらの実施と相互の有機的な連携により、「はじめの100か月の育ちビジョン」を非常に大切だと思う人の割合を80%に増加させることを目指し（令和5年度現在：約46%）、**全てのこどもの「はじめの100か月」の育ちを社会全体で支援・応援**することで、本ビジョンの実現を図る。

事業の概要

1. 「はじめの100か月の育ちビジョン」の普及啓発

① 「はじめの100か月の育ちビジョン」の効果的な広報 【令和7年度当初予算案】

本ビジョンの社会的な認知度の向上とビジョンを踏まえた行動の促進を図るため、「**はじめの100か月**」をテーマとしたイベントの開催や外部メディアとのタイアップなど、様々な効果的な広報を実施。

② 「はじめの100か月の育ちビジョン」の普及啓発コンテンツ作成 【令和6年度補正予算】

✓ **こども・若者**（小中高生や大学生）向けに、乳幼児の育ちや子育てに関心を持ってもらえるようなパンフレット・動画等を作成。

✓ **企業向けに**、乳幼児の育ちや子育てへの支援・応援を促すパンフレット・動画等を作成。

みんな大切に
『はじめの100か月』

2. 「はじめの100か月の育ちビジョン」地域コーディネーターの養成 【令和6年度補正予算】

本ビジョンを踏まえて、「はじめの100か月」の育ちを支える環境や社会の厚みを増すことを目指し、**乳幼児やその保護者・養育者と地域の人々をつなぐ活動を行う地域コーディネーターを全国的に養成するため、各地域におけるモデル事例を創出。**

令和6年度までのモデル事例を踏まえ、自治体等においてコーディネーター研修をさらに充実させた形で実施するとともに、モデル事例の全国展開に向けた地方キャラバンの開催や事例集の周知などに取り組むことで、より多種多様な地域の実情に応じた実践事例の蓄積と横展開を図る。

3. 「はじめの100か月」の育ちの科学的知見に関する調査研究 【令和6年度補正予算】

「はじめの100か月」のこどもの育ちに関する科学的知見の充実・普及に向けて、「**こどもの誕生前から幼児期までの切れ目ない育ちの保障**」や「**乳幼児の保護者・養育者への支援・応援**」、「**地域社会と乳幼児の関わり**」等に関する調査研究を行う。

実施主体等

【実施主体】 民間企業・団体等

【委託先】 1. 民間企業等 2. 統括事業者 **自治体** 民間団体等10か所程度（475万円／1件） 3. 学術機関・民間企業等

「はじめの100か月の育ちビジョン」地域コーディネーター養成事業 モデル地域（団体）（令和6年度）

※令和7年度は自治体を中心に10地域に委託し、モデル事例を創出予定。

No.	モデル団体	主な活動拠点	主な活動内容(予定)
1	一般社団法人 はぐネット	石川県野々市市	地元地域の商店街に「こども服のクローゼット」を常設店舗として設置するとともに、 <u>公民館や民間施設におけるこども服の交換イベントを開催し、乳幼児の親子と地域住民の交流を図る。</u>
2	学校法人 柿沼学園	埼玉県久喜市	地元地域の幼児教育・保育施設や子育て支援センター、学校、学生サークル、自治会などと連携し、 <u>ビジョンを周知するとともに乳幼児の親子と地域住民が交流するイベントや講習会などを開催する。</u>
3	スリール株式会社	東京都新宿区	<u>プレママ・プレパパが先輩の子育て家庭と関わる機会や、学校・大学の授業で乳幼児の親子と触れ合う時間を設け、こども・若者が多様な家族のあり方を学び、子育てを前向きに捉えられるようにすることを促すほか、地域の企業や高齢者と乳幼児の親子との交流を図る。</u>
4	特定非営利活動法人 アンジュ・ママン	大分県豊後高田市	<u>地域子育て支援拠点でボランティアを受け入れるとともに、小中高生の乳幼児触れ合い体験や、地域イベントにこどもが参加しやすいような配慮などを行うことで、乳幼児の親子と地域住民の関わりを増やす。</u>
5	特定非営利活動法人 棚田LOVERS	兵庫県姫路市、市川町	地元地域の里山・棚田・畑・古民家・商店街を活用し、 <u>乳幼児の親子と地域の大学生や会社員・高齢者が交流する機会を設け、農作業や自然・料理体験、絵本の読み聞かせ、子育て講習などを実施する。</u>
6	特定非営利活動法人 ながいく	愛知県長久手市	地元地域の小中高生や大学生、高齢者、外国の方、障害のある方など、 <u>地域住民と乳幼児の親子が関わる子育てサロンや託児ボランティア、その他イベントを開催し、多世代の交流を図る。</u>
7	特定非営利活動法人 新座子育てネットワーク	埼玉県新座市	地元地域の小中高生・大学生向けに授業で乳幼児と触れ合う機会を提供するほか、 <u>子育て支援拠点のプレママ・プレパパやファミサポ援助会員、町内会の高齢者などが乳幼児の親子と関わる機会を創出する。</u>
8	特定非営利活動法人 びーのびーの	神奈川県横浜市	「産前産後のおうち」で妊婦や乳児の親子と高齢者が関わる機会や、 <u>小中高生が授業で乳幼児と触れ合う体験、地域のボランティアがこども食堂でこどもと関わる機会などを設け、交流を図るとともに、子育て家庭の生活圏の商店などに対する子育てへの理解促進を図る。</u>
9	まちの研究所株式会社	東京都渋谷区	「駒テラス西参道」のまちづくり施設において、 <u>地域の資源や環境を利用し、プレママ・プレパパや子育て世帯、商店街や会社員、高齢者などの地域住民と乳幼児の親子が関わるイベントを開催するなど、まちの人が主体的に協働しあう多世代交流を通じた地域活性化を図る。</u>
10	有限会社 ミューズプランニング	熊本県熊本市	地元地域の育児サークルと、学校や老人会、企業や店舗などをつなぎ、 <u>乳幼児の親子と地域住民が交流するイベントやワークショップ、ボランティア、体験活動などを実施する。</u>

「はじめての100か月の育ちビジョン」の広報（取組状況）

- ✓ 令和5年12月に新たに策定された「はじめての100か月の育ちビジョン」を社会全体へ広く周知するため、ビジョンの内容をわかりやすくまとめたパンフレットや動画等を作成し、多様な広報の機会を活かしてPR。

▼パンフレット（こども家庭庁HP）

[「はじめての100か月の育ちビジョン」パンフレット](#)



▼紹介動画（3分）（こども家庭庁HP・YouTube）

[「はじめての100か月の育ちビジョン」紹介動画](#)



▼ショート動画（6秒）（こども家庭庁HP・YouTube）

[動画①：『はじめての100か月』が生涯の幸せにつながっていくって、知っていますか？](#)

[動画②：こどもには、いろいろな人やモノとの出会いが大切なんです。](#)

[動画③：『こどもまんなか』と一緒に目指していきませんか？](#)



▼杉浦太陽・村上佳菜子 日曜まなびより（政府広報HP）

[政府広報ラジオ「日曜まなびより」](#)



▼ベネッセ「たまひよ」とのコラボ

[0～7・8才は脳発達の重要な時期！「はじめての100か月」が生涯の幸せを育てるって本当？こども家庭庁に聞きました<PR> | たまひよ \(benesse.ne.jp\)](#)



▼子育て世帯向けメディア「ぎゅってWeb」とのコラボ

[こどもたちが健やかに育つために大切にしてほしい「はじめての100か月の育ちビジョン」とは？ | ぎゅってWeb \(gyutte.jp\)](#)



<「はじめての100か月の育ちビジョン」HP（「はじめての100か月」で検索）>

https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo_sodachi



保育教諭等の特例措置の 期限到来を受けた対応について

幼稚園教諭免許状・保育士資格のいずれか一方のみで
 幼保連携型認定こども園の保育教諭等となることができる特例等の期限の延長
 (就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律、教育職員免許法)

施行日:

①公布の日(令和6年6月19日)

※特例措置(1)(2)を5年間延長

②令和9年4月1日 ※特例措置(1)の対象から主幹
 保育教諭・指導保育教諭を除く

現
行

○幼保連携型認定こども園で勤務する保育教諭等は、
幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有が必要。

特例措置※

※令和6年度末まで
 認定こども園法一部改正法
 施行から10年間

- (1) 幼稚園免許状・保育士資格の**いずれか一方**の
 免許状・資格のみで**保育教諭等となる**ことができる。
- (2) 免許状・資格の**一方のみ**を持ち、一定の勤務経験を有する者は、一定の**単位を修得**すること等で、
もう一方の免許状・資格を取得できる。

支障

○特例措置の期限が到来し、**幼保連携型認定こども園で保育教諭等の確保が困難になるおそれ。**

併有する保育教諭等の割合は近年着実に改善しているが、一方で、施設数の増加に伴い、
 いずれか一方のみを有する職員数自体は
 令和4年4月1日時点で1万2千人程度。
 (幼保連携型認定こども園の保育教諭等の8%)

見
直
し
後

特例を5年間延長

・ただし、いずれか一方の免許状・資格のみで**主幹保育教諭・指導保育教諭**となることができる特例の延長は**2年間**とする。

※併有に向けた制度の周知、各施設における人事計画の策定、併有状況の公表などを通じ、特例期間内に併有が促進されるよう取り組む。



効果

○当面の保育の受け皿・
 保育人材の確保が図られる



○特例期間内に保育教諭等に**必要な資格の取得**について各施設、自治体で**計画的な取り組み**が可能に

法改正に関連した制度的な対応

1. 幼保連携型認定こども園で勤務する副園長又は教頭についての配置基準上の資格要件の特例の延長

幼保連携型認定こども園で勤務する副園長又は教頭が、幼稚園免許状・保育士資格のいずれか一方の免許状・資格のみで園児の教育及び保育に直接従事する職員として配置基準上算定することができる特例について、指導・管理的な立場の職員であり教育・保育の両方の専門性を有する必要性がより高いこと等を踏まえ、主幹・指導保育教諭と同様、令和9年3月末までの2年間延長する府省令改正を行った（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）の一部改正）。

2. 幼稚園教諭免許状のみを保有する保育教諭等の保育士資格の取得要件の緩和の特例の延長

幼稚園教諭免許状を取得している職員について、

(i) 幼稚園、認定こども園、保育所等において3年以上かつ4,320時間以上従事し、指定保育士養成施設において8単位を修得した場合に保育士資格を取得可能とする特例、

(ii) (i)の特例の勤務経験に係る要件を満たした上で更に幼保連携型認定こども園において保育教諭等として2年以上かつ2,880時間以上従事した場合については、修得すべき当該8単位のうち2単位を修得したものとみなす特例

について、令和12年3月末まで延長する法令等改正を行った（「児童福祉法施行規則第六条の十一の二第一項の規定に基づきこども家庭庁長官が定める基準」（平成26年3月31日厚生労働省告示第172号）、「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」（平成15年12月9日雇児発第1209001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の一部改正）。

法改正に関連した制度的な対応

3. 計画的な免許・資格取得を促すためのその他の取組み

特例による保育教諭等がもう一方の免許・資格を計画的に取得できるよう、所轄庁・園長等に対し、以下①～④などの取組の実施を促す通知を発出した。

① 期間内に認定こども園に勤務するすべての職員が併有できるよう、2. の**取得要件の緩和の特例の周知及び積極的な活用を促すこと**、**単位の履修を行いやすい環境整備（※1）に取り組むこと**。特に、特例の延長期間が2年となっている、**主幹保育教諭・指導保育教諭等については、優先して資格等の取得がなされるよう計画すること**。

- ※1
- ・特例による単位取得を行おうとする者の科目履修に支障の出ないように、各施設等における勤務時間の調整を行う
 - ・保育士資格取得支援事業を活用し、科目履修者に対する受講料の支援及び代替職員を確保することにより、短期間に集中して科目履修を行うことのできる時間の確保 等

② 免許・資格の併有ができていない保育教諭等が、特例措置の期間内（令和11年度末）に計画的にもう一方の免許・資格を取得することを促進するため、**各施設長等が人事計画（※2）を策定し、これに基づく取組の実施を促すとともに、この人事計画に基づく取組の実施状況について、施設監査の確認項目として位置づけ、所轄庁が監査にあたって適切に確認を行うこと**。

- ※2 人事計画の内容としては、免許・資格を併有していない保育教諭等の免許・資格を取得させる時期・方法、取得期間中の施設運営上の影響を踏まえた職員配置計画、代替職員の採用についての計画 等を記載することが考えられる。

③ 各園における保育教諭等の**免許・資格の併有状況について、子ども・子育て支援情報公表システム(ここdeサーチ)上に公表**することができるよう、システムの改修を行うこととし、各施設における積極的な公表を求める(公表イメージについて以下参照)。

従業者の有する教育又は保育に係る免許、資格の状況	
幼稚園教諭免許と保育士免許の併有が必要な従業者数 [単位:人]	〇〇
うち、併有している従業者数 [単位:人]	〇〇

④ 幼保連携型認定こども園における保育教諭等の免許・資格の併有状況について、定期的な報告を求めること。

保育の質の向上について

事業の目的

地域の実情を踏まえつつ、自治体が中核となり、地域全体で保育の質の確保・向上を推進する体制整備のモデル開発を行い、地域ぐるみで質の高い保育を保育所等が行うことができる体制の構築を推進する。

事業の概要

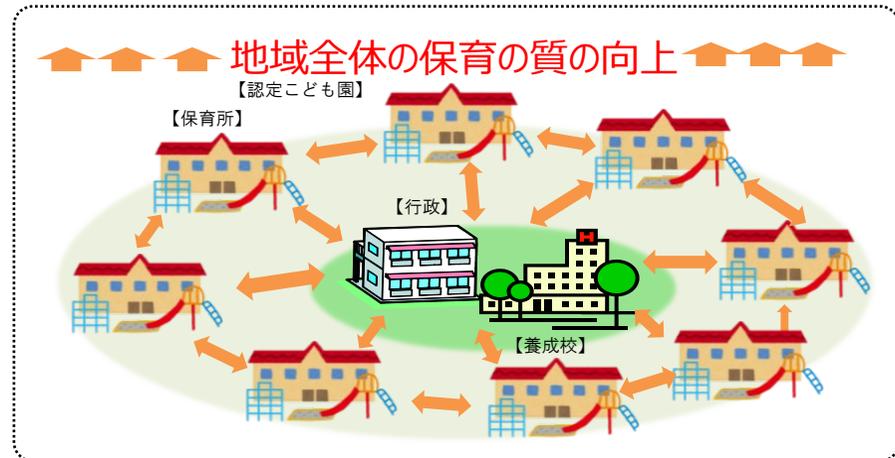
都道府県等から3年程度モデル地域を継続的に指定し、地域単位で、保育内容に関する課題の把握、地域における保育実践・改善に関する指導助言、研修等の企画立案等を担う中核的機能を構築し、域内の保育所等の保育の質の確保・向上のための取組を進めつつ、持続的に地域全体で保育の質を確保・向上させるための仕組みのモデル開発を行う。

(中核的機能の例)

- 保育指導職の配置
- 幼児教育センターや大学等との連携等による保育の質の確保・向上のための地域のネットワークの形成

(想定される取組の例)

- 地域の課題を踏まえた独自の研修の実施
- 公開保育による交流の機会の創出
- 公立園の拠点化
- 法人をまたぐ施設間の職員の交流等



実施主体等

【実施主体】

都道府県、指定都市・中核市、10万人程度以上の市町村（計6箇所程度）

【委託基準額】

都道府県等1か所当たり 800万円程度

保育士登録事務における
国家資格等情報連携・活用システムの導入について

...保育士資格における活用内容

デジタル庁「国家資格等情報連携・活用システム概要説明」より抜粋、一部加筆

国家資格等オンライン・デジタル化の概要

- 本施策は、現行では紙媒体を前提に運用されている多くの国家資格関係事務に対して、マイナンバー制度の活用により、各種申請手続のオンライン化や資格情報の連携などのデジタル化を推進するものである。

- ②登録申請時や書換え交付申請時の戸籍抄本添付を省略可能とする
- ③住基ネット等を通じて名簿情報(住所)を最新のものに更新できるようにする

実現イメージ

施策1：オンライン申請等の実現

- マイナポータルや公的個人認証の活用による
- ①申請手続きのデジタル化・オンライン化
 - ②厳格な本人確認 等の実現

施策2：住基ネット・戸籍等との連携

- 住基ネット・戸籍等との連携により
- ①添付書類の省略や変更手続きの省略
 - ②登録情報の真正性・正確性の確保 等の実現



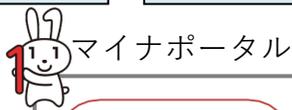
①「保育士登録」申請者がマイナポータルを通じてオンライン申請することを可能とする



資格保有者等

申請/照会

通知/資格表示等



オンライン申請

- 資格登録申請
- 登録事項変更申請
- 登録抹消申請
- 受験申請...etc

各種お知らせ

- 資格更新手続の案内
- 申請不備通知 ...etc

資格情報提供

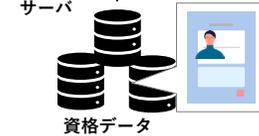
- デジタル証の表示
- 資格情報の提供 ...etc

データ連携

マイナンバー連携
住所・死亡情報等の連携

- #### 資格・試験管理
- 申請審査
 - 名簿管理
 - デジタル証発行
 - 各種通知 ...etc

国家資格等情報連携・活用システム



データ連携



資格管理者等

□：構築対象

④マイナポータル上でデジタル化した「保育士証」を本人が提示することを可能とする

○施策1：オンライン申請等の実現 関係

【実施する業務（提供するサービス）】

①-1 登録申請者側のオンラインでの申請

登録申請者はマイナポータルからログインし、オンライン登録申請が可能となる。（紙による申請も引続き運用。）

①-2 登録手数料のオンライン決済

オンライン申請では、登録申請手数料はキャッシュレス決済（クレジットカード・二次元コード）による納付となる。

【実施主体】

①-1 登録申請者→日本保育協会（一次審査）→各都道府県（最終審査）※申請手順フローは検討中

①-2 登録申請者→決済代行業者→日本保育協会→各都道府県

○施策2：住基ネット・戸籍等との連携 関係

【実施する業務（提供するサービス）】

② 戸籍抄本の添付省略

書き換え交付申請時（氏名変更、戸籍変更など）に必要な確認を住基ネットや戸籍情報連携システムを通じて行うことで、戸籍抄本の添付を省略する。

③ 名簿情報の更新

オンライン上で住所情報などを住基ネットから取得することで、最新の情報に更新することが可能。

【実施主体】

② 都道府県（書き換え交付、旧姓併記時に各都道府県の住基ネット都道府県サーバ又は国家資格等情報連携・活用システム経由で戸籍情報連携システムにアクセスし、情報を取得する。）

③ 都道府県

○施策3：デジタル資格者証の実現 関係

【実施する業務（提供するサービス）】

④ デジタル資格者証としての保育士証の運用

マイナポータル上でデジタル化した保育士証の提示を可能にする。

【実施主体】

④ 日本保育協会→各都道府県

国家資格等情報連携システム利用に向けたスケジュール

 日本保育協会タスク
 都道府県タスク

※「サービス開始」スケジュールについては、デジタル庁から確定版を示されていないため、今後変更となる可能性があります。

開始されるサービス	R6年度	R7年度	R8年度	後半以降
	12月			
1 国家資格システム上での保育士登録データ運用（副本）開始				サービス開始
(デジタル庁のスケジュール遅延により延期)				
			<ul style="list-style-type: none"> ●既存システムのデータ改修 ●既登録データの移行作業 ●連動テスト・運用テスト 	
			●連動テスト・運用テスト	
2 保育士登録情報と個人番号情報の紐づけ（初期設定申請）開始 ※マイナポータル上でのデジタル資格者証の運用開始				サービス開始
(デジタル庁のスケジュール遅延により延期)				
			●個人番号利用事務系端末の導入	
3 マイナポータル経由でのオンライン申請システムの稼働		<ul style="list-style-type: none"> ●設定シート作成 ●登録申請受付事務フロー作成 		サービス開始
(デジタル庁のスケジュール遅延により延期)				
			●指定納付受託者の指定手続・委託事業者との契約内容の見直し等	
4 改正番号法施行・児福法改正による都道府県住基ネット等との情報連携機能の開始		<ul style="list-style-type: none"> ●改訂版申請の手引き（申請書）の発行 		サービス開始
(デジタル庁のスケジュール遅延により延期)				
	●申請様式の改訂		●都道府県住基ネット接続端末の導入	

喫緊の課題となっている放課後児童クラブの待機児童の解消に向けた受け皿整備等に関し、引き続き「場の確保」「人材の確保」「適切な利用調整（マッチング）」に取り組みつつ、浮かび上がってきた**3つの課題**に対応した**6つの対応策**を追加して整理。

3つの課題

①待機児童発生状況の偏り

- ・長期休業前に多くの待機児童が発生（**時期**）
- ・特に必要性が高い小1の待機児童の発生（**学年**）
- ・一部の自治体において特に発生（**地域**）

◆待機児童数の変化	5月1.8万人 → 10月0.9万人
◆小1の待機児童数	2,209人（全体の12.5%）
◆待機児童の発生	東京都、埼玉県、千葉県で 全体の4割（R5と同様）

②補助事業の未活用等

- ・様々な補助メニューの一層の周知が必要。
- ・安全対策のための定員管理の必要。

③関係部局間・関係者間の連携

- ・福祉部局・教育委員会間での連携が不十分で、放課後児童クラブ・学校関係者の一層の連携協力が必要。

6つの対応策

1. 夏季休業期間中等の開所支援。
2. 特に就学にあたっての不安が大きい小学校新1年生の待機の解消。
3. 待機児童数の多い自治体に向け、民間の新規参入支援、人材確保策の実施、待機児童に対する預かり支援を行う等のモデル事業等を展開。
4. 待機児童数の多い自治体について、補助事業の丁寧な周知を図るとともに、補助事業の活用状況を含めた取組状況や待機児童の状況の詳細を公表。
5. 緊急的に受け入れ増に至った場合の安全対策について更なる方策の検討等。
6. 運営委員会や総合教育会議の活用促進、学校施設活用に際し教師の負担を生じさせることのない管理運営等の好事例の共有。

趣旨

- 「新・放課後子ども総合プラン」放課後児童対策パッケージ2024の実施により、受け皿確保は目標としていた152万人分をほぼ達成（151.9万人）。一方で、待機児童数は令和6年5月1日時点で1.8万人と、令和5年度の同時期（1.6万人）に比べて増加。
- 待機児童対策の一層の強化と放課後の児童の居場所確保に向け、こども家庭庁と文部科学省が連携し、予算・運用等の両面から令和6～7年度に集中的に取り組むべき対策として充実を図り、パッケージを改訂するものである。

放課後児童クラブの実施状況 (R6.5.1) 登録児童 151.9万人 待機児童 1.8万人
(R6.10.1) 登録児童 147.1万人 待機児童 0.9万人

1. 放課後児童対策の具体的な内容について

(1) 放課後児童クラブにおける待機児童の解消策

1) 放課後児童クラブを開設する場の確保

- ① 施設整備に係る補助率の高上げ[R6補正]
- ② 学校（校舎、敷地）内における整備推進
- ③ 学校外における整備推進（補助引き上げ）
- ④ 賃貸物件等を活用した受け皿整備の推進（補助引き上げ）
- ⑤ 学校施設の積極的な活用
- ⑥ 保育所等の積極的な活用
- ⑦ 民間事業者による参入支援[R6補正]
- ⑧ スモールコンセッションによる事業所整備の周知

2) 放課後児童クラブを運営する人材の確保

- ① 常勤職員配置の改善
- ② 職員に対する処遇改善
- ③ 職員の確保支援[R6補正]
- ④ 平日夜間の人材確保支援[R7拡充]
- ⑤ 保育士・保育所支援センター等やハローワークと連携した人材確保支援
- ⑥ ICT化の推進による職員の業務負担軽減[R6補正]
- ⑦ 育成支援の周辺業務を行う職員の配置による業務負担軽減
- ⑧ 放課後児童クラブ分野のDX化による職員の業務負担軽減[R6補正]

3) 適切な利用調整（マッチング）

- ① 正確な待機児童数把握の推進、待機児童の詳細の公表
- ② 利用調整支援や送迎支援の拡充による待機児童と空き定員のマッチングの推進等

4) 時期的なニーズ等への対応

- ① 夏季休業期間中における開所支援[R7拡充]
- ② 年度前半の開所支援のあり方の検討
- ③ 支援の単位あたりの児童数の考え方の検討

5) 自治体へのきめ細かな支援とコミュニティ・スクールの仕組みの活用推進

- ① 待機児童が多数発生している自治体への支援
- ② コミュニティ・スクールの仕組みを活用した放課後児童対策の推進

(2) 全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごすための強化策

1) 多様な居場所づくりの推進

- ① 放課後児童クラブと放課後子供教室の校内交流型・連携型の推進[R7拡充]
- ② こどもの居場所づくりの推進(モデル事業、コーディネーター配置)(一部R6補正、R7拡充)
- ③ コミュニティ・スクールの仕組みを活用した放課後児童対策の推進(一部再掲)
- ④ 特別な配慮を必要とする児童への対応[一部R6補正]
- ⑤ 放課後児童クラブ待機児童への預かり支援実証モデル事業[R6補正]
- ⑥ 朝のこどもの居場所づくりの推進（好事例周知、機運醸成等）
- ⑦ 能登半島地震を踏まえた災害時の放課後等におけるこどもへの支援

2) 放課後児童対策に従事する職員やコーディネーターする人材の確保

- ① 常勤職員配置の改善(再掲)
- ② こどもの居場所づくり支援体制の構築等を行うコーディネーター配置支援(再掲)
- ③ 地域学校協働活動推進員の配置促進等による地域学校協働活動の充実

3) 質の向上に資する研修の充実等

- ① 放課後児童対策に関する研修の充実
- ② 性被害防止、不適切な育成支援防止等への取組[一部R6補正]
- ③ 事故防止への取組
- ④ 「はじめの100か月の育ちビジョン」と連携した広報
- ⑤ 放課後児童クラブ運営指針の改正
- ⑥ いわゆる「スキマバイト」への対応

2. 放課後児童対策の推進体制について

(1) 市町村、都道府県における役割・推進体制

- ① 市町村の運営委員会、都道府県の推進委員会の継続実施
- ② 総合教育会議の活用による総合的な放課後児童対策の検討

(2) 国における役割・推進体制

- ① 放課後児童対策に関する二省庁会議の継続実施
- ② 放課後児童対策の施策等の周知

3. その他留意事項について

(1) 放課後児童対策に係る取組のフォローアップについて

- ① 放課後児童クラブの整備<152万人の受け皿整備を進め、できる限り早期に待機児童解消へ>
- ② 放課後児童クラブと放課後子供教室の連携<同一小学校区内でできる限り早期に全てを連携型へ>
- ③ 学校施設を活用した放課後児童クラブの整備<新規開設にあたり所管部局が求める場合、できる限り早期に全て学校施設を活用できるように>

(2) 子ども・子育て支援事業計画との連動について

(3) こども・子育て当事者の意見反映について

令和7年度当初予算案 816億円（一）

※令和6年度予算においては、妊娠出産子育て支援交付金に計上

事業の目的

- 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）において、子ども・子育て支援法に妊婦のための支援給付が創設され、令和7年度から施行される。妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、児童福祉法の妊婦等包括相談支援事業と効果的に組み合わせて、妊婦のための支援給付を実施することにより、妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を実施する。

事業の概要

改正後の子ども・子育て支援法第68条第1項に基づき、市町村に対し、妊婦のための支援給付である妊婦支援給付金の支給に要する費用の全額に相当する額を交付する。

【妊婦のための支援給付の内容】

<支給対象者>

日本国内に住所を有する妊婦

<支給に必要な手続・支給額>

- ・妊婦は申請を行い、妊婦給付認定を受ける
⇒5万円を支給

- ・妊婦給付認定を受けた者は、妊娠している子どもの人数等の届出を行う
⇒妊娠している子どもの人数×5万円を支給

【給付金の支給方法】

- ・現金振込等確実な支払方法

※希望者は、支給された給付金を市町村が実施するクーポン等の支給方法で受け取ることは可能。

妊婦のための支援給付（子ども・子育て支援法）

- 市町村は、妊婦であることの認定後に**5万円**を支給。その後、妊娠している子どもの人数の届出を受けた後に**妊娠している子どもの人数×5万円**を支給する。
- 子ども・子育て支援金制度の創設に伴い、財源として**子ども・子育て支援納付金を位置づける**。

妊婦等包括相談支援事業（児童福祉法）

- 妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行う事業として新設する。
- 母子保健法の事業との連携確保について定めるとともに、子ども・子育て支援法上の地域子ども・子育て支援事業に位置づける。

妊娠期
(妊娠8~10週前後)



※妊娠届出時等

妊娠期
(妊娠32~34週前後)



出産・産後



※出生届出時や乳児家庭全戸訪問等

産後の育児期



【実施主体】市町村（こども家庭センター）
(NPO等の民間法人が実施する地域子育て支援拠点等への委託可)

伴走型相談支援

身近で相談に応じ、必要な支援メニューにつなぐ

妊婦の認定後：5万円の支給

妊娠している子どもの人数×5万円の支給

※給付金の支払方法については、紛争の未然防止や事務の確実かつ効率的な実施の観点から、現金など確実な支払方法とする。
この場合においても、希望者が支給された給付金を妊娠・出産育児関連用品の購入・レンタル費用助成、サービス等の利用負担軽減のクーポン等で受け取れるようにすることは可能。

実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む）

【補助率】国：10/10

＜子ども・子育て支援交付金（こども家庭庁）＋重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）＞
令和7年度当初予算案 2,345億円の内数（2,208億円の内数）
※令和6年度予算においては、妊娠出産子育て支援交付金に計上

事業の目的

- 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）において、児童福祉法に、主に妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等を行う「妊婦等包括相談支援事業」を創設し、他の事業と同様に市町村の実施の努力義務等を規定するとともに、子ども・子育て支援法第59条第1号を改正し、妊婦等包括相談支援事業を同号の事業として地域子ども・子育て支援事業に位置づけた。
- 妊婦等包括相談支援事業として、妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図る。

事業の概要

妊婦等包括相談支援事業に要する費用の補助を行うため、利用者支援事業（基本型・特定型・こども家庭センター型）に新たに「妊婦等包括相談支援事業型」を設ける。妊婦等包括相談支援事業の実施に当たっては、こども家庭センターの面談対応件数等、業務量に応じた補助単価の設定を行う。

【事業内容】

妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う。

【対象経費】

面談等の実施に必要な経費
（「妊婦のための支援給付」に必要となる費用は除く）



※給付金の支払方法については、紛争の未然防止や事務の確実かつ効率的な実施の観点から、現金など確実な支払方法とする。
この場合においても、希望者が支給された給付金を妊娠・出産育児関連用品の購入・レンタル費用助成、サービス等の利用負担軽減のクーポン等で受け取れるようにすることは可能。

実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む）

【補助率】国：1/2
（都道府県：1/4、市町村：1/4）

【補助基準額案】こども家庭センター1か所あたり妊娠届出受理数

- ①700件以上 : 15,584千円
- ②200件以上700件未満 : 9,911千円
- ③200件未満 : 8,239千円

※こども家庭センター1か所あたりとは、旧子育て世代包括支援センターの母子保健機能の窓口の数。
また、こども家庭センターを設置していない自治体は、1自治体あたり1か所とする。

令和7年度当初予算案 22億円（一）

※令和6年度予算においては、妊娠出産子育て支援交付金に計上

事業の目的

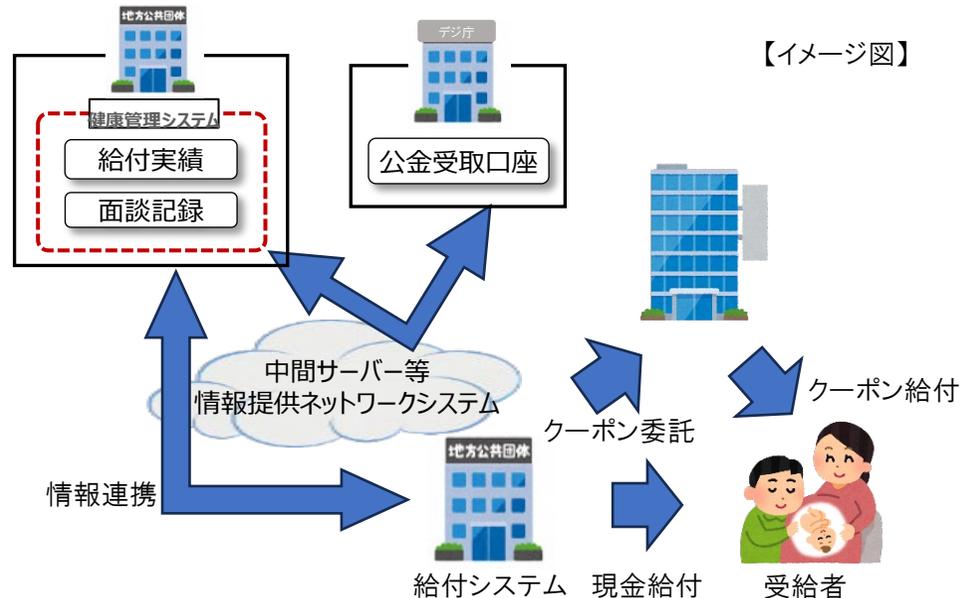
- 子ども・子育て支援法の妊婦のための支援給付を実施するために必要な体制整備を行い円滑な給付や運用の効率化を図る。

事業の概要

妊婦のための支援給付は現金での支給としている。その上で、希望者が支給された給付金をクーポン等で受け取ることを可能としているため、現金と併用してクーポン等での支給を実施する市町村が、現金又はクーポン等で支給するための必要な経費を補助する。

【対象経費】

- ①クーポン等の支給に係る委託経費
クーポン等での支給のためのランニングコスト（システムの保守費用、クーポン等支給のための委託費）
- ②妊婦のための支援給付のための事務費
妊婦のための支援給付のための人件費や振込手数料等の事務費
- ③自治体間情報連携に係るシステム改修費
転出入の際に給付履歴等を確認するためのデータ標準レイアウト改訂版へのシステム改修費



実施主体等

【実施主体】

市町村（特別区を含む）
（①は都道府県も対象）

【補助率】

- ①国 10/10
- ②国 1/2 都道府県 1/4 市町村 1/4
- ③国 2/3 市町村 1/3

【補助基準額案】

こども家庭庁長官が必要と認めた額

施行に向けた準備状況

● 全国自治体に向けて説明を実施（R6/10/31説明動画配信）

[（妊婦・子育て家庭への伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施（出産・子育て応援交付金） | こども家庭庁）](#)

【主な説明事項】

- ・制度の新旧比較と留意点
- ・子子法及び児福法の省令事項の検討内容
 - ※説明実施後に自治体等からの意見を受け、検討内容を更新予定。
- ・令和7年度予算概算要求内容

● 伴走型相談支援のガイドライン策定に向けた調査研究を実施

【主な記載検討事項】

- ・事業目的、実施主体、対象者、実施時期、実施者、実施方法、実施留意点、
面談の質の向上、利用者への情報発信 等

新旧比較と留意点（主なもの）

制度区分	項目	制度化後	現行制度	留意点
妊婦のための 支援給付	名称	妊婦のための支援給付	出産・子育て応援給付金	
	根拠	子ども・子育て支援法第10条の2	予算事業（実施要綱）	
	給付額の算定 基礎	妊娠している者及び妊娠しているこどもの数 （流産・死産等も含む）	妊娠の届出をした妊婦及び出生した児童数	新たに流産等が給付対象になるため、妊娠していたこどもの数の事実確認が必要
	給付対象者	妊婦給付認定者	妊婦及び養育者	
	認定・給付要件等	<ul style="list-style-type: none"> ・日本国内に住所を有する者（国籍は問わない） ・給付に面談条件はなし 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本国内に住所を有する者（国籍は問わない） ・支給には面談が必須 	<ul style="list-style-type: none"> ・居住実態ではなく住民票所在市町村が認定 ・法定給付は効果的に面談と組み合わせることを法に規定
	国から市町村への支出根拠	妊婦のための支援給付交付金交付要綱（仮）及び同給付費補助金交付要綱（仮）	出産・子育て応援交付金交付要綱及び伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱	<ul style="list-style-type: none"> ・制度化後は国から給付費の全額を交付 ・事務費は、給付費とは別に補助金を交付
妊婦等包括 相談支援事業	名称	妊婦等包括相談支援事業	伴走型相談支援事業	
	根拠	児童福祉法第6条の3第22項	予算事業（実施要綱）	
	面談対象者	妊産婦及びその配偶者等	妊産婦及び養育者	
	面談回数	法律上に回数の定めなし（省令に面談時期を規定）	3回（2回目アンケート可）	今後示すガイドラインを参考に、最低限、現行の伴走型相談支援と同水準の対応が必要。
	国から市町村への支出根拠	子ども・子育て支援交付金交付要綱及び利用者支援事業実施要綱	出産・子育て応援交付金交付要綱及び伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱	事業費は、利用者支援事業として補助

子ども・子育て支援法及び児童福祉法の省令事項（検討中）

法律	法律の根拠条文		法律の条文	省令案等
子ども・子育て支援法	市町村の認定	第10条の9第1項	妊婦のための支援給付を受けようとする者は、 内閣府令で定めるところにより 、市町村に対し、妊婦のための支援給付を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定を受けなければならない。	次に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出することを想定。 一 妊婦支援給付認定の資格を有すること及び認定を求めることについての申告 二 妊婦の氏名、住所地、生年月日、個人番号、電話番号 三 妊娠の届出を行った日 四 妊娠に関して診療を受けている医療機関の名称、所在地及び電話番号 五 妊娠月数 六 医療機関等で診断した医師名 第1項の二～六においては母子保健法第15条の妊娠の届出により代えることができる。
	届出等	第10条の13第1項	妊婦給付認定者は、 内閣府令で定めるところにより 、市町村に対し、当該妊婦給付認定者の胎児の数その他 内閣府令で定める事項 を届け出なければならない。	妊婦給付認定者は、 出産予定日の8週間前 の日（流産又は死産のときはその日）以降に、市町村が定める方法により、次項に定める事項を記載した届書を市町村に提出することを想定。 一 当該申請を行う妊婦の氏名、住所地、生年月日、個人番号及び電話番号 二 当該妊婦給付認定者が当該妊娠に関して保健指導又は健康診査を受けている医療機関の名称、所在地及び電話番号 三 その他市町村長が必要と認める事項
	妊婦支援給付金の支払方法	第10条の14第2項	妊婦支援給付金は、現金その他確実な支払の方法で 内閣府令で定めるもの により支払うものとする。	次に掲げる方法を検討。 一 口座振込の方法 二 小切手の振出し 三 公金振替書の交付
	内閣府令への委任	第10条の15	この款に定めるもののほか、妊婦支援給付金の支給に関し必要な事項は、 内閣府令で定める 。	支給に関する通知を次の方法で検討。 妊婦支援給付金の受給資格及びその額についての認定その他妊婦支援給付金の支給に関する処分を行ったときは、文書により、その内容を請求者に通知しなければならない。 妊婦給付認定者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の通知に代えて、電子メール等の電磁的方法により通知することができる。
児童福祉法	事業	第6条の3第22項	この法律で、妊婦等包括相談支援事業とは、 内閣府令で定めるところにより 、妊婦及びその配偶者その他 内閣府令で定める者 （以下この項において「妊婦等」という。）に対して、面談その他の内閣府令で定める措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業をいう。	妊婦等包括相談支援事業は、妊婦等に対して、妊娠の届出時、出産前、出産後の適切な時期に次の方法をもって行うことを想定。 一 対面による面談 二 情報通信機器を通じた面談 三 その他市町村長が支援を行うに当たって適当と認める方法 妊婦及びその配偶者その他内閣府令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者を想定。 一 出産した者及びその配偶者 二 出産後その児童を養育する者その他市町村長が妊婦等包括相談支援事業による支援が必要と認める者

妊婦支援給付認定者の認定及び胎児の数の届出について（検討中） （法第10条の9第1項・第10条の13第1項関係）

【本給付における妊娠の定義】

医師が「胎児心拍」を確認したことをもって妊婦支援給付認定にかかる「妊娠」と定義する。

※医師による胎児心拍の確認がとれない場合、妊婦支援給付認定はできない。

【妊娠の事実確認方法】

妊娠の届出または本人の真正なる申請をもって事実確認とする。なお、本人からの申請に疑義がある場合、市町村は、本人同意のうえ申請書に記載の医療機関に照会を行うことができる。

【胎児の数の届出】

出産予定日の8週間前の日（流産等のときはその日）以降に、届出することとし、

- ・出生届や住民基本台帳で胎児の数の確認を行う。
- ・流産の場合、母子健康手帳の提示により胎児の数の確認を行う。
- ・死産の場合、母子健康手帳や死産届で胎児の数の確認を行う。

※母子健康手帳が交付される前に流産や人工妊娠中絶等をしている場合でも、流産等の前に医師の胎児心拍の確認及び妊娠していた胎児の数を証明する診断書等の提示により妊婦支援給付認定及び給付金の給付は可能。

法第10条の14第2項及び内閣府令で定める現金その他確実な支払方法以外で支給する場合の対応

妊娠支援給付金は、現金その他確実な支払方法として内閣府令に定める以下の方法を検討。

- ・ 現金振込の方法
- ・ 小切手の振出し
- ・ 公金振替書の交付

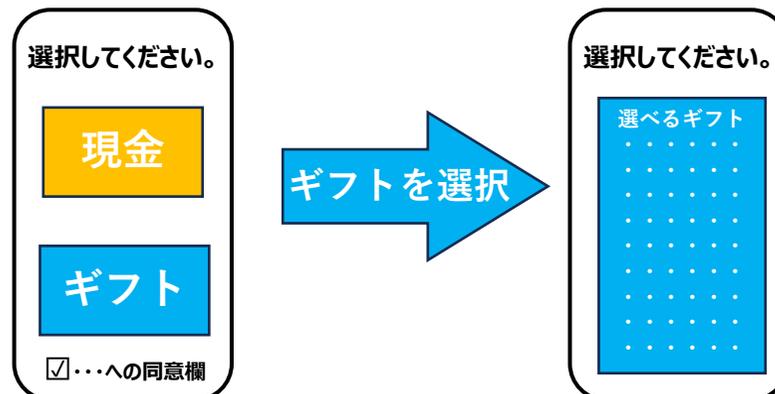
上記以外に、これまで市区町村が創意工夫で行ってきた以下の例のような支給方法については、引き続き受給者が希望される場合に支給することは可能。

<支給方法例>

- ・ 現物支給（マタニティ用品・ベビー用品・産前産後サービスクーポン券など）
- ・ 電子マネー（PayPay®・au Payなど）
- ・ 電子クーポン
- ・ デジタルカタログギフト
- ・ デジタル地域通貨
- ・ 現金ATM受取

※現金ATM受取の方法は、現金5万円で受領できるものの、法律上、現金その他確実な支払方法での支払とは整理されません。

<明示方法例>



<留意点>

ギフトでの支給は、希望された受給者が実際に現金の受渡はしないが受領した5万円の現金をギフトに交換することの同意を得たうえで支給する整理です。ギフトでの支給を実施する市区町村は、現金またはギフトの選択肢を申請者に明示したうえで選択させることが必要であり、併せて5万円の現金をギフトとして受取ることの同意をもらうことが、支給後の紛争の未然防止のために重要ですので留意ください。

事業の目的

- LTCのこども（※1）とその家族を対象にした、いわゆる「こどもホスピス」における支援（※2）について、令和5年度の調査により、「医療型」「福祉型」「地域型」の3類型に整理。LTCのこどもと家族の実態や支援ニーズが把握されづらく、支援が届きにくい実態と「地域型」こどもホスピスにおける支援が課題と判明（※3）。令和6年度は、自治体におけるLTCのこどもの実態の把握手法の検討や、こども当事者の声を集めたニーズ把握等を進めている。
- これまでの調査結果を踏まえ、都道府県等が、NPO法人や民間団体、医療機関等と連携し、地域の実態や課題を協議、LTCのこども（※1）やその家族を対象にした、地域型こどもホスピスにおける支援や、管内の実態把握のためのモデル事業を行う。

※1 LTC (Life-Threatening Conditions : 生命を脅かされる状態) にあるこども。

※2 LTCのこどもや、きょうだい児を含めた家族を対象とした小児緩和ケア全般。こどもと家族との満たされた時間の提供、死別後のサポート等の他、こどもが成長発達し「生きる」ことを全うできるための体験の保障といった、心理社会的ケアの視点が含まれている。地域型こどもホスピスにおいてはデイユースを中心に、さまざまな独自プログラムによる支援が提供されるものが多い。

※3 主たる運営財源が医療報酬によるものを「医療型」、障害報酬によるものを「福祉型」、それらを財源とせず、寄付や助成金等を主たる財源とする「地域型」に分類。安定的な収入確保が担保されない「地域型」について公的支援を求める声が特に強い。

事業の概要

(1) 関係者による協議会等の開催<必須>

管内の地域型こどもホスピスとの支援連携の方策や、管内のLTCのこどもの実数把握等について、協議会等を開催して検討することへの財政支援を行う。

(2) 管内のLTCにあるこどもの実数等を把握するための実態調査の実施<加算>

協議会等を開催し、管内のLTCにあるこどもの数を把握するための取組みに対して、財政支援を行う。（こども家庭庁による令和6年調査研究事業成果物を参考に実施）

(3) 地域型こどもホスピスの取組支援<加算>

LTCにあるこどもの遊びの支援、学びの支援、こども同士の交流、生活全般の支援、及びきょうだい児支援、グリーフ・ケアなどの家族支援等のプログラムを実施する民間団体等（地域型こどもホスピス）に対して支援を行う。

※ 必須(1)に加え、(2)または(3)のみならず、(2)と(3)を加えた取組に対する補助も可能

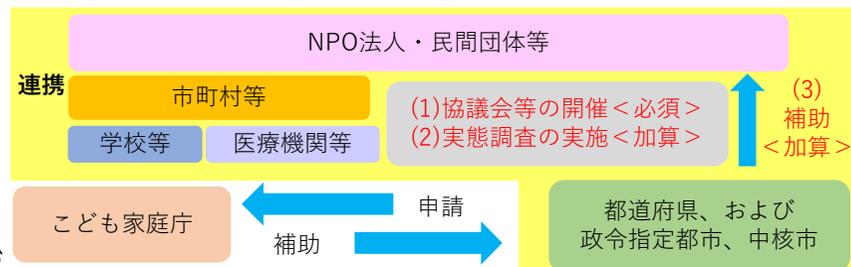
※ (3)は、地域の実情に応じたプログラムや、ケア・支援の形態を組み合わせるもの

※ (3)において民間団体等が支援するLTCにあるこどもについては、診断書等の確認や判断が得られないものも含む

【地域型こどもホスピスの活動形態】

- ・ 拠点支援型：施設等で実施されるもの。デイユース、宿泊等は問わない
- ・ 訪問支援型：家庭や医療機関等への訪問、または戸外や屋内等の場所を特定せず実施されるもの
- ・ 遠隔支援型：家庭や医療機関等において遠隔で実施されるもの
- ・ 複合支援型：拠点型、訪問型、遠隔型を組み合わせるもの

【連携による支援モデル形成のイメージ図】



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市

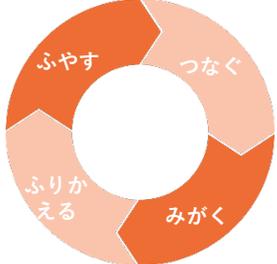
【補助率】 国 10/10

【補助基準額】 ※(1)は必ず実施したうえで、(2)(3)について実施する場合に加算

(1) 1自治体当たり 1,982千円

(2) 1自治体当たり 5,139千円

(3) 1自治体当たり 10,258千円

<p>概要</p>	<p>こども食堂や学習支援など、様々なこどもの居場所づくりの取り組みがされているなか、こうした取り組みを推進する観点から、こどもの居場所づくりについて国としての考え方を示すもの。</p>
<p>背景</p>	<p>地域のつながりの希薄化、少子化の進展により、地域の中でこどもが育つことが困難になっており、また児童虐待の相談対応件数や不登校、自殺者数の増加など、こどもを取り巻く環境の厳しさが増している。さらに、価値観の多様化やそれを受け入れる文化の広がりに伴い、居場所への多様なニーズが生まれている。こうしたなか、様々な地域で多様な形態による居場所づくりが実践されており、国としても一定の考え方を示すことが求められている。</p>
<p>理念</p>	<p>全てのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長していけるよう、「こどもまんなか」の居場所づくりを実現する。</p>
<p>こどもの居場所・居場所づくりとは</p>	<ul style="list-style-type: none"> 居場所とは、こども・若者本人が決めるものである。こども・若者が過ごす場所・時間・人との関係性全てが、こども・若者にとっての居場所になり得る。また、物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態をとり得るものである。 居場所とは、こども・若者本人が決めるものである一方で、居場所づくりとは、第三者が中心となって行うものであるため、両者には隔たりが生じ得る。 こうした隔たりを乗り越えるため、こども・若者の声を聴き、こども・若者の視点に立った居場所づくりを進めることが必要。
<p>こどもの居場所づくり推進の視点</p>	<div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="margin-left: 20px;"> <p>こどもの居場所づくりを推進するに当たり基本的な4つの視点として整理</p> <ol style="list-style-type: none"> ①「ふやす」～多様なこどもの居場所がつくられる ②「つなぐ」～こどもが居場所につながる ③「みかく」～こどもにとって、より良い居場所となる ④「ふりかえる」～こどもの居場所づくりを検証する </div> </div>
<p>役割責務等</p>	<p>こどもの居場所づくりに関係する地方公共団体や国、民間団体・機関、学校、企業等含め全ての者が、本指針で掲げるこどもの居場所づくりに関する理念等を共有するとともに、その重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが必要である。</p>

事業の目的

- こどもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、地方自治体におけるこどもの居場所づくりの支援体制の構築等に必要の実態調査・把握や広報啓発活動の支援を行うとともに、NPO法人等が創意工夫して行う居場所づくりのモデル事業を継続して実施する。
- 本事業により、こどもの居場所づくりを促進するために有効と考えられる、「こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業」の実施率の向上につなげる。
- なお本事業は、「こどもの居場所づくりに関する指針」に基づく取組に対して、3年間（令和6年度～令和8年度）で集中して支援を行い推進するものである。

事業の概要

(1) 実態調査・把握支援

居場所の有無をはじめ、こどものニーズ等の現状を把握するための実態調査を実施する地方自治体に対して、財政支援を行う。

(2) 広報啓発活動支援

こどもの居場所づくりを推進するために、以下に掲げるような広報啓発の取組を行う地方自治体に対して、財政支援を行う。

＜広報啓発の取組例＞

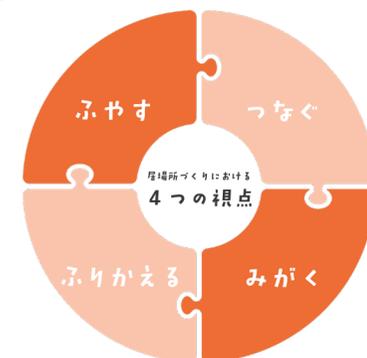
- ・こどもと居場所等をつなぐためのポータルサイト等の制作・改修
- ・居場所マップの作製・配布
- ・相談等を受け付けるための通信設備の改修等
- ・人材の発掘に向けたシンポジウム等のイベントの実施 等

(3) NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援（モデル事業）

NPO法人等の民間団体が創意工夫して行う居場所づくりやこどもの可能性を引き出す取組への効果的な支援方法等を検証するためのモデル事業を実施。

＜想定されるテーマ例＞

- ・早朝のこどもの居場所づくり
- ・新たなテクノロジーを活用したこどもの居場所づくり
- ・ユースを中心とした居場所づくり
- ・居場所づくりに関する中間支援 等



実施主体等

(1) 実態調査・把握支援

【実施主体】 都道府県、市区町村	【補助率】 国 1/2、都道府県・市区町村 1/2
【補助基準額】 1 都道府県あたり	7,206千円
1 特別区・中核市あたり	3,543千円
1 指定都市あたり	5,622千円
1 市町村あたり	2,003千円

(2) 広報啓発活動支援

【実施主体】 都道府県、市区町村	【補助率】 国 1/2、都道府県・市区町村 1/2
【補助基準額】 1 都道府県あたり	4,552千円
1 特別区・中核市あたり	3,886千円
1 指定都市あたり	4,134千円
1 市町村あたり	2,130千円

(3) NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援（モデル事業）

【実施主体】 都道府県、市区町村、民間団体（全国展開しているオンラインの居場所に限る）
【補助率】 国 10/10
【補助基準額】 1 団体あたり 5,000千円（上限）

※同一団体の同一事業は採択しない。



事業の目的

- こどもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、地方自治体におけるこどもの居場所づくりの支援体制の構築等に必要となる「こどもの居場所づくりコーディネーター」の配置等の支援を行う。「こどもの居場所づくりコーディネーター」は、地域の既存資源の把握やネットワーキング、利用ニーズの実態把握や、新たに居場所づくりをする人の支援、継続していくためのサポート等の役割を担い、地域全体でこどもの居場所づくりの推進に取り組む。

事業の概要

地域のニーズを把握し、資源の発掘・活用、その地域で居場所を求めるこどもを居場所につなげる等、地域の居場所全体をコーディネートしたり、安定的で質の高い居場所の運営において必要となる、運営資金のやりくりや人材の活用・育成等の組織経営をサポートする人材の配置に対して財政支援を行う。

また、地方自治体と連携して実施される居場所づくりの取組に対し、その立ち上げ資金を補助する。

【こどもの居場所づくりコーディネーターの要件】

- 地域の実情に応じたコーディネートができ、本事業を適切に行うことができると自治体が認めた者

【こどもの居場所づくりコーディネーターの業務内容】

- 居場所に関する地域資源の把握
- 居場所同士や関係機関等ネットワーク形成
- その他、地域の実情等に応じて行う業務



実施主体等

【実施主体】都道府県、市区町村

【補助率】国1/2、都道府県・市区町村 1/2

【補助基準額案】 i) コーディネーター配置 (1実施主体あたり)

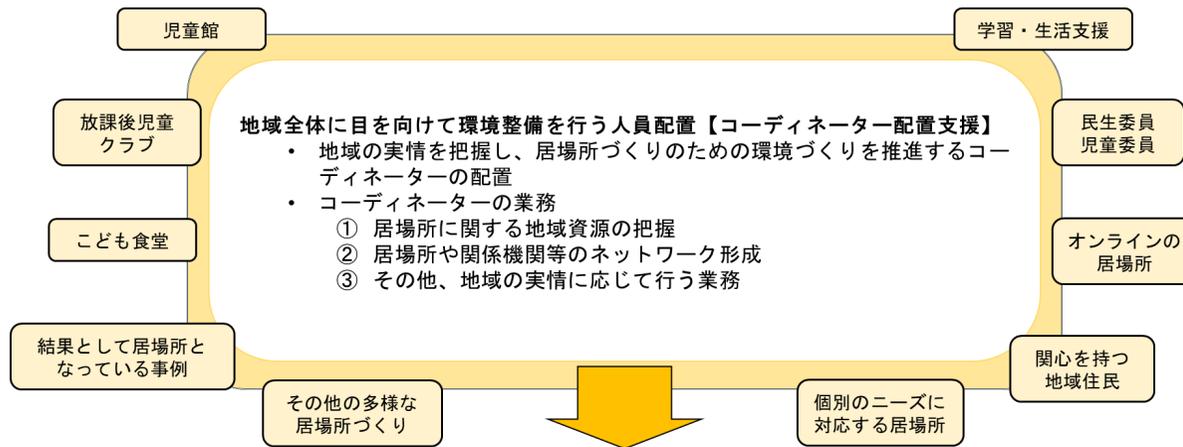
16,084千円 (3名以上配置の場合)

10,848千円 (2名配置の場合)

5,328千円 (1名配置の場合)

ii) 居場所立ち上げ支援 (1か所あたり)

50千円



【動画】

内容	訴求対象
啓発動画（縦版）	こども向け
啓発動画（横版）	一般向け
指針解説動画	こども向け
指針解説動画	一般向け
指針解説動画	地方公共団体・実践者向け

【パンフレット等】

内容	サイズ	ページ数
パンフレット	A4	20ページ
チラシ	A4（拡大印刷も可）	2ページ（両面1枚）



上：チラシ
左：啓発動画（横版）サムネイル

産後ケア事業の体制強化について

産後ケア事業について

産後ケア事業（母子保健法第17条の2）とは

市町村が、出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業。

これまでの経緯

H26年度	・予算事業として創設（※平成26年度はモデル事業）
H28年度	・平成28年度事例集を作成
H29年度	・ガイドラインを作成
R1年度	・母子保健法の改正により、産後ケア事業を法定化（R3.4施行）
R2年度	・ガイドラインを改定
R3年度	・ 産後ケア事業の実施が、市町村の努力義務に（R1改正母子保健法の施行） ・産後ケア事業として行われる資産の譲渡等について、消費税を非課税に
R4年度	・ 住民税非課税世帯に対する利用料減免加算 （基準額：1回あたり5,000円）等を創設 ・産後ケア事業の体制整備のための事例集を作成
R5年度	・ ユニバーサルな事業であることを明確化（対象者を「産後ケア事業を必要とする者」に見直し） ・ すべての世帯に対する利用料減免加算 （基準額：1回あたり2,500円）や、都道府県の広域調整に関する補助事業を創設 ・「こども未来戦略」において、産後ケア事業の実施体制強化が盛り込まれる
R6年度	・ 支援の必要性の高い利用者の受け入れ加算を創設 ・国立成育医療研究センターにおいて、産後ケアに関するシンクタンクとしての役割を果たす事業を創設 ・ 産後ケア事業を「地域子ども・子育て支援事業」に位置付けるため、子ども・子育て支援法を改正（R7.4施行） ・ガイドラインを改定（ケアの内容の充実、安全に関する内容の追加等）
R7年度 （予定）	・ 「地域子ども・子育て支援事業」として、都道府県負担の導入 （補助割合が国1/2・都道府県1/4・市町村1/4に ※R6以前：国1/2・市町村1/2） ・兄弟や生後4か月以降の児を受け入れる施設への加算等を創設（概算要求）

実施状況



- 産後ケア事業（※）について、支援を必要とする全ての方が利用できるようにするため次の課題への対応が急務。
（※） 出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う事業
- ① 受け皿拡大に当たり、**市町村の管内では委託先が確保できない場合に、市町村の区域を超えた広域的な調整を都道府県が担う必要。**
- ② **妊産婦のメンタルヘルスの対応のための関係機関のネットワーク体制の構築に当たり、医療体制を担う都道府県との連携が重要。**
- 産後ケア事業を**子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業として位置付ける**ことで、**国・都道府県・市町村の役割分担を明確化し、計画的な提供体制の整備を進める。**

国 : **基本指針**を定める。

都道府県 : 市町村事業計画の**協議を受け確認**する。また、基本指針に基づき**都道府県事業計画を作成し、市町村の区域を超えた広域的な調整等**を定めるよう努める。

市町村 : 基本指針に基づき**市町村事業計画を作成し、量の見込みと提供体制の確保の内容等**を定める。

国立成育医療研究センター
(※女性の健康ナショナルセンター)



自治体の取組を支援

○厚生労働省が実施する女性の健康に関するナショナルセンターの一環として、**国立成育医療研究センターの成育医療等に関するシンクタンク機能を充実**し、成育医療等の施策に関するデータ収集及び分析、施策のPDCAサイクルに関する提言、自治体・医療機関等における取組を推進するための支援、情報発信等を実施。

【事業内容】産後ケアに関するシンクタンクとしての役割を果たす

- **産後ケア事業に関する知見の収集、評価・分析、提言の作成、取組支援、質の担保の仕組み、人材育成や情報発信等**

令和7年度予算案 子ども・子育て支援交付金 66.5億円（一）

※令和6年度までは母子保健医療対策総合支援事業として実施（令和6年度予算額：60.5億円）【平成26年度創設】

事業の目的

- 出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う産後ケア事業について、少子化の状況を踏まえ、安心・安全な子育て環境を整えるため、法定化により市町村の努力義務となった当事業のユニバーサル化を目指す。こども家庭センターや伴走型相談支援との連携により、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援の提供を行う。

※ 「産後ケア事業」は、母子保健法の一部を改正する法律（令和元年法律第69号）により、市町村の努力義務として規定された（令和3年4月1日施行）

事業の概要

◆ 対象者

産後ケアを必要とする者

◆ 内 容

出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する。

◆ 実施方法・実施場所等

- (1) 「宿泊型」・・・ 病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施（利用期間は原則7日以内）
- (2) 「デイサービス型」・・・ 個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施
- (3) 「アウトリーチ型」・・・ 実施担当者が利用者の自宅に赴き実施

◆ 実施担当者

事業内容に応じて助産師、保健師又は看護師等の担当者を配置。※ 宿泊型を行う場合には、24時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看護師の配置が条件

実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む）

【補助率】国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

※都道府県負担の導入（R6以前は、国1/2、市町村1/2）

【補助単価】

- (1) デイサービス・アウトリーチ型 1施設あたり月額 1,788,000円
- (2) 宿泊型 1施設あたり月額 2,605,700円
- (3) ①住民税非課税世帯に対する利用料減免（R4～） 1回あたり 5,000円
②上記①以外の世帯に対する利用料減免（R5～） 1回あたり 2,500円
- (4) 24時間365日受入体制整備加算（R4～） 1施設あたり年額 2,943,600円
- (5) 支援の必要性の高い利用者の受け入れ加算（R6～） 1人当たり日額 7,000円
- (6) 兄姉や生後4か月以降の児を受け入れる施設への加算【拡充】
1施設あたり月額 174,200円
- (7) 宿泊型について、夜間に職員配置を2名以上にしている施設への加算【拡充】
1施設あたり月額 244,600円

事業の実績



※ 実施自治体数は変更交付決定ベース

※ 産婦の利用率の算出方法

宿泊型・デイサービス型・アウトリーチ型の各利用実人数の合計 / 分娩件数

令和7年度予算案 5.3億円（6.7億円）【令和4年度創設】

事業の目的

両親学級のオンライン実施やSNSを活用したオンライン相談など、妊産婦等のニーズに応じたアクセスしやすい多様な相談支援を行うとともに、母子保健に関する記録を電子化することで、妊産婦等の状態を適切に管理するなど、必要な支援が行われるよう体制強化を図る。また、都道府県による成育医療等に関する協議会の設置や、**都道府県**や市町村が実施する各種健診の精度管理などの広域支援の推進等を実施する。

事業の概要

市町村事業

①母子保健に関するデジタル化・オンライン化等体制強化事業

個々の家庭の状況に応じて、適切な支援を提供できるよう、地域の実情に応じた支援体制等の強化を図る。

- (1) 両親学級等のオンライン実施
- (2) SNSを活用したオンライン相談
- (3) 母子保健に関するデジタル化（記録の電子化等）
- (4) 各種健診に必要な備品（屈折検査機器等）の整備
- (5) その他母子保健対策強化に資する取り組み

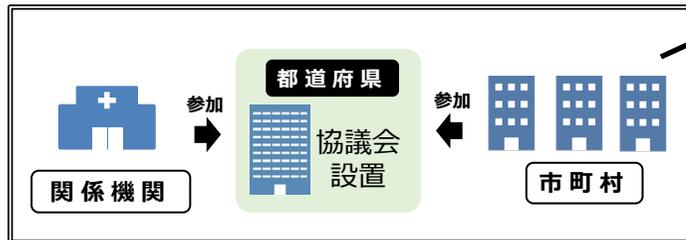
都道府県・指定都市事業

※指定都市の対象事業は、②（2）の新生児マススクリーニングの精度管理に限る

②母子保健に関する都道府県広域支援強化事業（R5～）

(1) 成育医療等に関する計画の策定や協議会の設置、ニーズ把握や研修会の実施、普及啓発等の広域支援の実施。

(2) **新生児マススクリーニング検査の精度管理や、**
各市町村の健診等の精度管理などの支援 **（拡充）**



都道府県において、**成育医療等に関する協議会を設置**するとともに、協議会による検討・決定なども踏まえ、母子保健（各種健診や産後ケア事業など）に関する広域支援を実施

【協議会の検討内容（例）】

- ・都道府県、市町村の「**成育医療等に関する計画**」の策定に関すること
- ・母子保健事業に関する**実施体制の整備や委託先の確保**に関すること
- ・母子保健事業に関する**委託内容（契約金額など）の統一化**に関すること
- ・健診に係る人材確保や医療・福祉等の支援体制の広域的な調整に関すること

実施主体等

- ◆ 実施主体 : 都道府県、市町村
- ◆ 補助率 : ①国1/2、市町村1/2
②国1/2、都道府県、指定都市1/2
- ◆ 補助単価 : ①6,043千円 ②(1)2,373千円 (2)10,000千円

事業実績

- ◆ 実施自治体数 : 609自治体
(12都道府県、597市町村)
- ※令和5年度変更交付決定ベース

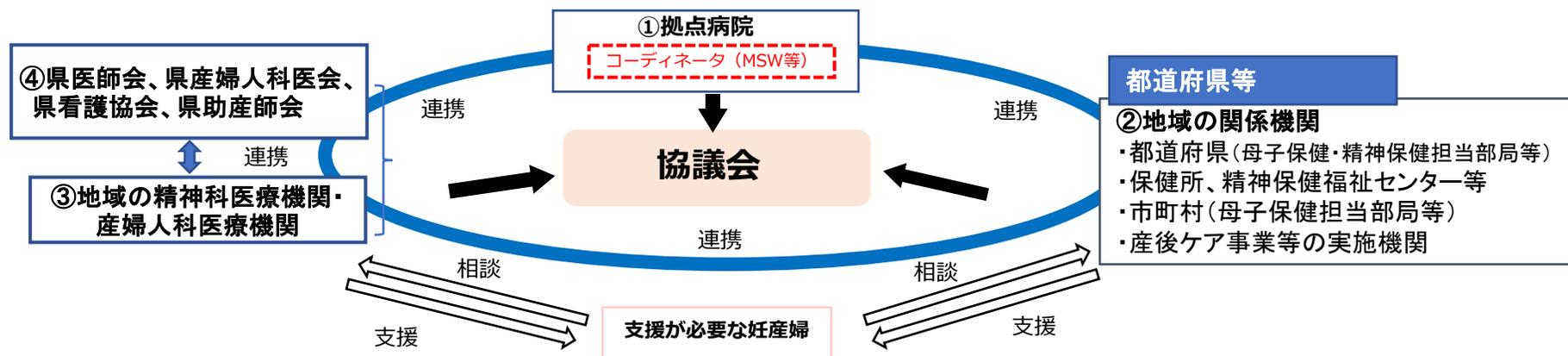
事業の目的

- 妊産婦のメンタルヘルスに対応するため、都道府県の拠点病院を中核とし、地域の精神科医療機関等と、精神保健福祉センター、保健所、市町村（母子保健担当部局・こども家庭センターなど）、産婦健診・産後ケア事業等の母子保健事業の実施機関が連携するためのネットワーク体制の構築を図る。

事業の概要

都道府県において、妊産婦のメンタルヘルスの診療に係る中核的な精神科医療機関（拠点病院）等に、妊産婦等のメンタルヘルス支援に関するコーディネータを配置し、各精神科医療機関や産婦人科医療機関、地域の関係機関と連携したネットワーク体制の構築を図る（都道府県事業）。

- 1) 拠点病院①や都道府県、関係者・関係機関②～④)による協議会を設置・開催し、情報の共有、地域における連携体制・役割分担の決定など、妊産婦のメンタルヘルスの課題に対応する体制の整備
- 2) 妊産婦の診療に対応可能な地域の精神科医療機関③)リストの作成、支援が必要な妊産婦を把握した場合のフォロー体制図や情報連携様式等の作成
- 3) 支援が必要な妊産婦を地域の精神科医療機関③)での適切な受診や必要な支援につなげるために、拠点病院等に配置されたコーディネータによる相談対応や、関係者による症例検討の実施
- 4) ③において妊産婦のメンタルヘルスに関する医学的判断、対応に迷う事例があった場合の、拠点病院①)への医学的な相談や診療の依頼
- 5) 必要に応じ、拠点病院①)から、地域の精神科医療機関等③)や地域の関係機関②)への専門家の派遣 ※産科医療機関等から精神科医療機関への派遣を含む
- 6) 妊産婦のメンタルヘルスに関する研修や普及啓発、情報提供等



実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県
- ◆ 補助率：国1/2、都道府県1/2
- ◆ 補助単価：月額 1,317,000円

令和7年度予算案 1.2億円（1.2億円）
【平成26年度創立】

事業の目的

- 産前・産後サポート事業、産後ケア事業の実施場所の修繕を行うことにより、より身近な場で妊産婦等を支える仕組みに必要な体制を緊急に整備することを目的とする。

事業の概要

- 産前・産後サポート事業、産後ケア事業を実施する場所（賃借物件を含む。）の修繕を行う。

<事業の対象事例>

- ・ パソコンを設置するための配線工事 ・ 冷暖房器具の設置
- ・ 幼児用トイレの設置 ・ 幼児用シンクの設置
- ・ 幼児用バス（沐浴槽）の設置 ・ 調乳ユニットの設置
- ・ 玄関スロープ、玄関ベンチの設置 ・ 畳替え、障子の張り替え、壁紙の張り替え
- ・ 相談室の間仕切り
- ・ その他妊娠・出産包括支援事業に必要な修繕

実施主体・補助率

- ◆ 実施主体 : 市町村
- ◆ 補助率 : 国 1 / 2、市町村 1 / 2
- ◆ 補助単価案
 - 産前・産後サポート事業 1 施設当たり 3,240,000円
 - 産後ケア事業 1 施設当たり 7,560,000円

令和6年度補正予算 母子保健衛生費補助金 3.2億円

事業の目的

- 産後ケア事業については、こども未来戦略（令和5年12月閣議決定）において、「支援を必要とする全ての方が利用できるようになるための提供体制の確保に向けた取組を進める」こととされたところ。
- また、令和6年の子ども・子育て支援法の改正により、令和7年度から同事業を地域子ども・子育て支援事業として位置づけ、国・都道府県・市町村の役割分担を明確化し、計画的な提供体制の整備を進めていくこととしている。
- 産後ケア事業のユニバーサル化に向け、受け皿の拡大を進めていくため、産後ケア事業を行う施設（賃貸物件を活用して設置する施設等を含む）に対する改修費等を支援することにより、産後ケア事業の実施体制の強化を図る。

事業の概要

産後ケア事業を行う施設（賃貸物件を活用して設置する施設等を含む）の新設、定員の拡大等を行おうとする設置主体に対して、当該施設の改修に伴い必要となる経費の一部を補助する。



実施主体等

【実施主体】市町村

【補助率】設置主体が市町村の場合：国 1 / 2、市町村 1 / 2 (直接補助)

設置主体が民間団体の場合：国 1 / 2、市町村 1 / 4、民間団体 1 / 4 (間接補助)

【補助単価】31,874千円

留意点

次世代育成支援対策施設整備交付金の補助の対象となる場合は、本事業による補助の対象外とする。

事業の目的

- 産後ケア事業については、こども未来戦略（令和5年12月閣議決定）において、「支援を必要とする全ての方が利用できるようにするための提供体制の確保に向けた取組を進める」こととされたところ。
- また、令和6年の子ども・子育て支援法の改正により、令和7年度から同事業を地域子ども・子育て支援事業として位置づけ、国・都道府県・市町村の役割分担を明確化し、計画的な提供体制の整備を進めていくこととしている。
- 産後ケア事業のユニバーサル化に向け、受け皿の拡大を進めていくため、次世代育成支援対策施設整備交付金における単価（基準交付基礎点数）の内容の見直しを行うとともに、単価の補助割合相当額の嵩上げ(1/2相当→2/3相当)を行うことで、産後ケア事業の実施体制の強化を図る。

事業の概要

- 児童福祉施設等に係る施設整備について、都道府県・市区町村が作成する整備計画に基づく施設の整備を推進し、次世代育成支援対策の充実を図っているが、産後ケア事業を行う施設について、**基準交付基礎点数の単位を「1施設当たり」から「1世帯当たり」に見直し**、施設の規模に応じた支援を行う。
- また、産後ケア事業を行う施設の「創設」、「増築」、「増改築」を行う場合、**基準交付基礎点数の補助割合相当額の嵩上げ(1/2相当→2/3相当)**を行う。

現行		
本体	1施設 当たり	12,558千円



改正案(「改築」、「拡張」の場合)		
本体	1世帯 当たり	5,069千円
初度設備 相当加算	1世帯 当たり	57千円

「創設」、「増築」、「増改築」を行う場合の単価を嵩上げ
(1/2相当→2/3相当)

「1施設当たり」から、
「1世帯当たり」×施設の世帯数
として算出する方式に見直し

※「母子生活支援施設」の「子育て短期支援事業のための居室等整備」の単価を参考に設定。

改正案(「創設」、「増築」、「増改築」の場合)		
本体	1世帯 当たり	6,759千円
初度設備 相当加算	1世帯 当たり	76千円

実施主体等

【設置主体】市区町村、社会福祉法人、公益法人、日本赤十字社 等 【補助率】定額（国1/2相当、2/3相当(「創設」、「増築」、「増改築」)

産後ケア事業ガイドライン（令和6年10月）

背景

- 産後ケア事業ガイドラインについては、平成29年に策定され、令和2年に改定を行った。その後も事例集の紹介等が行われたほか、実施要綱の改定、通知の発出や調査研究等が実施されてきた。
- 今般、上記を踏まえ、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の更なる充実を図るため、ガイドラインの改定を行った。

主な改定内容

1	事業の目的		
2	実施主体	→	都道府県の広域支援の役割を追記 ユニバーサルサービスであることの明確化
3	対象者		
4	対象時期		
5	実施担当者		<ul style="list-style-type: none"> ○ 産後ケアを必要とするすべての母親が対象となるように表現を変更 ○ 幅広いニーズに沿うための利用促進を図る施策や、きょうだい児がいる場合や、医療的ケア児についての記載を追加 等
6	事業の種類		
7	実施の方法		
(1)	管理者		
(2)	短期入所（ショートステイ）型	→	ケアの内容について記載を追加
(3)	通所（デイサービス）型		
(4)	居宅訪問（アウトリーチ）型		
(5)	ケアの内容		<ul style="list-style-type: none"> ○ これまで項目が箇条書きで記載されていたのみであったケアについて、具体的な内容を記載 ○ アセスメントに基づくケアプランの作成、利用終了後の振り返りや今後の支援への連携についての記載を追加 等
(6)	産後ケア等サービスに係る利用料		
8	安全に関する留意事項	→	安全に関する内容について記載を追加
9	留意すべき点		<ul style="list-style-type: none"> ○ 事故防止等に向けた安全対策（児の睡眠中のSIDS予防、児を預かる場合の留意点、緊急時の協力医療機関の選定、重大事案等発生時の対応）について、市町村がマニュアルを作成し、委託事業者と共有・確認することを記載
10	実施者に対する研修		
11	事業の周知方法		
12	事業の評価		

最新の法改正や事務連絡・指針等にあわせた改定

新たに見直しをはかった改定

乳幼児健診の推進について

こども家庭庁 「1か月児」及び「5歳児」健康診査支援事業の都道府県別交付決定状況

成育局 母子保健課

NO	都道府県名	市町村数	R5補助金		R6補助金		R5補助金		R6補助金	
			- 1か月児	%	- 1か月児	%	- 5歳児	%	- 5歳児	%
1	北海道	179	7	4%	128	72%	12	7%	48	27%
2	青森県	40	4	10%	8	20%	2	5%	2	5%
3	岩手県	33	4	12%	14	42%	0	0%	2	6%
4	宮城県	35	0	0%	0	0%	0	0%	2	6%
5	秋田県	25	1	4%	12	48%	2	8%	5	20%
6	山形県	35	0	0%	6	17%	0	0%	7	20%
7	福島県	59	0	0%	15	25%	1	2%	9	15%
8	茨城県	44	9	20%	29	66%	1	2%	2	5%
9	栃木県	25	0	0%	22	88%	0	0%	9	36%
10	群馬県	35	0	0%	33	94%	2	6%	5	14%
11	埼玉県	63	1	2%	11	17%	2	3%	8	13%
12	千葉県	54	0	0%	5	9%	0	0%	2	4%
13	東京都	62	0	0%	4	6%	2	3%	4	6%
14	神奈川県	33	0	0%	5	15%	1	3%	3	9%
15	新潟県	30	3	10%	14	47%	0	0%	1	3%
16	富山県	15	0	0%	0	0%	1	7%	1	7%
17	石川県	19	19	100%	19	100%	1	5%	3	16%
18	福井県	17	6	35%	15	88%	2	12%	4	24%
19	山梨県	27	3	11%	2	7%	4	15%	9	33%
20	長野県	77	11	14%	4	5%	1	1%	2	3%
21	岐阜県	42	3	7%	20	48%	1	2%	4	10%
22	静岡県	35	0	0%	2	6%	0	0%	1	3%
23	愛知県	54	1	2%	2	4%	2	4%	2	4%
24	三重県	29	4	14%	21	72%	1	3%	0	0%

NO	都道府県名	市町村数	R5補助金		R6補助金		R5補助金		R6補助金	
			- 1か月児	%	- 1か月児	%	- 5歳児	%	- 5歳児	%
25	滋賀県	19	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
26	京都府	26	0	0%	26	100%	0	0%	2	8%
27	大阪府	43	0	0%	30	70%	1	2%	6	14%
28	兵庫県	41	0	0%	15	37%	1	2%	2	5%
29	奈良県	39	2	5%	4	10%	1	3%	2	5%
30	和歌山県	30	0	0%	12	40%	0	0%	2	7%
31	鳥取県	19	0	0%	7	37%	6	32%	11	58%
32	島根県	19	5	26%	12	63%	1	5%	5	26%
33	岡山県	27	1	4%	2	7%	0	0%	0	0%
34	広島県	23	0	0%	12	52%	0	0%	0	0%
35	山口県	19	13	68%	18	95%	0	0%	1	5%
36	徳島県	24	18	75%	22	92%	1	4%	4	17%
37	香川県	17	0	0%	17	100%	0	0%	3	18%
38	愛媛県	20	0	0%	0	0%	2	10%	6	30%
39	高知県	34	2	6%	5	15%	0	0%	2	6%
40	福岡県	60	0	0%	2	3%	0	0%	3	5%
41	佐賀県	20	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
42	長崎県	21	1	5%	5	24%	4	19%	9	43%
43	熊本県	45	0	0%	3	7%	1	2%	2	4%
44	大分県	18	0	0%	0	0%	2	11%	5	28%
45	宮崎県	26	0	0%	2	8%	0	0%	3	12%
46	鹿児島県	43	0	0%	37	86%	1	2%	17	40%
47	沖縄県	41	0	0%	4	10%	0	0%	2	5%
合計		1741	118	7%	626	36%	59	3%	222	13%

事業の目的

- 乳幼児健康診査については、母子保健法により、市町村において「1歳6か月児」及び「3歳児」に対する健康診査の実施が義務付けられている。また、乳児期（「3から6か月頃」及び「9から11か月頃」）の健康診査についても全国的に実施されている状況となっている。こうした中で、新たに「1か月児」及び「5歳児」に対する健康診査の費用を助成することにより、出産後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施体制を整備することを目的とする。
- ※ 本事業による財政支援に加え、必要な技術的支援や体制整備に係る財政支援を行うことにより、「1か月児」及び「5歳児」の健康診査の早期の全国展開を目指す。

事業の概要

◆ 対象者

- ① 1か月頃の乳児 及び ② 5歳頃の幼児

◆ 内容

地域における全ての上記①及び②に該当する乳幼児を対象に、健康診査の実施に係る費用について助成を行う。

① 1か月児健診

実施方法：原則として個別健診

健診内容：身体発育状況、栄養状態、身体の異常の早期発見、こどもの健康状態や育児の相談等

② 5歳児健診

実施方法：原則として集団健診

健診内容：発達障害など心身の異常の早期発見（精神発達の状況、言語発達の遅れ等）、育児上問題となる事項、必要に応じ、専門相談等

◆ 留意事項

- (1) ①の健康診査の実施に当たっては、委託先の医療機関と連携を密に行うとともに、健康診査の結果等の情報の活用などにより伴走型相談支援の効果的な実施につなげる。また、健康診査の実施が虐待の予防及び早期発見に資するものであることに留意し、こども家庭センターなどの関係機関とも連携しながら、必要な支援体制の整備を行うこと。
- (2) ②の健康診査の実施に当たっては、健康診査の結果、発達障害等（発達障害等の疑いを含む。）と判定された幼児について、就学前までに必要な支援につなげることができるよう、関係部局や都道府県等とも協力しながら、地域における必要な支援体制の整備を行うこと。

実施主体等

- ◆ 実施主体：市町村 ◆ 補助率：国1/2、市町村1/2
- ◆ 補助単価：① **6,000円**／人（原則として個別健診） ② **5,000円**／人（原則として集団健診）

令和6年度補正予算 1億円

事業の目的

- 3～6か月児健診、9～11か月児健診、5歳児健診については、集団健診で行っている自治体も多く、また、法定ではなく任意健診であるが、身体の異常の発見や発達の評価を行うために重要な健診であり、すべての自治体で健診実施を行えるように体制整備を行う必要がある。
- しかし、一部の自治体では健診が未実施となっており、その理由としては、
 - ①健診医が確保できない
 - ②医師以外の専門職が確保できない
 - ③健診実施に当たっての基本的な運営や、特に5歳児についてフォローアップも含めた体制整備が困難といった課題が挙げられた。
- そのため、各自治体において、健診医や専門職の確保が難しい地域や、過疎地等での健診実施を図るため、健診実施の体制整備を行えるよう支援をし、各健診の全国での実施を目指す。

事業の概要

- 都道府県事業
 - (1) 関係団体との調整や、広域連携の実施等の健診実施に向けた調整、研修についての補助
(3～6か月児健診、9～11か月児健診、5歳児健診)
- 市町村事業（※3～6か月児、9～11か月児健診の支援については、未実施自治体のスタートアップ支援とする）
 - (2) 健診医や多職種連携のための専門職等の確保のための派遣費用等の補助（3～6か月児健診、9～11か月児健診）
 - (3) 各健診の運営や基礎的な事項に関する研修、5歳児健診特化のフォローアップ体制の研修費用（保健師・心理士等の医療従事者が対象）
(3～6か月児健診、9～11か月児健診、5歳児健診)

実施主体等

- 【実施主体】 (1) 都道府県、(2) (3) 市町村 【補助率】 1/2
- 【補助単価】 (1) 1都道府県あたり 2,715,000円 (2) 1市町村あたり 939,000円
(3) 1市町村あたり 300,000円

令和7年度予算案 5.3億円（6.7億円）【令和4年度創設】

事業の目的

両親学級のオンライン実施やSNSを活用したオンライン相談など、妊産婦等のニーズに応じたアクセスしやすい多様な相談支援を行うとともに、母子保健に関する記録を電子化することで、妊産婦等の状態を適切に管理するなど、必要な支援が行われるよう体制強化を図る。また、都道府県による成育医療等に関する協議会の設置や、**都道府県**や市町村が実施する各種健診の精度管理などの広域支援の推進等を実施する。

事業の概要

市町村事業

①母子保健に関するデジタル化・オンライン化等体制強化事業

個々の家庭の状況に応じて、適切な支援を提供できるよう、地域の実情に応じた支援体制等の強化を図る。

- (1) 両親学級等のオンライン実施
- (2) SNSを活用したオンライン相談
- (3) 母子保健に関するデジタル化（記録の電子化等）
- (4) 各種健診に必要な備品（屈折検査機器等）の整備
- (5) その他母子保健対策強化に資する取り組み

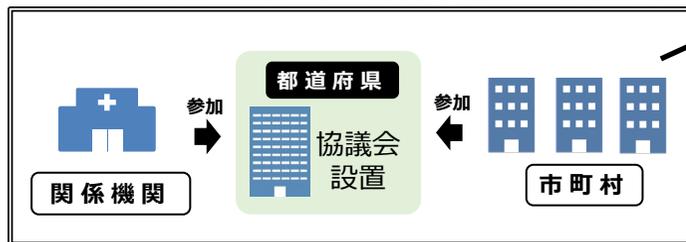
都道府県・指定都市事業

※指定都市の対象事業は、②（2）の新生児マススクリーニングの精度管理に限る

②母子保健に関する都道府県広域支援強化事業（R5～）

(1) 成育医療等に関する計画の策定や協議会の設置、ニーズ把握や研修会の実施、普及啓発等の広域支援の実施。

(2) **新生児マススクリーニング検査の精度管理**や、各市町村の健診等の精度管理などの支援 **（拡充）**



都道府県において、**成育医療等に関する協議会**を設置するとともに、協議会による検討・決定なども踏まえ、母子保健（各種健診や産後ケア事業など）に関する広域支援を実施

【協議会の検討内容（例）】

- ・都道府県、市町村の「**成育医療等に関する計画**」の策定に関すること
- ・母子保健事業に関する**実施体制の整備**や**委託先の確保**に関すること
- ・母子保健事業に関する**委託内容（契約金額など）の統一化**に関すること
- ・健診に係る人材確保や医療・福祉等の支援体制の広域的な調整に関すること

実施主体等

- ◆ 実施主体 : 都道府県、市町村
- ◆ 補助率 : ①国1/2、市町村1/2
②国1/2、都道府県、指定都市1/2
- ◆ 補助単価 : ①6,043千円 ②(1)2,373千円 (2)10,000千円

事業実績

- ◆ 実施自治体数 : 609自治体
(12都道府県、597市町村)
- ※令和5年度変更交付決定ベース

令和6年度補正予算 0.1億円

事業の目的

- 「1か月児」や「5歳児」の乳幼児健診の全国展開にあたっては、実際に健診を行う医師の経験不足等が懸念され、健診医の確保に苦慮をしている。そのため、健診を実施できる健診医を養成するために研修の機会を確保する必要がある。
- そのため、「1か月児」や「5歳児」の乳幼児健診の研修を実施する団体への支援を行い、乳幼児健診の健診医の養成、質の向上を推進する体制の整備をとおり、1か月児健診及び5歳児健診の全国展開を図る。

事業の概要

- 対象者
「1か月児」や「5歳児」の乳幼児健診を行う医師
- 実施方法
・開催場所は全国で行ったり、オンラインで実施したりすることで、全国の医師が参加できるようにする。
- 内容
・「1か月児」や「5歳児」の乳幼児健診の実施に必要な医師の診察手技等の専門性の高い研修を行う。

実施主体等

【実施主体】 民間団体（公募により決定） 【補助率】 1/2 【補助単価】 1団体あたり6,000,000円

事業の目的

- 乳幼児健診をはじめとした母子保健施策については、受診率等の向上に向けて周知広報を行うなど、市町村においてさまざまな取組が行われている一方で、乳幼児健診等の母子保健サービスの享受が難しい児がいることが課題として指摘されている。たとえば、発達障害のため集団健診会場に行くことが困難な児や医療的ケア児などは、通常の集団健診（歯科健診を含む。）の受診が難しく、特別な配慮が必要な場合があると考えられる。
- そのため、乳幼児健診において、特別な配慮が必要な児に対する健診を推進するため、市町村への支援を行う。

事業の概要

- 対象
市町村が集団健診を行っている乳幼児健診について、集団健診を行うことが困難な、特別な配慮が必要な児に対して個別に対応を行っている場合
- 内容
市町村が特別な配慮が必要な児に対して、訪問健診や個別健診等の個別対応を実施した場合にかかる、通常の健診費用からのかかり増し経費について、補助を行う。

実施主体等

【実施主体】 市町村 【補助率】 1/2 【補助単価】 1件あたり30,000円



1か月児健康診査 マニュアル



令和6年度

こども家庭科学研究費補助金 成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業

こどもの健やかな成長・発達のためのバイオサイコソーシャルの観点
(身体的・精神的・社会的な観点)からの切れ目のない支援の推進のための研究(研究代表者 永光信一郎)

研究協力機関:日本小児科医会 日本産婦人科医会 日本小児科学会
日本産科婦人科学会 日本新生児成育医学会



5歳児健康診査 マニュアル



令和3年度～5年度

こども家庭科学研究費補助金 成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業

身体的・精神的・社会的(biopsychosocial)に乳幼児・学童・思春期の健やかな成長・発達を
ポピュレーションアプローチで切れ目なく支援するための社会実装化研究(研究代表者 永光信一郎)

研究分担者:小枝達也 小倉加恵子 研究協力者:是松聖悟

5歳児健診 ポータル

supported by こども家庭庁



5歳児健診を
すべてのこどもに。

健診の流れやケーススタディが「見える」「分かる」ポータルサイト

📊 データで見える！

5歳児健診を実施している自治体を探す

年間の出生児数

- ~50人 51~100人 101~200人
 201~300人 301~400人 401~500人

この条件で探す 🔍

▶ 動画で分かる！

健診の流れを動画で学ぶ



📄 取材レポート

自治体への取材レポートを読む



※ 令和6年度こども家庭科学研究費補助金成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業
「こどもの健やかな成長・発達のためのバイオサイコソーシャルの観点(身体的・精神的・社会的な観点)からの切れ目のない支援の推進のための研究」(研究代表者:永光 信一郎)

プレコセプションケア：性と健康に関する 正しい知識の普及推進について

プレコンセプションケアに関する政府方針

成育医療等基本方針（改定）（令和5年3月22日閣議決定）〈抜粋〉

Ⅱ 成育医療等の提供に関する施策に関する基本的な事項

思春期、妊娠、出産等のライフステージに応じた性と健康の相談支援等を行う「性と健康の相談センター事業」の推進等により、男女を問わず、性や妊娠に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を促すプレコンセプションケアを推進する。特に、若年女性の痩せは骨量減少、低出生体重児出産のリスク等との関連があることを踏まえ、妊娠前からの望ましい食生活の実践等、適切な健康管理に向けて、各種指針等により普及啓発を行う。

こども未来戦略 ～次元の異なる少子化対策の実現に向けて～（令和5年12月22日閣議決定）〈抜粋〉

Ⅲ. 「加速化プラン」～今後3年間の集中的な取組～

女性が、妊娠前から妊娠・出産後まで、健康で活躍できるよう、国立成育医療研究センターに、「女性の健康」に関するナショナルセンター機能を持たせ、女性の健康や疾患に特化した研究や、プレコンセプションケアや産後ケア事業を含む成育医療等の提供に関する研究等を進めるとともに、基礎疾患のある妊産婦や妊娠を希望する女性等に対する妊娠と薬に関する相談支援を進める。

経済財政運営と改革の基本方針2024（令和6年6月21日閣議決定）〈抜粋〉

3. 主要分野ごとの基本方針と重要課題

（1）全世代型社会保障の構築

相談支援等を受けられるケア体制の構築等プレコンセプションケアについて5か年戦略を策定した上で着実に推進する。

プレコンセプションケアの提供のあり方に関する 検討の方向性について

当事者の声

○健康な妊娠と出産の準備について

- 仕事もがんばりたいし、子供も欲しい。どの時期に何をしたらよいか情報がほしい。
- 持病があるが、わたしと赤ちゃんにどんな影響があるのかわからない。知りたい。
- 子供がほしいが、自分はどんな準備をしたらいいか知りたい。
- パートナーが妊娠した時に、自分がどんなサポートができるか知りたい。

○健康管理について

- 将来赤ちゃんが欲しいけれど、赤ちゃんを迎えるために、いま何ができるのか知りたい。
- 生理痛が重くてつらい。痛みが軽くなる方法について知りたい。でも、産婦人科に行くのが怖い。

○性に関する知識について

- 妊娠や性病が怖い。避妊方法や性感染症について知りたい。
- パートナーに理解してもらいたいし、理解したい。

課題①

- ・妊娠と妊娠前の準備に関する正しい知識の普及
- ・年齢と妊娠の関係に関する正しい知識の普及
- ・基礎疾患のある方の妊娠前の情報提供に関する環境整備
- ・卵子凍結に関する正しい知識の普及

課題②

- ・低栄養によるやせなど若い世代の栄養に関する知識の普及
- ・葉酸摂取など妊娠に備えた栄養に関する知識の普及
- ・月経関連疾患への適切な対処に関する知識の普及や相談支援のあり方

課題③

- ・避妊に関する正しい知識の普及
- ・性感染症に対する知識の普及
- ・HPVワクチンや婦人科がん検診に関する知識の普及
- ・異性への尊重とそれぞれの身体の違いに対する理解促進

現状と課題

- ・若い世代が自分の将来を展望する際に、性や妊娠・出産に関して、さまざまな疑問を持ちつつ、**正しい知識を得たり、相談する場所・手段については、必ずしも広く知られていない。**
- ・中高生、キャリアを優先したい20代、具体的に妊娠を考えている方など対象によって、必要とする情報が異なる。

今後の検討の方向性（案）

プレコンセプションケアに関係する以下の課題について、若い世代のニーズを踏まえ、有識者の知見を得ながら検討することとしてはどうか。

- 性や妊娠に関する**正しい知識の普及と情報提供**のあり方
- 妊娠を考える方の**健康管理に関する相談支援**のあり方

令和6年度補正予算 1.3億円【令和4年度創設】

目的

成育基本方針（令和3年2月9日閣議決定）を踏まえ、プレコンセプションケアを含め、男女を問わず性や妊娠に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を促す事を目的とする。

内容

◆ 対象者

思春期、妊娠、出産等の各ライフステージに応じた相談を希望する者、**企業等の労務担当職員等**（避妊や性感染症等の性行為に関する相談、予期せぬ妊娠、メンタルヘルスケア、不妊症相談を含む）

◆ 内容（※（1）～（5）の基本事業は原則全て実施すること。）

- （1）不妊症・不育症や予期せぬ妊娠を含む妊娠・出産、思春期や性の悩み等を有する男女への専門的な相談指導（※）
- （2）不妊治療と仕事の両立に関する相談対応（※）
- （3）生殖や妊娠・出産に係る正しい知識等に関する講演会の開催（※）
- （4）相談指導を行う相談員の研修養成（**企業等向けのプレコンセプションケアに関するものも含む**）（※）
- （5）男女の性や生殖、妊娠・出産、不妊治療等に関する医学的・科学的知見の普及啓発（※）
- （6）学校で児童・生徒向けに性・生殖に関する教育等を実施する医師や助産師等の研修会実施等の支援
- （7）特定妊婦等に対する産科受診等支援（性感染症などの疾病等に関する受診を含む。）
- （8）若年妊婦等に対するSNSやアウトリーチによる相談支援、緊急一時的な居場所の確保
- （9）出生前遺伝学的検査（NIPT）に関する専門的な相談支援
- （10）HTLV-1等母子感染対策協議会の設置等
- （11）不妊症・不育症患者等の支援のためのネットワーク整備
- （12）基礎疾患のある妊産婦等への妊娠と薬に関する相談支援（R6～）

（13）医療機関等に委託するプレコンセプションケアに関する相談支援（新規）【予算案：1.0億円】

（14）性と健康の相談支援センターや委託先となっている医療機関等のオンライン相談の初期設備整備（新規） ※補助単価：1か所13万円
【予算案：0.3億円】

◆ 実施自治体数

96自治体（47都道府県、49市） ※ 令和5年度変更交付決定ベース

実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県・指定都市・中核市 ◆ 補助率：国1／2、都道府県・指定都市・中核市1／2

令和6年度補正予算 性と健康の相談センター事業の一部 1.0億円

事業の目的

- 「経済財政運営と改革の基本方針2024」において、「相談支援等を受けられるケア体制の構築等プレコンセプションケアについて5か年戦略を策定した上で着実に推進する」旨が盛り込まれた。
- こうした点を踏まえ、プレコンセプションケアのための5か年戦略を策定するための議論を行うとともに、プレコンセプションケア概念の幅広い普及を行う。
- プレコンセプションケアについて、若年世代を含む国民が、気軽に相談できるよう、身近な地域や機関等における相談体制の整備を図る。

事業の概要

- 対象者
将来の妊娠・出産やライフデザインに関心がある男女
- 内容
身近な地域の医療機関等にプレコンセプションケアに関する相談支援の委託等を行い、対象者に相談支援を実施した場合の費用について補助を行う。
(※性と健康の相談支援センターが直接相談支援を行うことも可能)

実施主体等

- 【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市 【補助率】 1/2
【補助単価】 相談1件当たり 7,700円(※) ※ただし、実際の相談費用の7割相当額を上限とする。

令和6年度補正予算 母子保健衛生対策推進事業委託費 3.7億円

事業の目的

- 「経済財政運営と改革の基本方針2024」において、「相談支援等を受けられるケア体制の構築等プレコンセプションケアについて5か年戦略を策定した上で着実に推進する」旨が盛り込まれた。
- こうした点を踏まえ、プレコンセプションケアのための5か年戦略を策定するための議論を行うとともに、プレコンセプションケア概念の幅広い普及を行うことを目的とする。

事業の概要

● プレコンセプションケアの提供のあり方に関する検討会の運営等

プレコンセプションケアに係る課題や対応策等について整理を行うための、「プレコンセプションケア5か年パッケージ（仮称）」に関する有識者等を集めた「プレコンセプションケアの提供のあり方に関する検討会」の運営等を行う。

● プレコンセプションケアに関する情報発信等事業

プレコンセプションケアに関するSNS等を活用した広報啓発、リーフレットや動画等の普及啓発資材の開発、若年世代を対象にした情報発信等を実施する。これにより、「プレコンセプションケア」概念の幅広い普及とともに、男女を問わず、性や妊娠・出産に関する正しい知識を身につけ、適切な健康管理を行うことを目的とする。

実施主体等

【実施主体】 民間団体（公募により決定） 【補助率】 定額

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等について

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（概要）

背景・趣旨

- 昭和23年に議員立法により成立した優生保護法※に基づき、平成8年までに約2万5千件の優生手術を実施
※優生上の見地から不良な子孫の出生を防止すること等を目的として、遺伝性疾患等を理由とした強制的な不妊手術である優生手術の実施等について規定
- 平成30年以降、旧優生保護法に基づく優生手術に関する訴訟が各地で提起されたこと等を背景に、平成31年に議員立法により「一時金支給法」を制定
- 令和6年7月3日 最高裁判所大法廷判決
 - ◆旧優生保護法の優生手術に関する規定は、**憲法13条**（自己の意思に反して身体への侵襲を受けない自由を保障）及び**14条1項**（法の下での平等）に違反
 - ◆旧優生保護法の優生手術に関する規定に係る**国会議員の立法行為は、国賠法の適用上違法**
- 令和6年7月24日から同年9月18日までの間、「優生保護法下における強制不妊手術について考える議員連盟」の「新たな補償制度を作るPT」が計7回開催。
- 令和6年9月18日に、「優生保護法下における強制不妊手術について考える議員連盟」において、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律案〔仮称〕 骨子素案」を取りまとめ。
- 令和6年10月8日に、「**旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律案**」が議員立法により**全会一致で成立**。法案の動きとあわせて、衆・参で「旧優生保護法に基づく優生手術等の被害者に対する謝罪とその被害の回復に関する決議」も全会一致で可決。

概要

1. 前文

国会及び政府は、最高裁大法廷判決を真摯に受け止め、特定疾病等に係る方々を差別し、生殖を不能にする手術を強制してきたことに関し、**日本国憲法に違反する立法行為を行い及びこれを執行し優生上の見地からの誤った目的に係る施策を推進してきたことについて、深刻にその責任を認め深く謝罪**する。また、これらの方々が人工妊娠中絶を強いられたことについても、深く謝罪する

2. 補償金の支給

対象：旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた本人又は特定配偶者（本人又は特定配偶者が死亡している場合はその遺族(配偶者、子、父母、孫等)）

支給額：本人 1500万円 特定配偶者 500万円

※特定配偶者とは、本人の手術日から本法公布日の前日までに婚姻(事実婚含む)していた方等

3. 優生手術等一時金の支給 ※現行の一時金支給法の内容を本法に規定する

対象：旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた本人で生存している方

支給額：320万円

4. 人工妊娠中絶一時金の支給

対象：旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた本人で生存している方

- 旧優生保護法規定の優生上の要件（遺伝性疾患、精神病等）に該当する者
- 上記と同様の事情にある者として内閣府令で定めるもの

支給額：200万円 ※人工妊娠中絶の回数や子どもの有無にかかわらず一律に支給する

※3の優生手術等一時金を支給した場合には支給しない

5. 請求期限

2～4のいずれも施行日から起算して5年（期限に関する検討条項あり）

6. 請求手続

請求により、認定審査会の審査を経て、内閣総理大臣が認定

7. 調査検証

国は、優生手術等及び人工妊娠中絶に関する調査を行い、これらが行われた原因及び再発防止措置について検証を行う

施行日：公布から3月を経過した日（令和7年1月17日）163

旧優生保護法補償金等支給法の施行に係る取組状況について

○ 旧優生保護法補償金等支給法（施行日：本年1月17日）が円滑に施行されるよう、昨年12月17日に成立した令和6年度補正予算において、①補償金等を支給するための基金造成、②謝罪広告や周知広報、弁護士による請求サポートの体制の整備、③都道府県の請求窓口の体制強化のため、必要な金額（878億円）を計上し、以下の取組を実施。

（1）相談窓口の整備、情報保障

- ① 昨年10月17日に都道府県に対し、**請求者が相談・請求しやすい体制整備のため、必要な人員及び予算の確保を依頼する通知を发出。**
- ② **都道府県説明会（昨年12月2日）を実施し、請求者の心情に寄り添った相談窓口対応・障害特性に配慮した情報保障を依頼。**第2回の説明会（昨年12月25日）においては、**原告団、弁護団及び優生連の皆さまから提供いただいた被害当事者の方々からのビデオメッセージを放映するとともに、優生連作成の相談事務に当たる方向けのパンフレットを配布。**

（2）広報及び周知

- ① 昨年12月13日に**特設サイトを開設し、大臣メッセージ、リーフレット等を掲載。**（本年1月17日までに請求手続等の情報も掲載）
- ② **インターネット上でバナー広告の掲載を実施。**また、**各都道府県に対して、ポスターとリーフレットを配布。**
- ③ 本年1月17日に、**全ての全国紙及び地方紙に謝罪広告を掲載。**
- ④ 施行日以降、**全国ネットのテレビ広告・ラジオ広告、全国の主要駅でのデジタル広告等を実施予定。**
- ⑤ 障害特性に配慮し、**リーフレット（分かりやすい版及び点字版）及び手話・字幕付き動画を特設サイトに掲載。**

（3）被害者に対し確実に補償を届けるための施策

【弁護士による請求サポートの仕組みづくり】

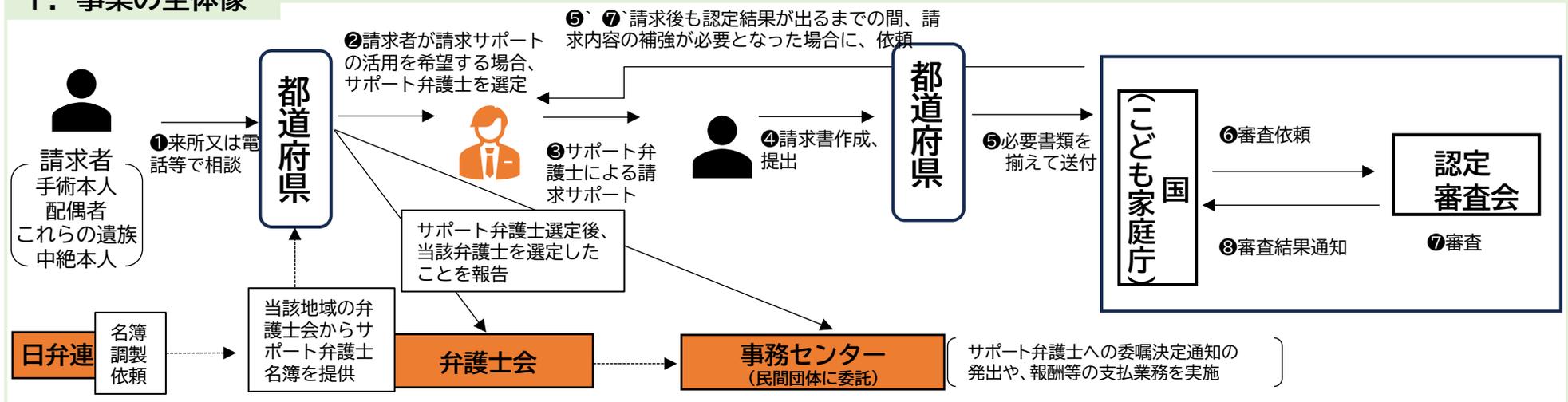
- ① 立法過程における超党派議員連盟のご議論を踏まえ、新たな補償制度に基づく補償金等の請求が円滑に行われるよう、**日弁連や弁護団の協力も得て、被害者の方の請求手続に関し弁護士（サポート弁護士）が支援する仕組みを創設。**
- ② 請求サポートの仕組みの円滑な施行に向けて、昨年12月12日以降、**各地域ブロックごとにサポート弁護士研修会を実施**するとともに、施行日までに**請求サポート業務に関するガイドラインを策定。**

【個別通知】

- ① 補償金等の支給対象になり得る旨を支給対象者に個別に通知することについては、立法過程における超党派議員連盟のご議論において、法律上義務付けないこととされたことを踏まえ、**都道府県に協力依頼通知を发出し、個々人の置かれている状況等に応じて、先行して実施した事例を参照しながら、適切な実施を検討いただきたい旨、依頼。**また、**既に一時金を受給された方に対しては、補償金に関する個別通知を发出していただくよう、都道府県に協力を依頼。**
- ② 各都道府県の取組を後押しするため、個別通知のために要した費用については、都道府県に交付する事務費の交付対象とするとともに、**既に個別通知を実施している自治体の事例について、周知を実施。**

- 旧優生補償金等の請求者に対して、弁護士会の名簿に登録されたサポート弁護士のうち、都道府県が選定したサポート弁護士が、請求書や陳述書の作成や資料の調査等を支援することで、円滑な請求・認定につなげることを目的とする。

1. 事業の全体像



2. 請求サポートの主な内容

- 以下の請求サポートを請求者の利用料負担なしで実施。

①請求書や陳述書の作成支援

請求者本人等から優生手術や人工妊娠中絶を受けるに至った経緯等について、聞き取り、請求書や陳述書を作成。

②資料の調査

請求者本人の委任を受け、請求者に代わって、関係機関に対して、優生手術や人工妊娠中絶を受けたことを証明する資料を照会。

③公的証明書類の取得

特定配偶者が補償金を請求する場合や遺族が補償金を請求する場合等に必要となる戸籍謄本等の公的証明書類を、請求者本人の委任を受け、取得。

3. 実施主体等

実施主体

こども家庭庁（都道府県、日本弁護士連合会、弁護士会、民間事業者の協力を得て実施）

報酬単価等

- ① 1時間当たりサポート弁護士報酬単価
0から10時間まで 15千円/時間
10時間を超える時間 10千円/時間 ※時間上限なし。
※複数選定の場合追加あり。
- ② 実費
交通費、手話通訳者の同行費、資料取寄費用等を支給

その他母子保健行政に係る最近の動き について

令和7年度予算案 5.3億円（6.7億円）【令和4年度創設】

事業の目的

両親学級のオンライン実施やSNSを活用したオンライン相談など、妊産婦等のニーズに応じたアクセスしやすい多様な相談支援を行うとともに、母子保健に関する記録を電子化することで、妊産婦等の状態を適切に管理するなど、必要な支援が行われるよう体制強化を図る。また、都道府県による成育医療等に関する協議会の設置や、**都道府県**や市町村が実施する各種健診の精度管理などの広域支援の推進等を実施する。

事業の概要

市町村事業

①母子保健に関するデジタル化・オンライン化等体制強化事業

個々の家庭の状況に応じて、適切な支援を提供できるよう、地域の実情に応じた支援体制等の強化を図る。

- (1) 両親学級等のオンライン実施
- (2) SNSを活用したオンライン相談
- (3) 母子保健に関するデジタル化（記録の電子化等）
- (4) 各種健診に必要な備品（屈折検査機器等）の整備
- (5) その他母子保健対策強化に資する取り組み

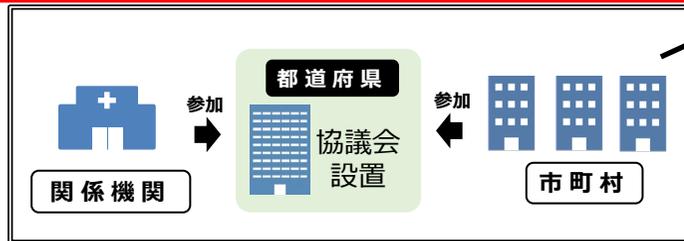
都道府県・指定都市事業

※指定都市の対象事業は、②（2）の新生児マススクリーニングの精度管理に限る

②母子保健に関する都道府県広域支援強化事業（R5～）

(1) 成育医療等に関する計画の策定や協議会の設置、ニーズ把握や研修会の実施、普及啓発等の広域支援の実施。

(2) 新生児マススクリーニング検査の精度管理や、各市町村の健診等の精度管理などの支援（拡充）



都道府県において、**成育医療等に関する協議会**を設置するとともに、協議会による検討・決定なども踏まえ、母子保健（各種健診や産後ケア事業など）に関する広域支援を実施

【協議会の検討内容（例）】

- ・都道府県、市町村の「**成育医療等に関する計画**」の策定に関すること
- ・母子保健事業に関する**実施体制の整備**や**委託先の確保**に関すること
- ・母子保健事業に関する**委託内容（契約金額など）の統一化**に関すること
- ・健診に係る人材確保や医療・福祉等の支援体制の広域的な調整に関すること

実施主体等

- ◆ 実施主体 : 都道府県、市町村
- ◆ 補助率 : ①国1/2、市町村1/2
②国1/2、都道府県、指定都市1/2
- ◆ 補助単価 : ①6,043千円 ②(1)2,373千円 (2)10,000千円

事業実績

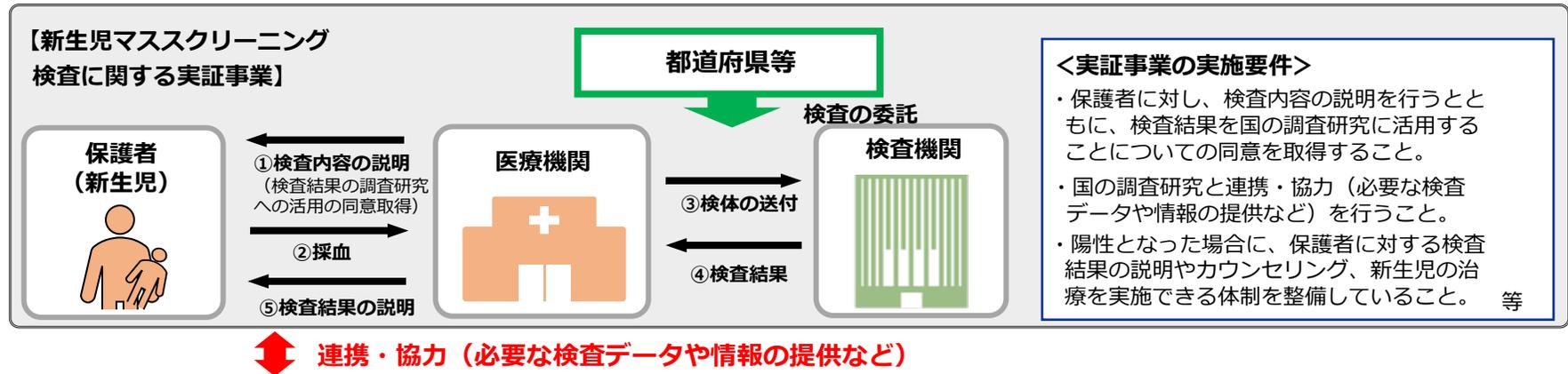
- ◆ 実施自治体数 : 609自治体
(12都道府県、597市町村)
- ※令和5年度変更交付決定ベース

事業の目的

- 新生児マススクリーニング検査（先天性代謝異常等検査）については、現在、都道府県・指定都市において20疾患を対象にマススクリーニング検査が実施されているところであるが、近年、治療薬の開発等により、対象疾患の追加の必要性が指摘されていることから、令和5年度より国において調査研究（こども家庭科学研究）を実施し、対象疾患を追加する場合の検査・診療体制や遺伝子カウンセリングの課題に関する対応策を得ることとしている。こうした中で、都道府県・指定都市においてモデル的に2疾患（SCID、SMA（※））を対象とするマススクリーニング検査を実施し、国の調査研究と連携・協力（必要な検査データや情報の提供など）を行うことで、マススクリーニング検査の対象疾患の拡充に向けた検討に資するデータを収集し、その結果を踏まえ、全国展開を目指す。
- （※）SCID（重症複合免疫不全症）：免疫細胞の機能不全により免疫力が低下し、出生直後から重篤な感染症を繰り返す疾患。
SMA（脊髄性筋萎縮症）：脊髄の運動神経細胞の異常のため、筋力低下、歩行障害、呼吸障害をきたす遺伝子疾患。

事業の概要

都道府県、指定都市においてモデル的に2疾患（SCID、SMA）を対象とするマススクリーニング検査を実施し、国の調査研究（こども家庭科学研究）と連携・協力（必要な検査データや情報の提供など）を行う。



【国の調査研究（こども家庭科学研究）】令和5～7年度

- ・地域における検査・診療体制、精度管理、遺伝カウンセリング等の整備の状況の把握
- ・保護者向けの情報提供資料又は説明文書の作成 など

実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県、指定都市
- ◆ 補助率：国1/2、都道府県、指定都市1/2
- ◆ 補助単価：6,000円/人 ※検査に関する説明等を含む。

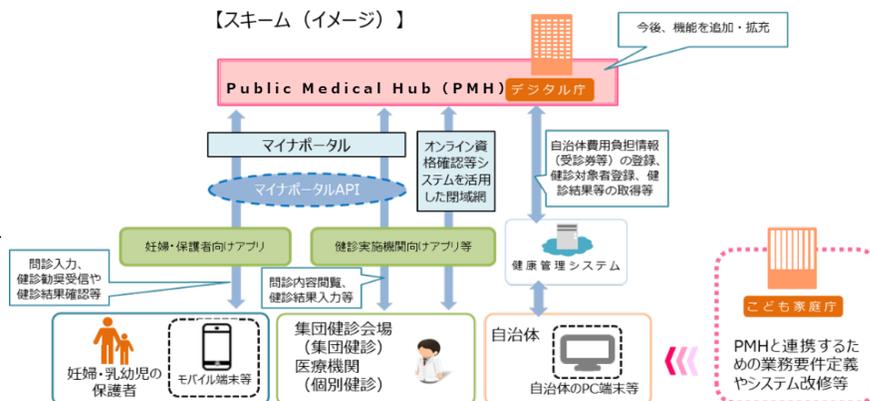
令和6年度補正予算 母子保健衛生対策推進事業委託費 12.5億円

事業の目的

- デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和5年6月9日閣議決定）において、マイナンバーカードの母子保健分野への利活用拡大として、「マイナポータルやマイナポータルとAPI連携したスマートフォンアプリ等を活用して、健診受診券・母子健康手帳とマイナンバーカードとの一体化を目指す。（略）実施状況を踏まえ、自治体システムの標準化の取組と連動しながら本取組を順次拡大し、全国展開を目指す。」とされ、また、経済財政運営と改革の基本方針2024（令和6年6月閣議決定）において、「母子保健等におけるこども政策DXを推進する」とされている。
- 母子保健デジタル化については、令和5・6年度に「母子保健デジタル化実証事業」を実施し、こども家庭庁とデジタル庁が協力して、デジタル庁が開発、機能追加・拡充する情報連携基盤（PMH）を活用し、妊婦健診や乳幼児健診について、マイナンバーカードを受診券として利用できるようにするとともに、問診票をスマホ等で入力できるようにする取組を先行的に実施しているところ。
- 引き続き、令和7年度においても、PMHを活用した情報連携の対象となる母子保健業務の機能追加・拡充（産後ケア事業など）等の検討や、電子母子健康手帳に関する必要な対応、母子保健情報のDB化に向けた検討を行うための実証事業等を行い、母子保健業務のデジタル化等の取組を進めていくことで、住民・自治体・医療機関間の業務の効率化や迅速な情報共有を目指す。

事業の概要

- 母子保健デジタル化等実証事業の全体の進捗管理。
- デジタル庁が開発、機能追加・拡充する情報連携基盤（PMH）と連携するための住民、医療機関・自治体等のアプリ・システムの改修等や、集合契約・費用請求システム、母子保健DB等の構築に向けた調査研究、要件定義、その他のPMHに関連したデジタル化の取組を実施。



実施主体等

【実施主体】 民間団体（公募により決定） 【補助率】 定額

令和6年度補正予算 1.3億円【令和4年度創設】

目的

成育基本方針（令和3年2月9日閣議決定）を踏まえ、プレコンセプションケアを含め、男女を問わず性や妊娠に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を促す事を目的とする。

内容

◆ 対象者

思春期、妊娠、出産等の各ライフステージに応じた相談を希望する者、**企業等の労務担当職員等**（避妊や性感染症等の性行為に関する相談、予期せぬ妊娠、メンタルヘルスケア、不妊症相談を含む）

◆ 内容（※（1）～（5）の基本事業は原則全て実施すること。）

- （1）不妊症・不育症や予期せぬ妊娠を含む妊娠・出産、思春期や性の悩み等を有する男女への専門的な相談指導（※）
- （2）不妊治療と仕事の両立に関する相談対応（※）
- （3）生殖や妊娠・出産に係る正しい知識等に関する講演会の開催（※）
- （4）相談指導を行う相談員の研修養成（**企業等向けのプレコンセプションケアに関するものも含む**）（※）
- （5）男女の性や生殖、妊娠・出産、不妊治療等に関する医学的・科学的知見の普及啓発（※）
- （6）学校で児童・生徒向けに性・生殖に関する教育等を実施する医師や助産師等の研修会実施等の支援
- （7）特定妊婦等に対する産科受診等支援（性感染症などの疾病等に関する受診を含む。）
- （8）若年妊婦等に対するSNSやアウトリーチによる相談支援、緊急一時的な居場所の確保
- （9）出生前遺伝学的検査（NIPT）に関する専門的な相談支援
- （10）HTLV-1等母子感染対策協議会の設置等
- （11）不妊症・不育症患者等の支援のためのネットワーク整備
- （12）基礎疾患のある妊産婦等への妊娠と薬に関する相談支援（R6～）

（13）医療機関等に委託するプレコンセプションケアに関する相談支援（新規）【予算案：1.0億円】

（14）性と健康の相談支援センターや委託先となっている医療機関等のオンライン相談の初期設備整備（新規） ※補助単価：1か所13万円
【予算案：0.3億円】

◆ 実施自治体数

96自治体（47都道府県、49市） ※ 令和5年度変更交付決定ベース

実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県・指定都市・中核市 ◆ 補助率：国1／2、都道府県・指定都市・中核市1／2

令和6年度補正予算 性と健康の相談センター事業の一部 1.0億円

事業の目的

- 「経済財政運営と改革の基本方針2024」において、「相談支援等を受けられるケア体制の構築等プレコンセプションケアについて5か年戦略を策定した上で着実に推進する」旨が盛り込まれた。
- こうした点を踏まえ、プレコンセプションケアのための5か年戦略を策定するための議論を行うとともに、プレコンセプションケア概念の幅広い普及を行う。
- プレコンセプションケアについて、若年世代を含む国民が、気軽に相談できるよう、身近な地域や機関等における相談体制の整備を図る。

事業の概要

- 対象者
将来の妊娠・出産やライフデザインに関心がある男女
- 内容
身近な地域の医療機関等にプレコンセプションケアに関する相談支援の委託等を行い、対象者に相談支援を実施した場合の費用について補助を行う。
(※性と健康の相談支援センターが直接相談支援を行うことも可能)

実施主体等

- 【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市 【補助率】 1/2
【補助単価】 相談1件当たり 7,700円(※) ※ただし、実際の相談費用の7割相当額を上限とする。

令和6年度補正予算 母子保健衛生費補助金 1.9億円

事業の目的

- 入院患者への家族による付添いについては、診療報酬に係る規則（厚生労働省令）において、小児患者等の場合は、医師の許可を得て家族等患者の負担によらない者が付き添うことは差し支えないこととされている。
- また、こども家庭庁が実施した実態調査においても、こどもが入院した際に家族が付添いを行っている状況があることが確認されているが、こどもの付添いを希望する家族において、十分な休息などが確保されていないといった課題が指摘されている。
- こうした状況を踏まえ、入院中のこどもの家族の環境整備の取組等の充実を図り、こどもや家族が安心して入院することができる環境改善を推進することを目的とする。

事業の概要

入院中のこどもの家族の付添い等に係る環境改善のため、以下の取組を行う医療機関に対して必要な経費を補助する。

（1）環境改善のための修繕の実施

こどもの付添いをする家族が休息できるスペースを設置するなど、医療機関の施設内の修繕を実施する。

（2）環境改善のための物品等の購入

こどもの付添いをする家族が利用できる簡易ベッド、ソファベッド、寝具等や、家族の食事のための調理器具（食事を温める電子レンジ等）などを購入する。

また、家族が入院の付添いができない場合において、小児患者が家族とオンラインで話すためのタブレット端末等を購入する。

実施主体等

【実施主体】 都道府県

【補助率】 国1/2、都道府県1/2

【補助単価】 （1）1医療機関あたり 7,500千円

（2）医療機関の小児患者に係る1床あたり 20千円

※ただし、1つの医療機関において本事業の補助対象となるのは、一定の期間（10年）につき1回とする。

事業の目的

- 地方の周産期医療体制の不足を補完し、妊産婦本人の居住地にかかわらず、安全・安心に妊娠・出産ができ、適切な医療や保健サービスが受けられる環境を全国で実現するため、遠方の産科医療機関等で妊婦健診を受診する必要がある妊婦に対して、当該医療機関等までの移動にかかる交通費の助成を行うことにより、妊婦の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。
- ※ 本事業による支援を通じて、周産期医療の提供体制の構築において、周産期医療に携わる医師の働き方改革を進めつつ、地域医療構想や医師確保計画との整合性にも留意しながら、医療機関・機能の集約化・重点化や産科医の偏在対策等を推進した場合においても、妊婦の妊婦健診を実施する医療機関等までのアクセスを確保する。

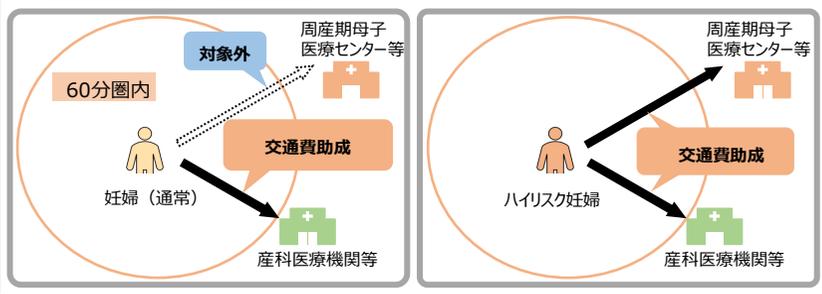
事業の概要

自宅（又は里帰り先）から

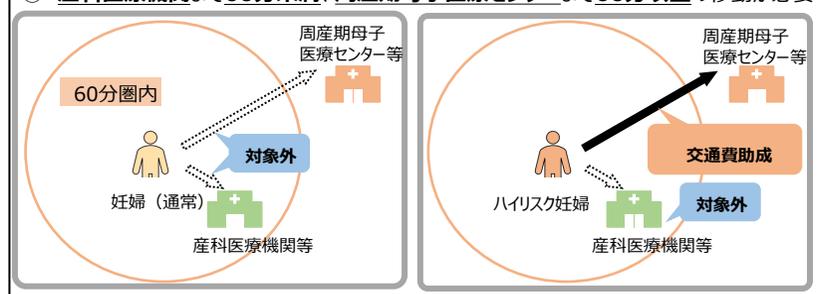
- ① 最寄りの妊婦健診を受診することができる産科医療機関等まで概ね60分以上の移動時間を要する妊婦（※上限14回）
- ② 医学上の理由等により、周産期母子医療センター等で妊婦健診を受診する必要がある妊婦（以下「ハイリスク妊婦」という。）のうち、最寄りの周産期母子医療センター等まで概ね60分以上の移動時間を要する妊婦（※上限14回）
- ③ 妊婦健診を受診することができるが分娩ができない産科医療機関等が概ね60分以内にある妊婦であって、妊娠後期（概ね妊娠32週頃）から分娩予定施設に切り替えて妊婦健診を受診する妊婦のうち、最寄りの分娩可能な産科医療機関まで概ね60分以上の移動を要する妊婦（※上限7回）

◆ 対象者

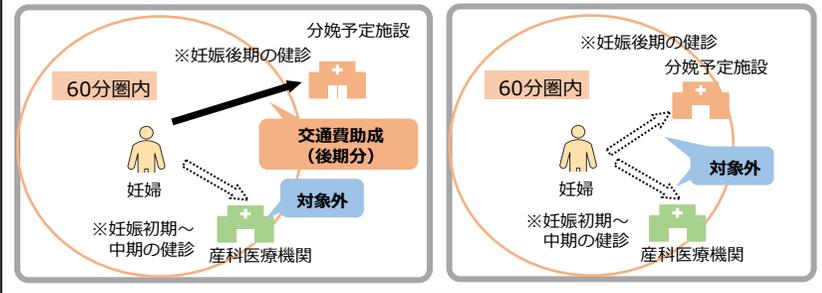
① 産科医療機関まで60分以上の移動が必要



② 産科医療機関まで60分未満、周産期母子医療センターまで60分以上の移動が必要



③ 妊娠後期から分娩施設で健診を行う場合で、分娩施設まで60分以上の移動が必要



(留意事項)

本事業を実施する市町村が属する都道府県は、周産期医療提供体制の構築等の取組を通じて、成育過程にある者に対する医療、保健、福祉等に係る関係者による協議の場等を活用し、都道府県の医療部門と都道府県及び管内市町村の母子保健部門等とが連携し、産後ケア事業をはじめとする母子保健事業等による妊産婦の支援の推進を図ること。

実施主体等

- ◆ 実施主体：市町村 ◆ 補助率：国1/2（都道府県1/4、市町村1/4）※都道府県からの間接補助による交付
- ◆ 補助内容：移動に要した費用（公共交通機関・自家用車の利用について、旅費規程に準じて算出した交通費の額（実費を上限とする））の8割を助成

令和6年度補正予算 母子保健衛生対策推進事業委託費 3.7億円

事業の目的

- 「経済財政運営と改革の基本方針2024」において、「相談支援等を受けられるケア体制の構築等プレコンセプションケアについて5か年戦略を策定した上で着実に推進する」旨が盛り込まれた。
- こうした点を踏まえ、プレコンセプションケアのための5か年戦略を策定するための議論を行うとともに、プレコンセプションケア概念の幅広い普及を行うことを目的とする。

事業の概要

● プレコンセプションケアの提供のあり方に関する検討会の運営等

プレコンセプションケアに係る課題や対応策等について整理を行うための、「プレコンセプションケア5か年パッケージ（仮称）」に関する有識者等を集めた「プレコンセプションケアの提供のあり方に関する検討会」の運営等を行う。

● プレコンセプションケアに関する情報発信等事業

プレコンセプションケアに関するSNS等を活用した広報啓発、リーフレットや動画等の普及啓発資材の開発、若年世代を対象にした情報発信等を実施する。これにより、「プレコンセプションケア」概念の幅広い普及とともに、男女を問わず、性や妊娠・出産に関する正しい知識を身につけ、適切な健康管理を行うことを目的とする。

実施主体等

【実施主体】 民間団体（公募により決定） 【補助率】 定額

令和6年度補正予算 878億円

事業の目的

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（令和7年1月17日施行。以下「補償金等法」という。）に基づき、令和6年7月3日の最高裁判所大法廷判決において国の責任が認められた者と同様の苦痛を受けている者または配偶者の損害の迅速な賠償を図るための補償金を支給する。また、特定疾病等を理由に旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者の被った苦痛を慰謝するための人工妊娠中絶一時金を支給する。

事業の概要

①独立行政法人福祉医療機構が、補償金等法に基づき新たな補償金等を支給するための基金を造成するための交付金を交付する。

【予算案：862億円】

1. 補償金

対象：旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた本人又は特定配偶者（本人又は特定配偶者が死亡している場合はその遺族）

支給額：本人 1500万円 特定配偶者 500万円 ※特定配偶者とは、本人の手術日から本法公布日の前日までに婚姻(事実婚含む)していた方等

2. 人工妊娠中絶一時金

対象：旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた本人で生存している方

支給額：200万円 ※人工妊娠中絶の回数や子どもの有無にかかわらず一律に支給する

②都道府県が、補償金等法の円滑な施行のために行う周知広報や、請求窓口の体制強化を図るための補助金を交付する。

【予算案：3.5億円】

③こども家庭庁において、補償金等法の施行に伴う謝罪広告や周知広報、被害を受けた方が補償金等の請求を行うためのサポート体制の整備等を行う。【予算案：12億円】

実施主体等

【実施主体】 ①独立行政法人福祉医療機構、②都道府県、③こども家庭庁

【補助率】 ①10/10、②10/10、③－

【補助単価】 ①定額 ②こども家庭庁が必要と認めた額、③－

✓ マイナンバーカードを活用した医療費助成の効率化については、オンライン資格確認に必要なシステムが設計・開発されるとともに、**令和5・6年度に183自治体（22都道府県、161市町村）が先行実施事業**に参加。

✓ 「**医療DXの推進に関する工程表**（令和5年6月2日医療DX推進本部決定）」 「**デジタル社会の実現に向けた重点計画**（令和6年6月21日閣議決定）」 に基づき、順次、参加自治体を拡大しつつ、**令和8年度（2026年度）以降、全国展開の体制を構築し、公費負担医療・地方単独医療費助成におけるオンライン資格確認（マイナ保険証による資格確認）を推進。**

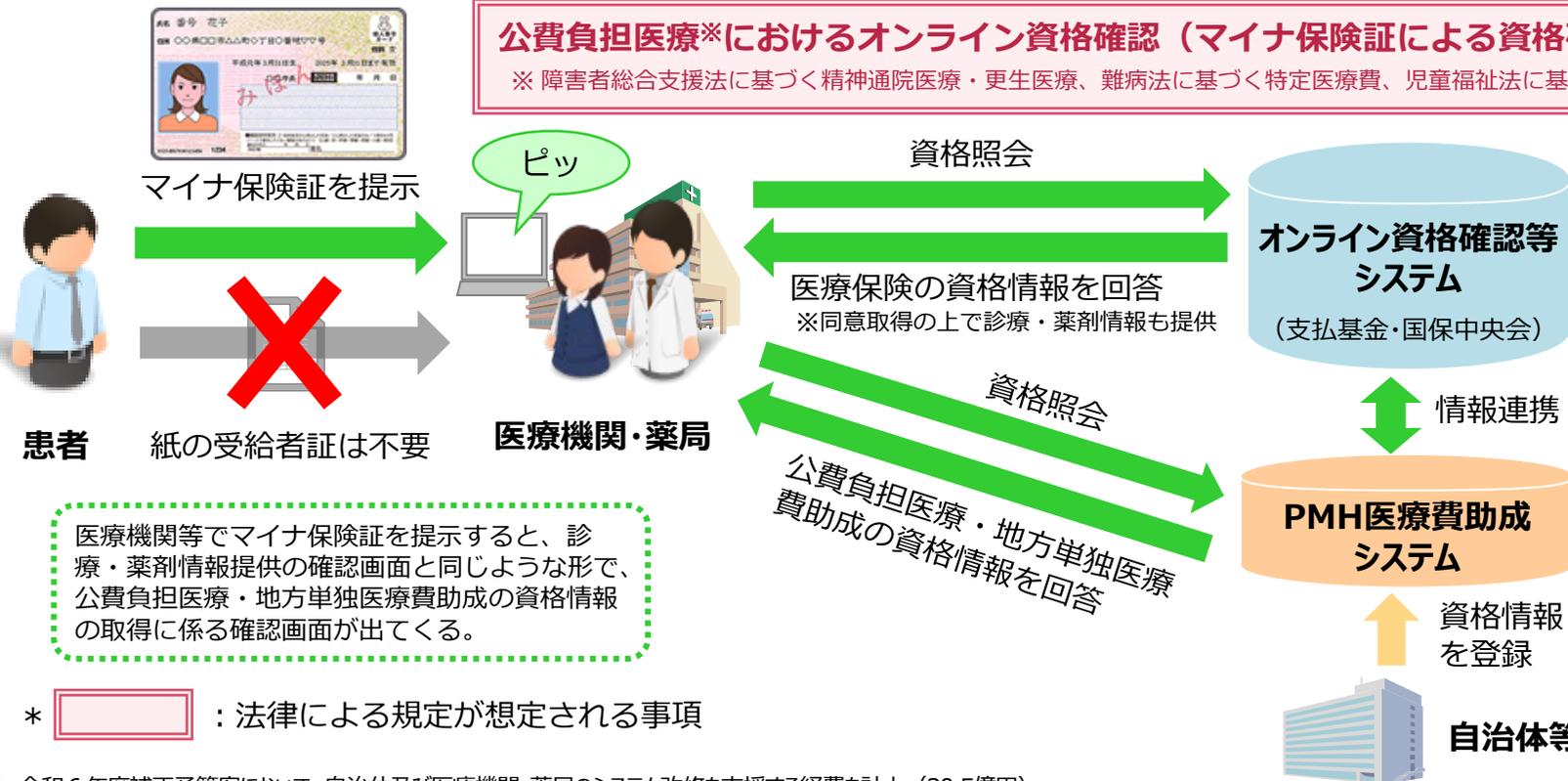
※ 公費負担医療や地方単独医療費助成（子ども医療費助成など）には様々な制度があり、自治体ごとに多様なシステム等が構築されていること、自治体システム標準化の取組状況等も踏まえる必要があることから、令和8年度以降、全国展開の体制を構築した上で、順次、自治体や医療機関・薬局におけるシステム対応*を推進。

* 自治体システムの改修：自治体の各業務システムからPMH医療費助成システムに医療費助成に係る資格情報を定期的に登録するための自治体の各業務システムの改修

* 医療機関・薬局のシステムの改修：オンライン資格確認端末から出力された医療費助成に係る資格情報をレセプトコンピュータに取り込むためのレセプトコンピュータの改修

公費負担医療※におけるオンライン資格確認（マイナ保険証による資格確認）を制度化

※ 障害者総合支援法に基づく精神通院医療・更生医療、難病法に基づく特定医療費、児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費など



支払基金又は国保連
において、システム
の管理・運用等の業
務を全国規模で実施

※ 福祉事務所が実施主体である生活保護のオンライン資格確認の費用負担等を勘案し、公費負担医療・地方単独医療費助成の実施主体である自治体（都道府県、市区町村）等に、上記業務に要する費用の負担をお願いしたい（運用費用の詳細は、後述のとおり）

医療機関等でマイナ保険証を提示すると、診療・薬剤情報提供の確認画面と同じような形で、公費負担医療・地方単独医療費助成の資格情報の取得に係る確認画面が出てくる。

* ：法律による規定が想定される事項

* 令和6年度補正予算案において、自治体及び医療機関・薬局のシステム改修を支援する経費を計上（30.5億円）。

・自治体システムの改修への支援 基準額500万円、補助率1/2

・医療機関・薬局のシステムの改修への支援 ①病院：28.3万円を上限に補助（事業額56.6万円の1/2を補助） ②診療所（医科・歯科）・薬局（大型チェーン薬局以外）：5.4万円を上限に補助（事業額7.3万円の3/4を補助） ③大型チェーン薬局：3.6万円を上限に補助（事業額7.3万円の1/2を補助）

◎ 都道府県の実施状況（22都道府県が参加）

種類	公費負担医療				地方単独医療費助成
	難病	小児慢性	結核患者の医療	精神通院医療 (自立支援医療)	その他※
実施都道府県数	19	18	4	13	2

※こども医療費助成、障害者医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成以外の地方単独医療費助成

◎ 市町村の実施状況（161市町村が参加）

種類	公費負担医療							地方単独医療費助成			
	難病	小児慢性	結核患者 の医療	未熟児 養育医療	自立支援医療			こども	障がい	ひとり親	その他
					精神通院 医療	更生医療	育成医療				
実施 市町村数	1	9	3	15	1	33	33	149	131	141	48

（注1）未熟児養育医療の実施市町村（15）は、帯広市（北海道）、川口市（埼玉県）、平塚市（神奈川県）、甲府市（山梨県）、一宮市（愛知県）、豊田市（愛知県）、長久手市（愛知県）、羽曳野市（大阪府）、西宮市（兵庫県）、多可町（兵庫県）、神河町（兵庫県）、出雲市（島根県）、赤磐市（岡山県）、福山市（広島県）、都城市（宮崎県）

1 協議スケジュール

【協議スケジュール（予定）】

- **次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金**の国庫補助協議について、令和7年度は以下のスケジュールで行う予定であるため、協議を検討している自治体におかれては準備をお願いしたい。

協議案件登録期限予定		
令和7年1月～2月上旬		
	協議書提出期限予定 (※)	国からの内示予定
事業着手予定月がR7.4又はR7.5の事業等	令和7年2月上旬	令和7年4月上旬
事業着手予定月がR7.6又はR7.7の事業等	令和7年4月上旬	令和7年6月上旬
事業着手予定月がR7.8又はR7.9の事業	令和7年6月上旬	令和7年8月上旬
事業着手予定月がR7.10又はR7.11の事業	令和7年8月上旬	令和7年10月上旬
事業着手予定月がR7.12以降の事業	令和7年10月上旬	令和7年12月上旬

注：具体的な提出期限等については、地方厚生（支）局より連絡する。

※1：協議案件の登録は原則年1回とする。

※2：登録された協議案件のうち、採択事業として仮決定された事業については、着手時期等に応じて5回に分けて協議書を提出する。

※3：当該交付金は予算の範囲内において交付するものであるため、ご留意いただきたい。

※4：詳細な協議スケジュールについては、令和7年1月下旬頃にお知らせする予定。

【交付対象の整備内容】

創設、大規模修繕（一部改修、アスベスト処理工事等）、増築、増改築、改築、拡張、スプリンクラー設備等整備、老朽民間児童福祉施設整備、応急仮設施設整備、耐震化等整備 等

※交付金によって交付対象となる整備内容が異なるため、詳細については各交付要綱等を参照されたい。

- **子ども・子育て支援施設整備交付金**の国庫補助協議については、令和7年度は以下のスケジュールで行う予定である（昨年度と同様のスケジュール）。

協議を検討している自治体におかれては準備をお願いしたい。

	協議書提出期限予定 (※)	国からの内示予定
第1回	令和7年2月上旬	令和7年4月上旬
第2回	令和7年4月上旬	令和7年6月上旬
第3回	令和7年6月上旬	令和7年8月上旬
第4回	令和7年8月上旬	令和7年10月上旬
第5回	令和7年10月上旬	令和7年12月上旬

注：具体的な提出期限等については、地方厚生（支）局より連絡する。

※1：スケジュールについては、左記のとおり、予定している。

※2：当該交付金は予算の範囲内において交付するものであるため、予算の執行状況によっては第2回以降の協議募集は行わない場合があるため、ご留意いただきたい。

※3：詳細な協議スケジュールについては、令和7年1月下旬頃にお知らせする予定。

【交付対象の整備内容】

創設、大規模修繕（一部改修、アスベスト処理工事等）、改築、拡張、応急仮設施設整備等

※詳細については交付要綱等を参照されたい。

2 留意事項

【次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金の協議案件の登録について】

- 各年度における各自治体の施設整備計画に基づく施設整備事業とし、**原則、年1回**とする。提出の際、協議案件の登録漏れのないよう、都道府県及び市町村内の関係する施設整備事業所管部署等と連携を密にし、十分に調整した上で提出すること。
- また、**協議案件の登録の際**には申請される各自治体内において、**施設整備事業の優先順位を設定（※）**していただくので、事前に関係部局等と十分に調整を行うこと。
※ 優先順位は、各自治体の施設整備計画における施設整備事業全体で設定。同一順位の設定は不可、施設種別毎に優先順位を設定するものではないので注意していただきたい。
- 提出後、**登録された事業が採択予定事業として仮決定**されたことで**直ちに内示が確約されるものではない（※）**ことに留意が必要。
※ 採択予定事業として仮決定後、協議書の審査段階で交付要件を満たしていないことが判明した場合、内示を行わない、あるいは減額して内示するケースがある。

【その他留意事項】

- 内示前に事業着手した場合は補助の対象外となるので留意すること。事業着手とは工事契約の締結のことであり、内示後の契約を担保するような仮契約も含まれる。また、工事契約前の着手金の支払いなど、事実上事業の一部に着手しているような場合も事業着手に該当するため留意すること。
- 複数年度事業の場合は毎年度協議書の提出を行う必要があるが、内示前着工とならないよう2カ年目以降は必ず年度第1回目の協議書提出時期にて協議すること。

令和7年度予算案 67億円 + 令和6年度補正予算 138億円（5か年加速化対策分含む）
（令和6年度当初予算67億円）

事業の目的

- 児童福祉施設等に係る施設整備について、都道府県・市区町村が作成する整備計画に基づく施設の整備を推進し、次世代育成支援対策の充実を図る。

事業の概要

事業概要	整備内容	対象施設		
①通常整備				
児童養護施設等の整備を実施する。	創設、大規模修繕、増築、増改築、改築、拡張、スプリンクラー設備等整備、老朽民間児童福祉施設整備、応急仮設施設整備	<ul style="list-style-type: none"> ・助産施設 ・職員養成施設 ・自立援助ホーム ・ファミリーホーム ・一時預かり事業所 ・地域子育て支援拠点事業所 ・利用者支援事業所 ・子育て支援のための拠点施設 ・市区町村子ども家庭総合支援拠点 ・乳児院 ・母子生活支援施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・母子生活支援施設 ・児童養護施設 ・児童心理治療施設 ・児童自立支援施設 ・児童家庭支援センター ・児童厚生施設（児童館） ・児童相談所一時保護施設 ・産後ケア事業を行う施設 ・障害児入所施設 ・児童発達支援センター ・児童発達支援事業所 	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後等デイサービス事業所 ・居宅訪問型児童発達支援事業所 ・保育所等訪問支援事業所 ・障害児相談支援事業所 ・こども家庭センター ・里親支援センター ・社会的養護自立支援拠点事業所 ・妊産婦等生活援助事業所 ・児童育成支援拠点事業所 ・子育て短期支援事業専用施設
②耐震化等整備				
地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化、津波対策としての高台への移転を図るための改築又は補強等の整備を実施する。	大規模修繕、増改築、改築、老朽民間児童福祉施設整備			

<令和6年度補正予算により実施する拡充事項>

- ・ 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に必要な経費を要求する。

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく児童福祉施設等の耐災害性強化対策等については、「経済財政運営と改革の基本方針2024」を踏まえ、耐震化整備等に確保する。

実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、市区町村、社会福祉法人等

【補助率】 定額（国1/2相当、都道府県又は市町村1/4相当、設置主体1/4相当

児童館のみ：国1/3相当、都道府県又は市町村1/3相当、設置主体1/3相当 等）

概要：近年頻発する豪雨等の災害に伴い発生する停電・土砂災害・浸水災害を踏まえ、以下4つの緊急対策を実施する。

- ①耐震化整備・・・社会福祉施設等の耐震化を進めることにより、地震発生による建物倒壊等での人的被害を防ぐ
- ②非常用自家発電設備整備・・・非常用自家発電設備の整備を進めることにより、停電時においてもライフラインの確保を可能とする
- ③ブロック塀等改修整備・・・安全性に問題のあるブロック塀等の改修を進めることにより、地震発生によるブロック塀等の倒壊等での人的被害を防ぐ
- ④水害対策強化・・・社会福祉施設等において、水害対策のための施設改修等を推進することで、被害を最小限に抑える

①耐震化整備

目標箇所：約1,024カ所
 (児童関係施設等※：約595カ所、
 障害児者関係施設：280カ所、
 介護関係施設：65カ所、
 その他関係施設：84カ所) ※保育所等を含む

・昭和56年以前に建築された施設のうち、耐震診断の結果、改修の必要があるとされた施設

期間：令和7年度まで

実施主体：都道府県、市区町村

内容：柱や壁など躯体の耐震補強改修工事等を実施することで、地震発生による建物の倒壊、破損等を防止する。

達成目標：社会福祉施設等の耐震化を推進する。

進捗：214カ所/620カ所
 (児童関係施設等※：203カ所/585カ所、
 障害児者関係施設：11カ所/35カ所) ※婦人関係施設除く

②非常用自家発電設備整備

目標箇所：約2,857カ所
 (児童関係施設等※：約5カ所、
 障害児者関係施設：約495カ所、
 介護関係施設：約2,350カ所、
 その他関係施設：約7カ所) ※保育所等を含む

・非常用自家発電設備が現在未整備で、今後、整備予定のある施設

期間：令和7年度まで

実施主体：都道府県、市区町村

内容：非常用自家発電設備の整備を実施することで、地震発生による停電の際、事業の継続を可能とする。

達成目標：社会福祉施設等の非常用自家発電設備の整備を推進する。

進捗：20カ所/30カ所
 (児童関係施設等：10カ所/5カ所、
 障害児者関係施設：10カ所/25カ所)

③ブロック塀等改修整備

目標箇所：約1,472カ所
 (児童関係施設等※：約385カ所、
 障害児者関係施設：約255カ所、
 介護関係施設：約820カ所、その他関係施設：約12カ所)
 ※保育所等を含む

・劣化、損傷や高さ、控え壁等に問題があるブロック塀等を設置している施設

期間：令和7年度まで

実施主体：都道府県、市区町村

内容：改修工事等を実施することで、地震発生によるブロック塀等の倒壊、破損等を防止する。

達成目標：社会福祉施設等のブロック塀等の改修を推進する。

進捗：16カ所/415カ所
 (児童関係施設等：14カ所/385カ所、
 障害児者関係施設：2カ所/30カ所)

④水害対策強化

目標箇所：約1,690カ所
 (児童関係施設等※：約45カ所、
 障害児者関係施設：約470カ所、
 介護関係施設：約1,175カ所)
 ※保育所等を含む

・水害による危険性が高い地域において、安全な避難のための整備が必要な施設

期間：令和7年度まで

実施主体：都道府県、市区町村

内容：施設の改修工事等を実施することで、利用者の安全で迅速な避難を確保する。

達成目標：水害による危険性が高い地域に所在する施設の改修等の整備を推進していく。

進捗：4カ所/81カ所
 (児童関係施設等：3カ所/45カ所、
 障害児者関係施設：1カ所/36カ所)

令和7年度予算案 91億円+ 令和6年度補正予算 13億円 (令和6年度当初予算 156億円)
※令和7年度当初予算案91億円 全額、事業主拠出金を充当

事業の目的

子ども・子育て支援法に基づき、市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、放課後児童クラブ及び病児保育事業を実施するための施設の整備を促進することにより、放課後児童対策の推進を図るとともに病児保育事業の推進を図ることを目的とする。

事業の概要

「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、放課後児童クラブ及び病児保育施設の整備に要する経費の一部を補助する。

(1) 放課後児童クラブ整備費

子ども・子育て支援法における市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、放課後児童クラブを整備するために要する経費の一部を補助する。

【令和6年度補正予算より前倒しして実施する拡充事項】

待機児童が発生している市町村等が行う整備について、国庫補助率嵩上げ後の自治体負担分の一部を補助 (放課後児童クラブ整備促進事業)

(2) 病児保育施設整備費

病児保育施設を整備するために要する経費の一部を補助する。

実施主体等

【実施主体】市町村

【補助対象事業者】

市町村、社会福祉法人、学校法人、市町村が認めた者 等

【補助率】

	国	都道府県	市町村	社福法人等
放課後児童クラブ整備費				
市町村が整備を行う場合	1/3 (2/3)	1/3 (1/6)	1/3 (1/6)	—
市町村が社会福祉法人等が行う施設整備に対して補助を行う場合	2/9 (1/2)	2/9 (1/8)	2/9 (1/8)	1/3 (1/4)
病児保育施設整備費				
市町村が整備を行う場合	1/3	1/3	1/3	—
市町村が社会福祉法人等が行う施設整備に対して補助を行う場合	3/10	3/10	3/10	1/10

括弧書きは、放課後児童クラブや保育所等の待機児童が発生している場合等における嵩上げ後の補助率

(放課後児童クラブの補助率の嵩上げ)



(本事業を活用した場合の公立の場合の実質の補助割合)

	国	都道府県	市町村
①通常	1/3	1/3	1/3
②嵩上げ後	2/3	1/6	1/6
③整備促進事業活用後	5/6	1/12	1/12

(本事業を活用した場合の私立の場合の実質の補助割合)

	国	都道府県	市町村	設置者
①通常	2/9	2/9	2/9	1/3
②嵩上げ後	1/2	1/8	1/8	1/4
③整備促進事業活用後	5/8	1/16	1/16	1/4

自治体の負担割合を1/2軽減

自治体の負担割合を1/2軽減

令和6年度補正予算 児童福祉施設等災害復旧費補助金 : 36億円
児童福祉施設等設備災害復旧費補助金 : 2.6億円

1. 概要

災害により被害を受けた児童福祉施設等に関し、災害による被害からの速やかな復旧を図り、もって施設入所者等の福祉を確保するため、施設及び設備の災害復旧に要する費用について財政支援を行う。

2. 補助対象施設

- ・ 保育所 ・ 認定こども園 ・ 小規模保育事業所 ・ 事業所内保育事業所 ・ 母子生活支援施設 ・ 乳児院
- ・ 児童養護施設 ・ 児童自立支援施設 ・ 児童心理治療施設 ・ 助産施設 ・ 児童家庭支援センター
- ・ 児童厚生施設 ・ 児童自立生活援助事業所 ・ 子育て支援のための拠点施設 ・ 障害児施設 等

3. 補助対象経費

児童福祉施設及び障害児施設等の災害復旧事業に要する経費

※ 令和6年度補正予算においては、令和6年梅雨前線豪雨等（激甚災害指定（本激））、令和6年台風5号（激甚災害指定（局激））、台風7号、台風10号等について、自治体への所要額調査等に基づき計上。

4. 交付先

都道府県、指定都市、中核市等

5. 国庫補助率

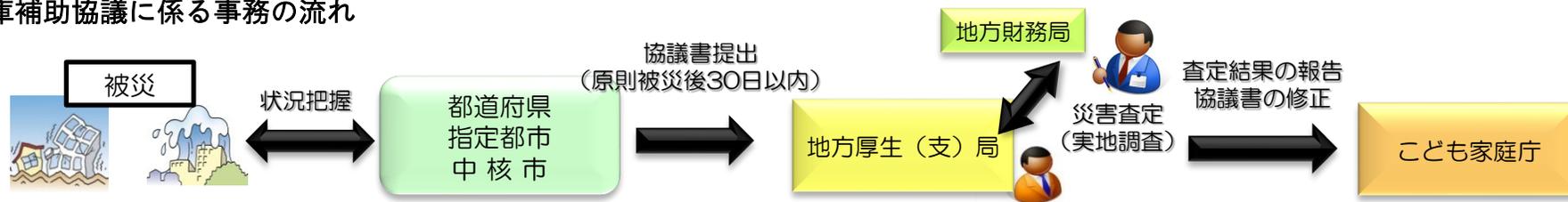
施設整備：通常（※）1/2 または 1/3 等（施設種別により異なる）

※ 激甚災害時においては、激甚法対象施設の国庫補助率が被害額等に応じて $1/2 + \alpha$ または $1/3 + \alpha$ となる。

（激甚法対象外施設の国庫補助率は、予算措置により $1/2 \rightarrow 2/3$ または $1/3 \rightarrow 1/2$ に嵩上げ対象とする。）

設備整備：定額（令和6年梅雨前線豪雨等を対象）

6. 国庫補助協議に係る事務の流れ



令和7年度予算案：1.0億円 + 令和6年度補正予算：0.2億円

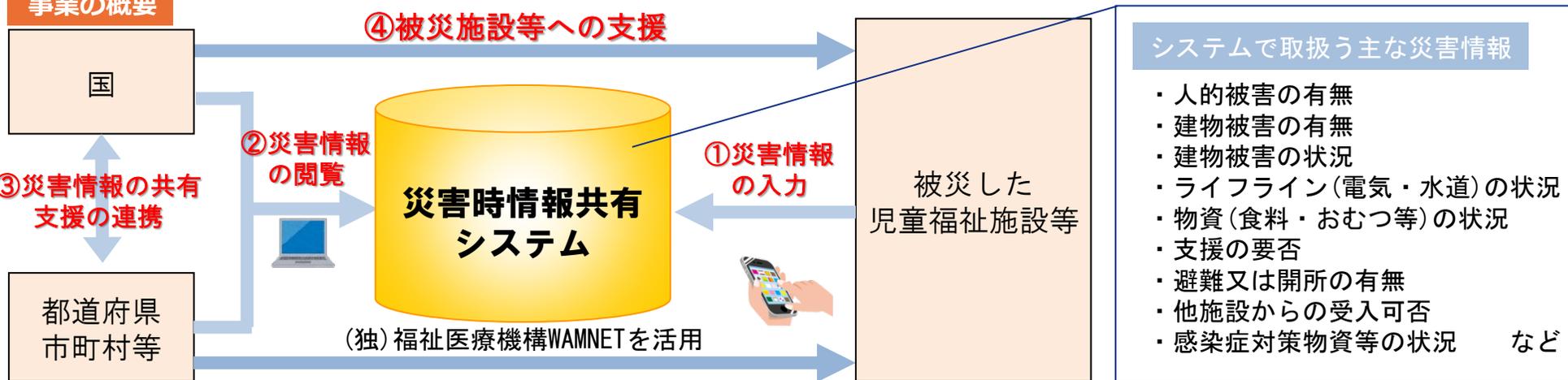
事業の目的

- 災害発生時における児童福祉施設等の被害状況等を国・地方公共団体等が迅速に把握・共有し、被災施設等への迅速かつ適切な支援につなげることを目的として、「災害時情報共有システム」の運用・保守に係る経費を計上

【令和6年度補正予算】

児童福祉施設等における感染症対策物資等の備蓄状況やその補充のために必要な状況の把握を行うためのシステム改修経費を計上

事業の概要



【参考】新型インフルエンザ等対策政府行動計画 (令和6年7月2日閣議決定) (抄)

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

(6) 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

第12章 物資

1-3. 医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等

⑥ 国及び都道府県は、社会福祉施設に対して、可能な限り必要な感染症対策物資等の備蓄に努めるよう呼び掛ける。(厚生労働省、こども家庭庁)

令和7年度予算案 2,138億円（2,074億円） ※（）内は前年度当初予算額

※延長保育事業、放課後児童健全育成事業、病児保育事業の費用の一部について、事業主拠出金を充当（1,146億円）

事業の目的

子ども・子育て支援法に基づき市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、同法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業に要する経費に充てるため交付することにより、子ども・子育て支援の着実な推進を図ることを目的とする。

事業の概要

「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、地域子ども・子育て支援事業を実施する市町村に対し、事業の実施に必要な費用を交付する。

《対象事業》

- | | | |
|----------------------|----------------------|----------------------------------|
| ① 利用者支援事業 | ⑧ 養育支援訪問事業 | ⑪ 病児保育事業（*） |
| ② 延長保育事業（*） | 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 | ⑫ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） |
| ③ 実費徴収に係る補足給付を行う事業 | 子育て世帯訪問支援事業 | ⑬ 産後ケア事業 |
| ④ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 | 児童育成支援拠点事業 | ⑭ 乳児等通園支援事業（令和7年度限り） |
| ⑤ 放課後児童健全育成事業（*） | 親子関係形成支援事業 | |
| ⑥ 子育て短期支援事業 | ⑨ 地域子育て支援拠点事業 | |
| ⑦ 乳児家庭全戸訪問事業 | ⑩ 一時預かり事業 | |

※妊婦健診については地方交付税措置
* 記載事業は事業主拠出金を充当

《令和7年度における主な充実の内容》

- 出産・子育て応援交付金で実施していた伴走型相談支援事業について、利用者支援事業に妊婦等包括相談支援事業型を創設して実施する。
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業について、物価高騰を踏まえ、給食費（副食材料費）の補助単価の見直しを行う。
- 地域子育て支援拠点事業について、子育て親子等がより身近な場所で交流等を行えるようにするため、専用施設での実施だけでなく、賃貸物件において事業を実施する拠点に対する賃借料補助加算を創設する。
- 一時預かり事業（幼稚園型）について、職員配置基準の改正に伴う単価の見直しを行うとともに、特別な支援を要する児童分単価の見直しを行う。
- ファミリー・サポート・センター事業について、性加害防止対策に資する取組として、講習・広報啓発等を実施した場合の加算を創設する。
- 産後ケア事業について、令和7年度から地域子ども・子育て支援事業で実施するとともに、受け入れに追加の人員配置が必要となるきょうだい、生後4か月以降の児を預かった際の加算措置や、安全対策の充実のため、宿泊型の夜間の助産師等の2人以上の人員配置についての加算措置を創設する。
- 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、令和7年度に限り地域子ども・子育て支援事業で実施する。

実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む）

【補助割合】国1/3，都道府県1/3，市町村1/3 等

子ども・子育て支援特別会計の創設（令和7年度）

こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるため、**年金特別会計の子ども・子育て支援勘定及び労働保険特別会計の雇用勘定（育児休業給付関係）を統合し、子ども・子育て支援特別会計を令和7年度に創設**する。

- ① **子ども・子育て支援特別会計は、児童手当、子どものための教育・保育給付、妊婦のための支援給付、育児休業等給付等に関する政府の経理を明確にすることを目的とする。**
- ② **子ども・子育て支援特別会計を「子ども・子育て支援勘定」及び「育児休業等給付勘定」に区分し、子ども・子育て支援勘定は内閣総理大臣が、育児休業等給付勘定は厚生労働大臣が管理**する。※主な歳入・歳出は右図のとおり。
- ③ **事業主拠出金、子ども・子育て支援納付金、雇用保険料といった特定の財源に係る決算剰余金が、特定の財源を充当する経費以外に使われることのないよう、子ども・子育て支援勘定に「積立金（事業主拠出金）」及び「子ども・子育て支援資金（子ども・子育て支援納付金）」、育児休業等給付勘定に「育児休業給付資金（育児休業給付に充てる雇用保険料）」を置き、分別管理**する。

子ども・子育て支援特別会計（令和7年度）

（所管：内閣府（こども家庭庁）、厚生労働省共管）

